

平成28年度国庫補助事業
ロシア地域貿易投資促進事業

ロシア広域経済圏の形成

2017年3月

一般社団法人 ロシアNIS貿易会
ロシアNIS経済研究所

序 文

2015年、ロシアを中心にユーラシア経済連合が発足し、これが日本企業にとっても新たなビジネスチャンスと対処すべき新たな課題をもたらしている。そのみならず、旧ソ連圏で、ユーラシア経済連合の加入国と、未加入国との間で関係が錯綜し、これが日本企業にとってビジネスを展開する上で一つの障害となっている。さらに、ユーラシア経済連合が第三国と自由貿易協定を締結する動きがあり、これも日本企業が今後考慮すべき要因である。

そこで、ユーラシア経済連合の現状や諸問題に加え、同連合と周辺諸国との関係につき調査を行い、日系企業に提供すべく作成したのが、本報告書である。本報告書が、日系企業のロシア・NIS諸国との貿易・経済交流の一助となることができれば、これに優る喜びはない。

2017年3月

一般社団法人 ロシアNIS貿易会
会 長 村山 滋

目 次

I	ロシアの対外経済政策路線	1
II	図解で読み解くユーラシア経済連合	7
III	ロシアの対外経済関係の統計データ	25
IV	資料:ロシア連邦国家プログラム「対外経済活動の発展」	38

I.ロシアの対外経済政策路線

ロシア連邦の対外政策コンセプト

プーチン・ロシア大統領が2016年11月30日付で署名した大統領令により、「ロシア連邦の対外政策コンセプト」という政策文書が採択された。現時点でのロシアの公式的な対外政策路線が、ここに表明されていると理解していいだろう。

「コンセプト」の第IV部に、ロシアの対外政策の地域別の優先事項が記されている。対CIS／ユーラシア関係、対欧米関係、対アジア・太平洋関係という具合に並んでおり、明記されているわけではないが、これがロシアにとっての一般的な優先順位であるというニュアンスが感じられる。

以下では、「コンセプト」の中で、対CIS関係、対欧米関係、対アジア・太平洋関係につき、どのような方針が示されているかを確認することにする。

CIS域内の関係

「コンセプト」の第IV部では、まず冒頭の第49～60項において、旧ソ連／CIS空間におけるロシアの基本政策が述べられている。主要部分は、以下のとおりである。

独立国家共同体（CIS）諸国との二国間および多国間協力、CIS空間における既存の統合組織をロシアが参加して一層強化することは、ロシア連邦の対外政策の優先的方向性である。

ロシアは、あらゆる分野での統合過程を進展させる目的で、連合国家の枠組みでのベラルーシ共和国との戦略的連携を拡大する。

ロシアは、ユーラシア経済連合加盟諸国の経済の安定的な発展、全面的な技術刷新、協業、競争力向上と、その諸国民の生活水準向上の目的で、ユーラシア経済連合の枠組みでのアルメニア共和国、ベラルーシ共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国との統合を深化・拡大する課題を、枢要なものとする。ユーラシア経済連合には、商品・サービス・資本・労働力の移動の自由を保証し、共同インフラ・投資プロジェクトの実施の場となることが要請されている。全面的な統合原則にもとづいて創設されたユーラシア経済連合は、欧州およびユーラシア地域の統合プロセスを調和化する問題において、重要な役割を果たすことが可能である。

ロシアは、「集団安全保障条約機構」を、旧ソ連空間における安全保障確保の現代的なシステムの最重要な要素の一つと見なす。ロシアは、集団安全保障条約機構の質的発展、それを集団安全保障条約機構の責任領域およびその隣接地域における多面的・地球的・地域的諸要因の相互作用の強まりという条件下で現代の挑戦・脅威に対処できるような権威ある多機能国際組織に転換することに、賛意を表す。

ロシアは、CISのポテンシャルの一層の実現、CISが影響力ある地域機構、多国間の政治対話のフォーラム、経済、人道協力、伝統的および新たな挑戦・脅威との闘争の領域における多国間協力のメカニズムとして強化されることに向けた作業を行う。

ロシアは、CISのパートナー諸国が他の国際主体との関係を構築する権利を尊重しつつも、CIS加盟諸国がロシアの参加した地域統合機構の枠内での義務を全面的に履行すべきであること、CIS空間において統合および互恵的な協力が一層発展することが確保されるべきであることを、訴えるものである。

ロシアは、CISのすべての加盟国と、同権、互恵、利益の相互尊重・考慮にもとづいて、友好的な関係を構築する。その目的のためにロシア連邦は、①共通の文化的・歴史的遺産を保持し、人道・科学教育・文化領域における協力を拡大する諸問題でのCIS加盟諸国の協業の発展を積極的に促進し、CIS諸国に居住している同胞への支援、教育・言語・社会・労働・人道その他の分野における彼らの権利および正当な利益の保護の国際法手段の改善にとりわけ注力する。②2011年10月18日付の自由貿易圏条約に沿った法的基盤の改善によるものも含め、CIS加盟諸国との経済協力拡大を促進する。③共通の挑戦および脅威、とりわけ国際テロリズム、過激主義、麻薬および向精神薬の違法な流通、多国籍犯罪、非合法的な移民に共同で対処することを含め、安全保障面でのCIS加盟諸国の協力を増大させる。

ロシア連邦は、相互尊重、自らの国益を保全した上でのパートナー関係にもとづき、ウクライナとの多面的な政治・経済・文化・宗教関係の発展に関心を有している。ロシアは、すべての関係国・国際機関と連携して、ウクライナ国内の紛争の調停のために必要なあらゆる政治的・外交的努力を傾注する。

対欧米関係の総論

「コンセプト」では次に、第61～62項において、NATOとEUにつき、次のように主張している。

過去四半世紀、欧州・大西洋地域においてシステムのな問題が蓄積しており、そのことは北大西洋条約機構（NATO）と欧州連合（EU）が汎欧州安全保障・協力体制についての政治的な宣言を実施に移すのを渋る一方、地政学的な拡張を推進していることに表れており、それらのことはロシアと西側諸国との関係に深刻な危機を招来している。ロシアを抑制し、政治的・経済的・情動的その他の圧力を行使しようとする米国およびその同盟諸国の路線は、地域およびグローバルの安定を破壊し、全当事者の長期的利益を損ない、今日の条件下で増大している協力および国家横断的な挑戦・脅威への対抗の必要に反するものである。

欧州・大西洋地域におけるロシアの政策は、長期的な将来にわたって、安全保障の不可分性、同権の協力、相互信頼の原則にもとづく平和・安全保障・安定の共通空間の形成を志向する。ロシアは一貫して、ある国が軍事・政治同盟に加入しているか否かにかかわらず、安全保障が不可分であるという政治的宣言を、法的に拘束力を持つものに転換することに、賛意を唱える。

対EU関係

その上で、EUとの関係については、第63～66項で、以下のように論じている。

ロシアにとってEUは、重要な通商・経済パートナー、対外政治パートナーであり続けている。ロシアは、同権と利益の相互尊重の原則にもとづいたEU諸国との建設的、安定的で予見可能な協力の構築に、関心を有している。EUとのさらなる関係発展のためには、エネルギー分野をはじめ、相互利益の保証とパートナー関係の最適な構築を図るべく、条約・法律基盤だけでなく、協力の制度的

メカニズムの改善が求められる。EUとの関係における戦略的な課題は、欧州統合とユーラシア統合のプロセスを調和化・結合化することにもとづき、大西洋から太平洋に至る共通経済・人道空間を形成することであり、それによって欧州大陸における分断線の出現を回避できる。

ロシア連邦はEUと、対外政治の主要アジェンダに関する精力的で互恵的な対話の維持、また対外政治および軍事政策分野での実地的な相互関係のさらなる発展を図る意向である。ロシアとEU間では、テロリズム、管理されていない非合法的な移民、また人身売買、麻薬や向精神薬、武器・爆発物の違法取引、サイバー犯罪といった組織犯罪への対策で共同作業を活発化することが、ポテンシャルを有している。

ロシアとEU間で接触を活発化する上で、主たる障害の一つとして残っているのが、ビザ制度である。相互主義にもとづいてビザ制度を段階的に廃止していくことは、ロシア・EU間で経済・人道・文化・教育その他の協力を強化していくために、強い刺激となる。

ドイツ、フランス、イタリア、スペインおよびその他の欧州諸国との互恵的な二国間関係を活発化することは、欧州および世界の諸問題におけるロシアの国益を増進する重要なリゾースである。

対米関係

北米との関係を論じたのが第72～75項であり、以下のような内容となっている。

ロシア・米国両国がグローバルな戦略的安定性と国際安全保障全般に特別な責任を負っており、通商・投資、科学技術およびその他の協力で大きなポテンシャルが存在することにかんがみ、ロシア連邦は米国との互恵的な関係の構築に関心を抱いている。ロシアは、二国間の問題だけでなく、世界的なレベルの問題についても、米国との一貫した、予見可能な対話の発展は、同権、利益の相互尊重、国内問題への相互不干渉にもとづいてのみ可能であるとの立場に立っている。ロシアは、米国が国際法を逸脱して自らの法体系を自国の域外で行使することを認めず、軍事的・政治的・経済的その他の圧力行使の試みを容認せず、国防力の強化および対抗措置を講ずることも含め、非友好的な行為に断固として対応する権利を留保する。

ロシアは軍備管理分野での米国との建設的な協力を提唱するが、その際に、戦略攻撃手段と戦略防衛手段が不可分であること、各軍縮に多国間の性格を付与すべきことが必須であることが必ず考慮されなければならない。ロシア連邦は、戦略攻撃兵器のさらなる削減の交渉は、グローバルな戦略的安定性に影響を与える要因を例外なくすべて考慮した場合にのみ可能であるとの立場に立つ。ロシアは、米国によるグローバルなミサイル防衛システムの構築を、自国の国家安全保障にとっての脅威だと見なしており、適切な対抗手段を講ずる権利を留保する。

ロシアは、米国が国際場裏における自国の行動で、国際法、とりわけ国連憲章に明文化されたその規範を厳守することを、期待する。

ロシア連邦は、利益の相互尊重と協力の経験の蓄積にもとづき、北極でのそれを含め、カナダとの関係の構築の用意がある。

アジア・太平洋との関係

「コンセプト」では、対CIS関係、対欧米関係に次いで、第78～91項でアジア・太平洋との関係が論じられている。第78項の総論部分では、以下のように述べられている。

ロシアは、アジア・太平洋地域における自らの立場の強化、同地域諸国との関係活発化を、自国の対外政策の戦略的に重要な方向性として見なしており、それはロシアがこのダイナミックに発展している地政学的地域に属していることに条件付けられている。ロシアは、アジア・太平洋地域の統合プロセスに積極的に参加し、同地域の可能性をシベリア・極東社会経済発展プログラムの実現に活用し、同地域に全面的、公開的、地域横断的、同権的な安全保障・協力構造を集団的原則に則って構築することに関心を抱いている。

「コンセプト」はさらに、上海協力機構、ASEANといったアジア・太平洋における多国間の枠組みについて触れた上で、二国間の問題に議論を移している。その際に、まず中国について詳しく触れ、次にインドについて論じ、モンゴルについて言及した後、次に日本、さらに朝鮮半島、東南アジア、オセアニア、という順番になっている。一番力の入っている中国との関係については、以下のような書き振りである（第84項）。

ロシアは引き続き、中華人民共和国との全面的で同権で信頼を置いたパートナーシップおよび戦略的連携を拡大し、あらゆる分野で同国との協力を活発に発展させる。ロシアは、世界政治の枢要な諸問題の解決に関する両国の原則的アプローチが合致していることが、地域およびグローバルな安定の基礎的な構成要素の一つであると見なしている。ロシアはこれにもとづき、新たな課題および脅威への対応、切迫した地域およびグローバルな諸問題の解決を含め、様々な方面で中国と対外政策の連携、国際機構および多国間組織での協力を発展させる。

日本に関しては第88項で扱われており、以下のような若干素っ気ない記述に留まっている。

ロシア連邦は、アジア・太平洋地域で安定および安全保障を確保する目的を含め、日本との善隣関係の構築、互恵的な協力実施の路線を継続する。

国家プログラム「対外経済活動の発展」

ロシア連邦政府は2013年3月18日付で、国家プログラム「対外経済活動の発展」を採択した。所管官庁は経済発展省であり、そのほか連邦関税局などが共同でその実施に当たることになっている。プログラムの対象期間は2013～2018年である。プログラムの目的は、「グローバル経済におけるロシアの地位を強化し、対外経済活動の質的指標を改善し、対外経済分野が国民経済近代化の諸課題の解決に果たす貢献を高める」点にあるとされている。プログラムには、以下のとおり5本のサブプログラムがある。

1. 国際経済協力の過程における対外経済活動の優先的な方向性の実現
2. ユーラシア経済連合の形成
3. 対外経済活動支援の国家システムの構築
4. 対外経済活動の国家管理システムの改善
5. 税関業務の改善

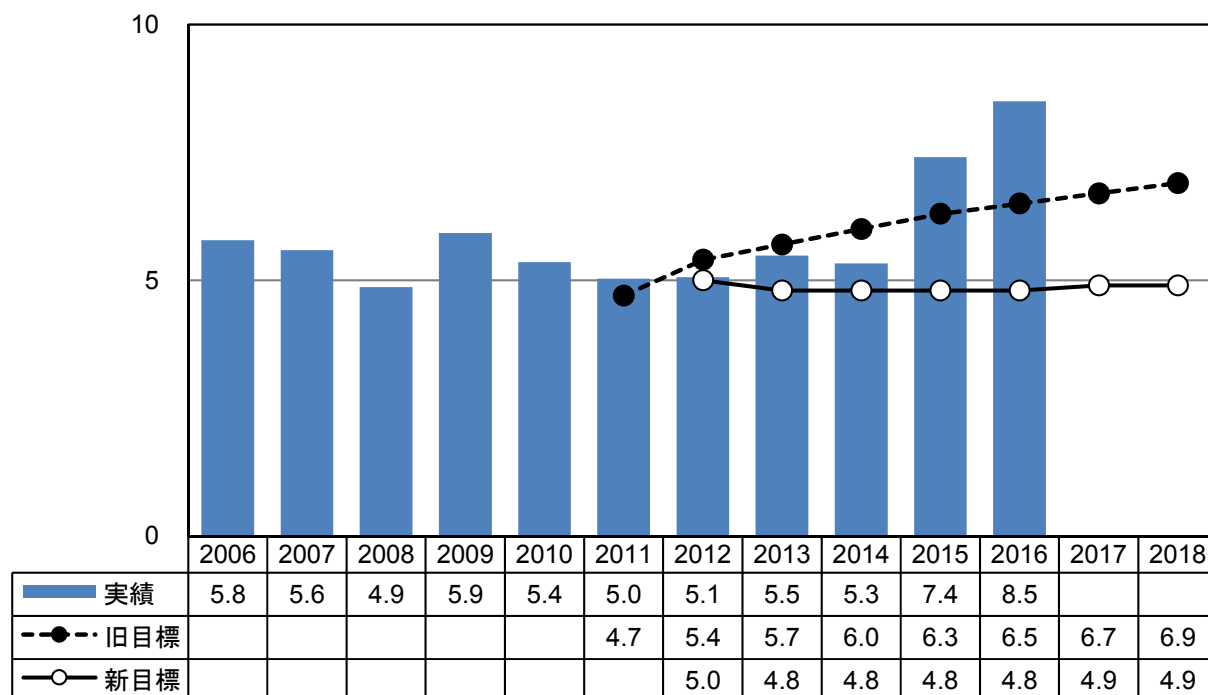
国家プログラム「対外経済活動の発展」は、今日のロシアの対外経済政策にとっての根幹的な政策文書と考えられるので、主要部分を翻訳し、本報告書の付属資料として巻末に載録している。

なお、同国家プログラムは2014年4月15日付のロシア連邦政府決定により改定され、それに伴い、プログラムに掲げられている一連の数値目標に変更が加えられている（図表1参照）。

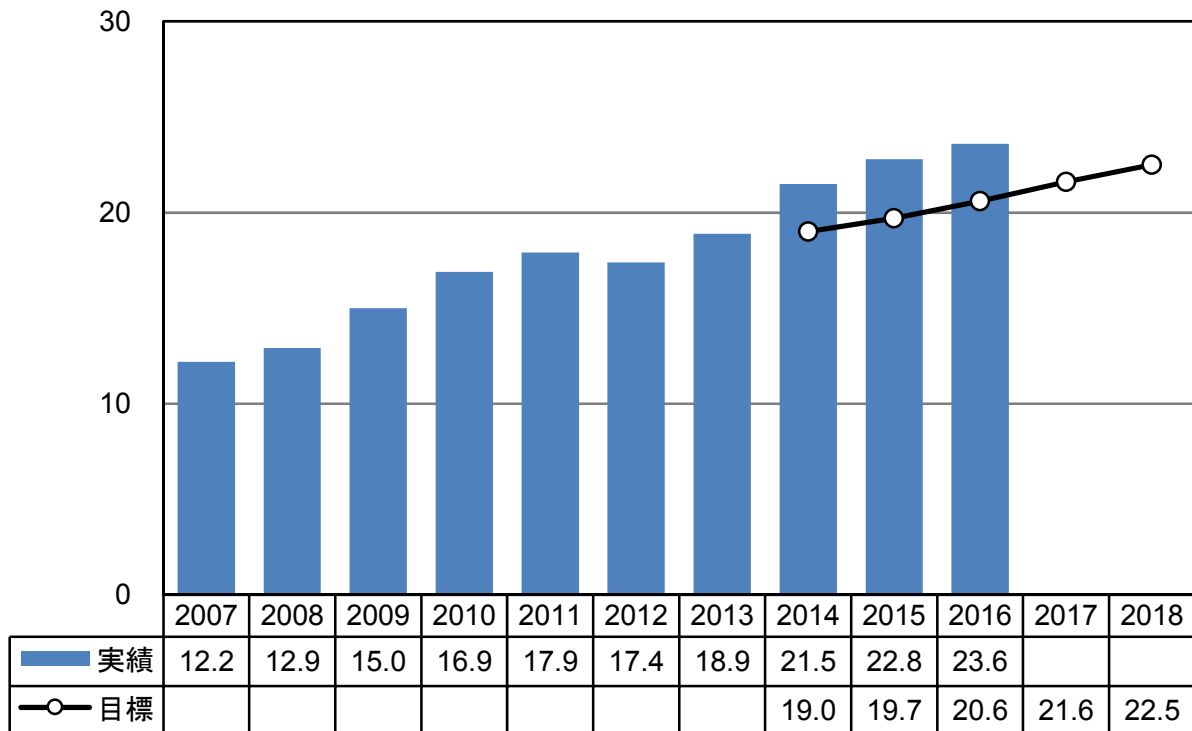
図表1 国家プログラム「対外経済活動の発展」(2014年改定版)に掲げられている数値目標

		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
非資源商品輸出の伸び	2011=100	103.7	105.0	108.5	114.0	117.1	119.0	120.5
輸出に占める機械・設備・輸送手段の比率	%	5.0	4.8	4.8	4.8	4.8	4.9	4.9
輸出企業数の伸び	2011=100	117	125	130	135	140	145	150
世銀のDoing Businessにおける順位	順位	162	157	-	79	-	-	17
対CIS輸出に占める機械・設備・輸送手段の比率	%	13.4	13.7	13.9	14.1	14.5	15.1	15.5
ロシアの輸出総額に占めるAPEC諸国の比率	%	17.4	18.9	19.0	19.7	20.6	21.6	22.5
ロシアのユーラシア経済連合諸国との貿易の伸び	2011=100	112.9	107.4	113.2	117.3	122.9	128.6	135.0

図表2 ロシアの輸出に占める機械・設備・輸送手段の比率(%)



図表2 ロシアの輸出総額に占めるAPEC諸国の比率(%)



国家プログラム「対外経済活動の発展」の中でもとりわけ目を引くのが、「輸出に占める機械・設備・輸送手段の比率」という指標である。ロシアはエネルギー・資源に偏重した輸出構造を是正し、付加価値の高い機械製品等を伸ばしていきたいという意向を有しているため、その目標値をプログラムに明記しているわけである。ところが、2013年3月18日に採択されたオリジナルの国家プログラムと、2014年4月15日付で改定された修正版の国家プログラムとを比較すると、この目標値に、図表2に見るような違いがある。2013年3月の旧プログラムでは輸出に占める機械類の比率が右肩上がりでも伸びていく図式が描かれていたのに、2014年4月の改定版プログラムではそれがほぼ横這いで推移するという図式に改められていたのである。推測の域を出ないが、2014年に改定版のプログラムを発表した時点では、ロシア政府は「今後もエネルギー価格の上昇が続きそうだ」という見通しを強めていたということではないだろうか。機械輸出も増やしたいが、エネルギー輸出が価格上昇に伴って増えていくので、機械の比率は横這いにならざるをえないと、そんな見通しだったのではないだろうか。ところが、現実には2014年半ばから石油価格は下落に転じる。その結果、図表2に見るように、結果的に輸出に占める機械類の比率は上昇し、現時点で新旧目標を上回って推移している。ロシアの機械類の輸出は、2013年288億ドル、2014年265億ドル、2015年254億ドル、2016年243億ドルと、むしろじり貧に近い状況なのだが、皮肉にも輸出に占めるシェアは拡大しているわけだ。

もう一つ国家プログラム「対外経済活動の発展」で興味深いのが、ロシアの輸出総額に占めるAPECの比率という指標である。プログラムに掲げられたロシアの商品輸出に占めるAPEC諸国向けの比率の目標値と、2016年までの実績を比較すると、図表3のようになる。これに見るように、実績が目標を上回っており、早くも2015年の時点で、2018年の目標値である22.5%を超えてしまったことが分かる。

(服部 倫卓)

II. 図解で読み解くユーラシア経済連合

はじめに

本コーナーでは、ロシアを中心とする5カ国によって形成されている「ユーラシア経済連合」に着目し、その概要を図表によって示すことにする。データの出所は主に、ユーラシア経済委員会編『2016年版数字で見るユーラシア経済連合統計年鑑』（ЕЭК, *Евразийский экономический союз в цифрах: статистический ежегодник*）で、ユーラシア経済委HP（<http://www.eurasiancommission.org>）掲載情報などからもデータを補っている。

データ解説

ユーラシア経済連合には、2016年3月現在で、ロシア・ベラルーシ・カザフスタン・キルギス・アルメニアの5カ国が加盟している。それを地図で示したのが図表1であり、連合全体と各加盟国の基礎データをまとめたのが図表2である。

ユーラシア経済委員会では、ユーラシア経済連合全体のGDP成長率を発表しているので、加盟各国のGDPと合わせ図表3にまとめた。これに見るように、ユーラシア経済連合が船出した2015年は、皮肉にも連合全体で3.1%もの大幅なマイナス成長に見舞われた。2016年1～9月も前年同期比0.7%のマイナス成長が続いている。ただ、図表3を見れば一目瞭然のように、ユーラシア経済連合全体のGDPの推移は、ロシアのそれにほぼ連動している。後述のように、ロシアの経済規模が圧倒的に大きいので、必然的にロシアの経済パフォーマンスが連合全体の基調を決定付けることになるわけである。

図表4では世界の主要指標に占めるユーラシア経済連合のシェアを、図表5では世界の主要品目の生産に占めるユーラシア経済連合のシェアを示している。まず図表4では、国土面積や鉄道の総延長などは別として、ユーラシア経済連合は概ね世界経済の3%くらいを占める存在と理解しておけばいいだろう。もっとも、2015年以降、ユーラシア各国の通貨が大幅に下落し、貿易額も減っているため、各指標の世界シェアは直近では縮小する方向にあると理解した方がいいだろう。一方、図表5に目を転じると、ユーラシア経済連合はカリ肥料、石油ガス、一連の農産物で世界的な生産地域となっている事実が確認できる。

ユーラシア経済連合側は自らのグローバルな重要性を強調しているわけだが、同連合の中ではやはりロシアの存在が突出しており、ユーラシア経済連合の存在感も大部分がロシアのそれに由来すると言って過言でない。図表6および7では、ユーラシア経済連合の主要指標に占める加盟5カ国のシェアを整理しているが、人口の80.2%、GDPの83.9%をはじめ、いずれの指標でもロシアが連合全体の8割前後を占めている。ロシアのプーチン政権は、市場を拡大することを通じてロシアの投資魅力を向上させるという大義名分を掲げてユーラシア統合に取り組んでいるが、現状では市場規模を19.2%しか拡大できておらず（2015年のロシアのGDPとユーラシア経済連合のGDPを比較）、ロシアにとっての経済効果は限定的だろう。ロシアに比べれば規模が1桁劣るとはいえ、ベラルーシおよびカザフスタンはユーラシア経済連合の中でも一定の存在感を示していることは事実である。それに対し、中央

アジアのキルギス、コーカサスのアルメニアは、元々人口規模がそれほど大きくない上に、低開発でもあり、ユーラシア全体の経済指標に占めるシェアは微々たるものである。このように、ロシアという突出した一国があり、それに中小国が寄り添うという構図こそ、EUやASEANといった他の地域統合枠組みと大きく異なるユーラシアの特徴である。ユーラシアは、支配・従属の関係、支援・被支援の関係に陥りやすい図式と言えよう。

ここで改めて、図表8を参照しながらユーラシア統合の経緯を振り返ってみよう。ソ連崩壊後のCIS空間では、様々な再統合の試みがなされてきたが、実を挙げたものは少なかった。そうした中で、1995年に成立したロシアとベラルーシの関税同盟は、多くのトラブルを伴いながらも実際に機能した数少ないスキームの一つであり、両国間では1995年から基本的に関税障壁は存在していない。より多くの国を巻き込んで経済統合を推進しようとしたのが、2000年の「ユーラシア経済共同体」であり、ロシア・ベラルーシ・カザフスタン・キルギス・タジキスタンが加盟したことに加え、ウクライナ・モルドバ・アルメニアもオブザーバーとなり、一時期ウズベキスタンも参加した。このように、ユーラシア経済共同体は、参加国の網羅性という点では評価されるものの、それだけに利害調整が難航し、実際に経済統合の成果を挙げたとは言いがたかった。そこで、ユーラシア諸国のうち、経済規模が相対的に大きく、発展水準も比較的高く、統合にも前向きなロシア・ベラルーシ・カザフスタンの3国が先行する形で、より踏み込んだ統合を推進するという方向性が打ち出された。その結果成立したのが、2007年の3国による関税同盟条約であった。実質的に、ロシア・ベラルーシの関税同盟に、カザフスタンが加わったものと言える。3国関税同盟は2011年7月1日に全面的に始動し、域内では税関手続きが廃止され、これによりユーラシア単一商品市場が成立したとされている。その後、2012年2月2日には、関税同盟の（後にユーラシア経済連合の）常設事務局であるユーラシア経済委員会が発足している。

そして、ロシア・ベラルーシ・カザフスタン3国の首脳は2014年5月29日、ユーラシア経済連合創設条約に調印した。関税同盟をさらに進化させ、商品だけでなくサービス・資本・労働力の移動も自由化し、さらに経済政策の共通化も含めた本格的な経済同盟の形成を目指すものである。条約は3国の批准を経て、2015年1月1日に発効、ここにユーラシア経済連合が正式に発足した。2015年1月2日にはアルメニア加盟条約が発効、同8月12日にはキルギス加盟条約が発効し、これによりユーラシア経済連合は現在の5カ国の体制となった。他方、ユーラシア経済連合は世界の各国と自由貿易協定の締結を推進しており、その第一弾として2015年5月29日にベトナムとのFTAが締結された。

図表8では、各分野の政策や市場の統合を、「◎」の印とともに示している。その際に、「協調」、「共同」、「単一」といった言葉の違いが分かりにくいかもしれない。ロシア語・英語・日本語で、以下のような対応関係にあるとご理解いただければ幸いである。

согласованный	coordinated	協調
общий	common	共同
единый	single	単一

ユーラシア経済連合では、図表8に整理したようなスケジュールに沿って、今後様々な政策・市場の統合が進められていく。たとえば、医薬品および医療製品に関しては2016年からユーラシア共同市場が発足しており、製品認証の共通化等の試みがなされている。こうしたユーラシア共同市場の形成は、今後外国企業がロシア圏でビジネスを行う上で、考慮に入れるべき要因となっている。ただ、ロシア・ベラルーシ・カザフスタンにとって最も死活的と言うべき石油や天然ガスに関しては、共同市場の形成が2025年とかなり先になっている。EUが石炭・鉄鋼という戦略物資の共同管理を統合の出発

点としていたことを想起すると、ユーラシアにおける石油・ガス共同市場立ち上げ先送りは、「統合の骨抜き」の誹りを免れまい。

ユーラシア経済連合の組織を示したのが、図表9である。最高意思決定機関は5カ国の大統領によって構成される「ユーラシア最高評議会」で、以下、首相によって構成される「ユーラシア政府間評議会」、第一副首相によって構成される「ユーラシア経済委員会評議会」と続くが、これらは要するに5カ国の幹部会合が定期的開催されるということである。常設の事務局となっているのが、ユーラシア経済委員会であり、その本部はロシアに置かれている（モスクワ市レトニコフスカヤ通り2番）。委員会の幹部会である理事会には、各政策分野を担当する10人の理事がおり、彼らはユーラシア経済連合の「大臣」とも呼ばれている。中でも理事会の議長は、言ってみればユーラシア経済連合の首相である。その理事会議長は、委員会発足から2016年1月までロシア人のV.フリステンコ氏が務めていたが、2016年2月1日に元アルメニア首相のT.サルキシャン氏にバトンタッチした。各理事は、2～4の「局」を管理する体制になっている。

図表10は、2014～2015年のユーラシア経済連合および各加盟国の輸出入に占めるユーラシア域外取引と域内取引の内訳を示したものである。これに見るように、域内取引が主流となっているのはベラルーシくらいであり（むろん対ロシア貿易が大半）、それ以外の国はむしろユーラシア域外との取引が多い。EUでは域内貿易比率が6割前後に上っているとされるが、ユーラシア経済連合の姿はそれとはまったく異なる。その主原因は、ロシアやカザフスタンの世界市場向け石油ガス輸出のボリュームが圧倒的に大きいことにあると言えよう。ベラルーシにしても、ロシアから輸入した原油を加工して石油製品をEU等の域外市場に輸出する産業が最大の稼ぎ頭である。2015年にユーラシア経済連合が発足し、それによって域内貿易比率が高まったかという点、統計を見る限り、これまでのところ必ずしもそうとは言えない。

ユーラシア経済連合の域内取引を、さらに詳しくマトリックス状に見たのが、図表11になる。ユーラシア経済連合には現時点で5カ国が加盟しているので、域内には10通りの二国間貿易取引関係が存在することになる。しかし、その内訳には大きな偏りがある。2016年のユーラシア域内貿易の内訳を整理したのが、図表12である。明らかに、ユーラシア経済連合では多角的な域内貿易のネットワークが発達しているというよりは、一部の二国間貿易に偏重している。具体的には、ロシア・ベラルーシ貿易、ロシア・カザフスタン貿易が圧倒的に多く、この2つの二国間貿易だけでユーラシア域内貿易の9割強を占めている。それに次ぐのがロシア・アルメニア貿易、ロシア・キルギス貿易ということで、これらロシアを軸とした二国間取引が全体の97.2%を占めているわけである。逆に、ベラルーシ、キルギス、アルメニアといった小国同士の二国間取引は、微々たるものである。一番少ないのはキルギス・アルメニア貿易で、2016年の取引額はわずか100万ドルであり、ユーラシア域内貿易に占めるシェアは0.0002%程度ということになる。

貿易と並び、対外経済関係のもう一つ重要な柱が外国直接投資であるが、これに関してはユーラシア域内の取引に関するまとまった統計資料は存在しない。そこで、その代理の指標として、図表13で外資参加企業の設立件数を見ることにする。たとえば、ロシアにおいては23,520の外資参加企業が存在し、このうちベラルーシの出資によるものが3,283、カザフスタンの出資によるものが535、キルギスの出資によるものが62、アルメニアの出資によるものが204となっている。ベラルーシ資本とカザフ資本が共同でロシア企業に出資するようなことも可能性としては考えられるが、そのような特殊なケースをひとまず除外して考えれば、ロシアで稼働している外資参加企業の17.4%がユーラシア経済連合のパートナー諸国の出資によるものだという計算が成り立つ。容易に推測されるように、その値

はベラルーシでは39.2%、カザフスタンでは47.4%、キルギスでは36.2%に高まり、そのかなりの部分がロシアの出資によるものである（キルギスではカザフの出資も）。なお、残念ながらアルメニアにおける外資参加企業設立データは、原典にも記載されていない。

ユーラシア経済連合の産業構造を調べるため、図表14ではGDPの部門別生産構造を、図表15では鉱工業生産構造を示している。図表14を眺めると、全体として、鉱工業主体のロシア・ベラルーシ・カザフスタン、農林水産業主体のキルギス・アルメニアと大別できそうである。また、図表15ではまず、鉱業（地下資源の採掘）と製造業の比率に着目すべきだろう。石油ガスに加え金属鉱物にも恵まれたカザフでは、やはり鉱業の比率がかなり大きい。それに次いで鉱業の比率が大きいのがロシアだが、同国の場合には製造業も一定の発展を見ている。一方、ベラルーシでは鉱業の比率はわずか1.4%である。ベラルーシに地下資源が乏しく、同国が製造業立国となっているのは事実だが、ただし同国では塩化カリウムの採掘が行われており、それを原料としたカリ肥料はきわめて有力な輸出品である。あるいは、ベラルーシのカリ肥料産業は、鉱業としてよりも、製造業（化学工業）としてカウントされている部分が多いのかもしれない。同様に、キルギスの鉱業の比率が4.4%というのも、同国唯一のドル箱産業が金採掘であることを考えると、奇異に思われる。ただ、キルギスでは冶金工業が鉱工業全体の45.5%にも上っており、やはり金の産業が鉱業というよりも製造業としてカウントされている可能性をうかがわせる。アルメニアで食品産業の比率が高いのには、酒造業が関係していよう。

図表16に見る就業構造は、概ね産業構造に合致している。ロシア・ベラルーシでは鉱工業の就業者が多く、キルギス・アルメニアでは農林業の就業者が多い。ただ、興味深いのはカザフスタンで、同国はGDPに占める農林業のシェアは4.7%にすぎないのに、同部門での就業者は18.0%にも上っており、鉱工業の12.6%を上回っている。逆に、GDPの12.7%を稼ぎ出している鉱業は、就業者の3.3%しか雇用していない。収益性の高い鉱業が、農林業をはじめとする労働生産性の低い諸部門を養っているというカザフ経済の構造を印象付けている。

図表17は、2015年のユーラシア経済連合加盟諸国の平均月額名目賃金を米ドル換算で比較したものであり、濃い横棒が国全体の平均で、薄い横棒が首都の平均となっている。賃金に関しては、公式統計は今一つ当てにならないというのが定説だが、大まかな傾向を知る手がかりにはなるだろう。注目すべきは、この中ではロシアの平均値が高いだけでなく、ロシアにおいては全国平均と首都の格差も大きいということだろう。

ただし、図表16でも、図表17でも、ユーラシア労働市場の重要問題が欠落している。それは、NISの低所得国から、ロシア（一部カザフスタンも）の大都市部に大量に出稼ぎ労働者が流出している現象である。一部の国ではそうした出稼ぎ収入が、商品輸出収入に匹敵する重要性を帯びている。

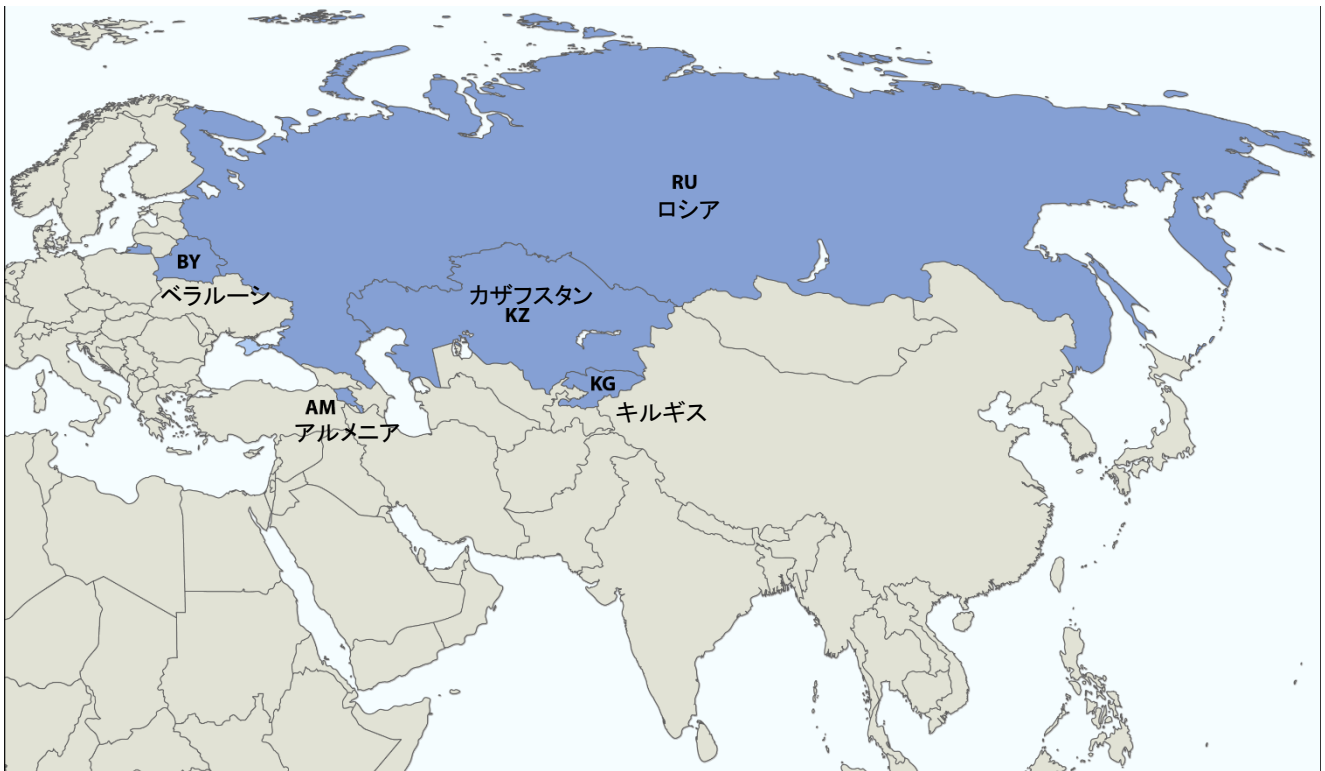
次に、ユーラシア開発銀行というところが、『ユーラシア開発銀行統合バロメーター』と題する報告書を毎年発行しているので、これを紐解いてみよう。これは、ロシア・NIS諸国のユーラシア統合に関する意識を継続的に調査しているもので、最新版は2016年10月に発行された。ここではその中から、ロシア・NIS各国の国民が、ユーラシア経済連合についてどのように評価しているかを時系列的に跡付けたグラフを、図表18のとおり紹介する。2012～2016年の数字がまとめられているが、以前はユーラシア経済連合非加盟国の調査結果も漏れなく載っていたものの、最近是非加盟国の数字はほぼ得られなくなってしまった。グラフの中で、上の5カ国は、実際にユーラシア経済連合に加盟している国々であり、同連合を肯定的に評価する国民が多い。ただし、アルメニアではユーラシア経済連合についての支持が趨勢的に後退している。一方、下の3カ国は、EUとの連合協定を結んだ国々であり、ウクライナ・ジョージアではユーラシア経済連合を否定的に評価する向きが増えている（2016年の数字は

なし)。ただ、モルドバではいまだに肯定論が根強く、このあたりがロシアにとっての「付け入る余地」となっている。中段付近にあるタジキスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャンは、ユーラシアにもEUにも明確に接近していない国々である（政治文化や地理的要因から、EUへの接近といったことはそもそも考えにくい）。このうち、タジキスタンはその外交ベクトルからして、ユーラシア経済連合加盟の予備軍と考えられる。ウズベキスタン、トルクメニスタンでは、国民の価値観からすればユーラシア経済連合に加わってもおかしくないが、政治指導部の意向により独歩的な外交路線を歩んでいる。アゼルバイジャンでは、ジョージアなど以上に、ユーラシア統合への反感が強い。

最後に、ユーラシア経済連合は、様々な諸外国と、経済連携関係を構築しているので、それらを図表19に整理してみた。ユーラシア経済連合では、加盟国の通商政策を可能な限り共通化することになっているので、今後ロシアを中心とした広域経済圏を築いていく上でも、ユーラシア経済連合がその主体になるというのが、基本である。図表19に見る諸関係の中でも、最も特筆すべき成果が、すでに触れたベトナムとの自由貿易協定（FTA）締結であろう。ユーラシア経済連合とベトナムのFTAは、すでに企業行動にも一定の影響を与えている。たとえば、ロシアで現地生産を行っているルノーが、2016年に入ってロシア工場からベトナムへの出荷を開始したのは、まさにユーラシア経済連合とベトナムのFTA合意を受けたものであり、同社ではベトナムを足掛かりにその他のアジア市場も開拓していきたいとしている。

（服部 倫卓）

図表1 ユーラシア経済連合地図



2015年12月21日に開催されたユーラシア最高評議会の会合

図表2 ユーラシア経済連合と加盟諸国の基礎データ

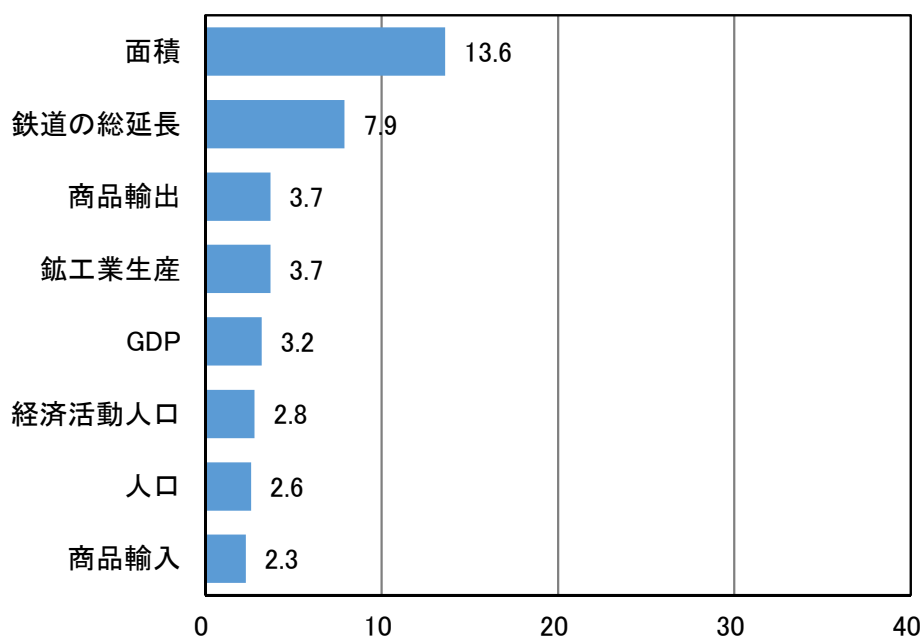
	ユーラシア経済連合					
		ロシア	ベラルーシ	カザフスタン	キルギス	アルメニア
首都	—	モスクワ市	ミンスク市	アスタナ市	ビシケク市	エレヴァン市
国家元首	—	V.プーチン 大統領	A.ルカシエンコ 大統領	N.ナザルバエフ 大統領	A.アタンバエフ 大統領	S.サルキシヤン 大統領
通貨	—	ロシア・ ルーブル	ベラルーシ・ ルーブル	カザフスタン・ テンゲ	キルギス・ ソム	アルメニア・ ドラム
面積	2,028万7,300km ²	1,712万5,200km ²	20万7,600km ²	272万4,900km ²	19万9,900km ²	2万9,700km ²
人口(2016年1月1日)	1億8,273万人	1億4,654万人	950万人	1,767万人	602万人	300万人
経済活動人口(2015年1月1日)	9,406万人	7,659万人	454万人	907万人	254万人	132万人
GDP(2015年)	1兆5,871億ドル	1兆3,321億ドル	535億ドル	1,844億ドル	66億ドル	105億ドル
1人当たりGDP(2015年)	8,714ドル	9,099ドル	5,639ドル	1万510ドル	1,154ドル	3,504ドル
鉱工業生産高(2015年)	9,450億ドル	8,267億ドル	454億ドル	673億ドル	28億ドル	28億ドル
農業生産高(2015年)	1,115億ドル	830億ドル	84億ドル	149億ドル	31億ドル	21億ドル
失業率(2015年、ILO方式)	5.6%	5.2%	6.1% (2009年)	5.0%	7.6%	18.5%
平均月額賃金(2014年)	—	856ドル	590ドル	675ドル	229ドル	381ドル
住民1人当たり月額所得(2015年)	449ドル	498ドル	304ドル	303ドル	63ドル	110ドル
貧困率(2015年)	—	13.3%	5.1%	2.7%	32.1%	29.8%

図表3 ユーラシア経済連合と加盟諸国のGDP成長率(%)

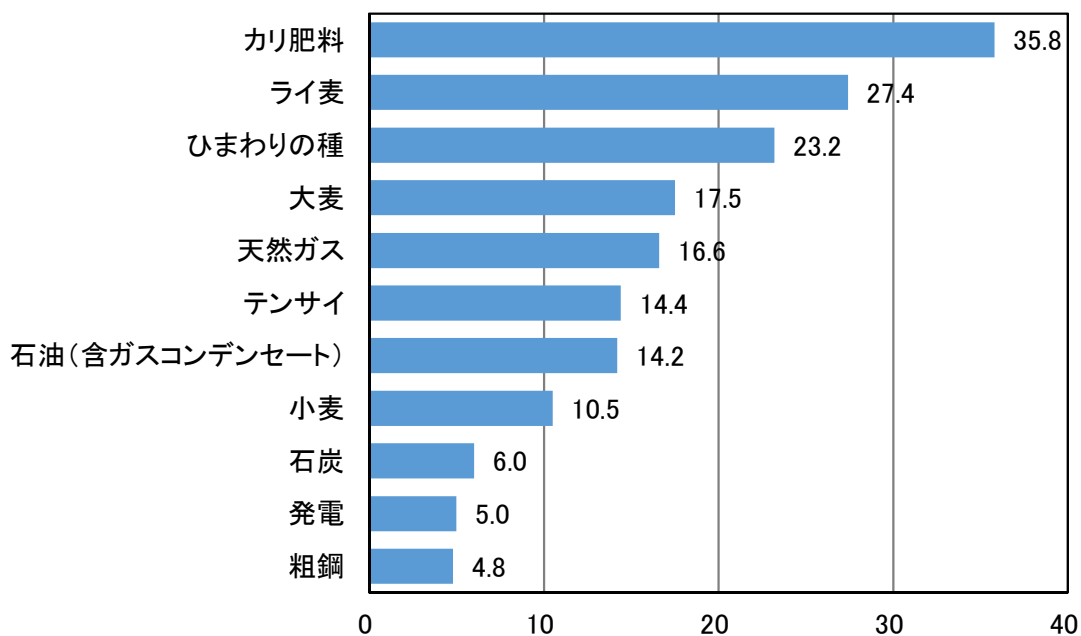
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
ユーラシア経済連合全体 ¹⁾	4.8	4.6	3.5	1.8	1.0	▲ 3.1	▲ 0.7
ロシア	4.5	4.3	3.4	1.3	0.7	▲ 2.8	▲ 0.2
ベラルーシ	7.7	5.5	1.7	1.0	1.7	▲ 3.8	▲ 2.6
カザフスタン	7.3	7.4	4.8	6.0	4.2	1.2	1.0
キルギス	▲ 0.5	6.0	▲ 0.1	10.9	4.0	3.9	3.8
アルメニア	2.2	4.7	7.2	3.3	3.6	3.0	0.4

(注) 1) 2016年のユーラシア経済連合全体は1～9月の前年同期比。

図表4 世界の主要指標に占めるユーラシア経済連合のシェア (%)



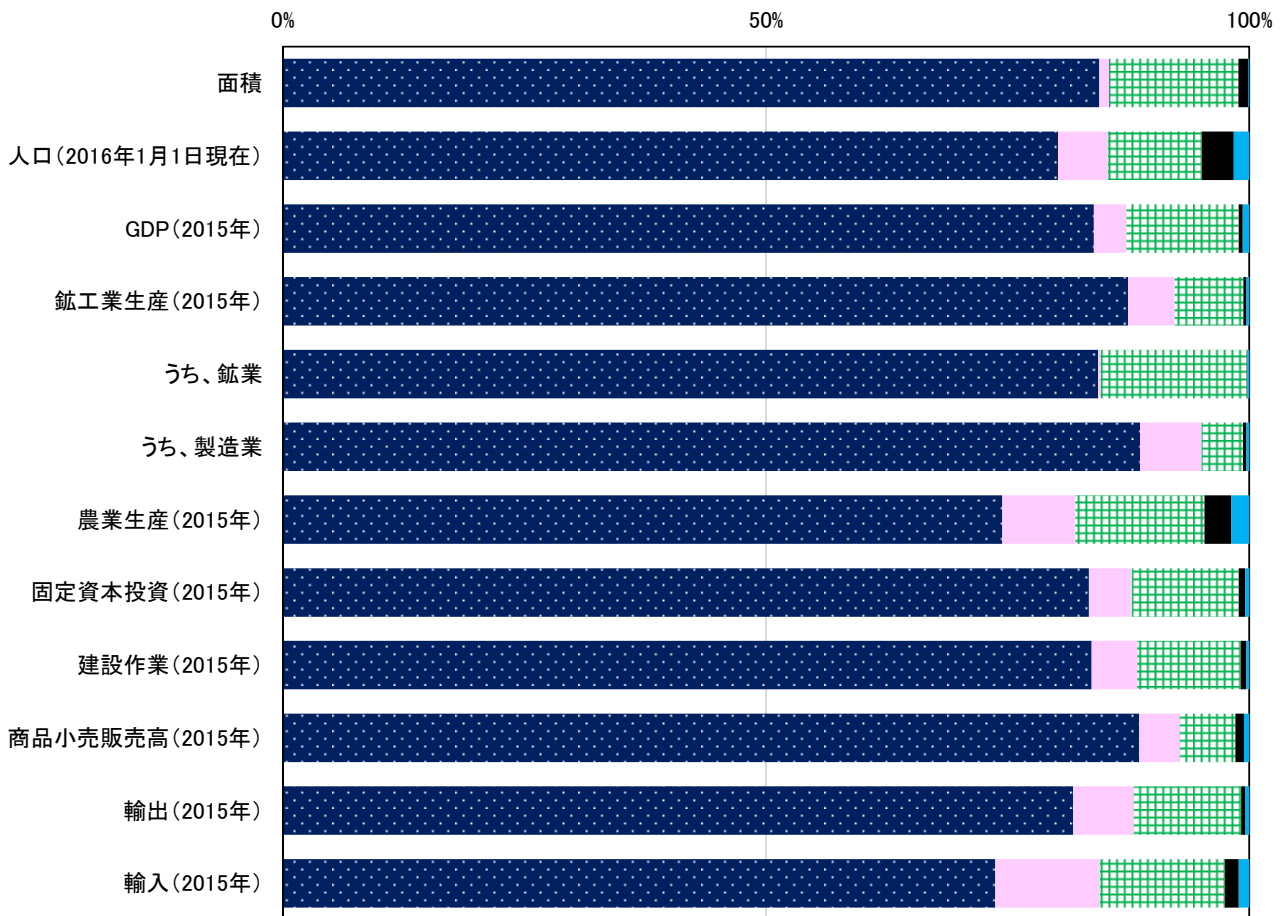
図表5 世界の主要品目の生産に占めるユーラシア経済連合のシェア (%)



図表6 ユーラシア経済連合全体に占める各加盟国のシェア (%)

	ロシア	ベラルーシ	カザフスタン	キルギス	アルメニア
面積	84.4	1.0	13.4	1.0	0.1
人口(2016年1月1日現在)	80.2	5.2	9.7	3.3	1.6
GDP(2015年)	83.9	3.4	11.6	0.4	0.7
鉱工業生産(2015年)	87.5	4.8	7.1	0.3	0.3
うち、鉱業	84.4	0.3	15.1	0.1	0.2
うち、製造業	88.7	6.4	4.3	0.3	0.3
農業生産(2015年)	74.5	7.5	13.4	2.7	1.9
固定資本投資(2015年)	83.4	4.5	11.0	0.7	0.4
建設作業(2015年)	83.7	4.7	10.7	0.6	0.3
商品小売販売高(2015年)	88.6	4.2	5.8	0.9	0.5
輸出(2015年)	81.8	6.3	11.1	0.4	0.4
輸入(2015年)	73.7	10.8	12.9	1.5	1.1

図表7 ユーラシア経済連合全体に占める各加盟国のシェア (%、上表をグラフ化)

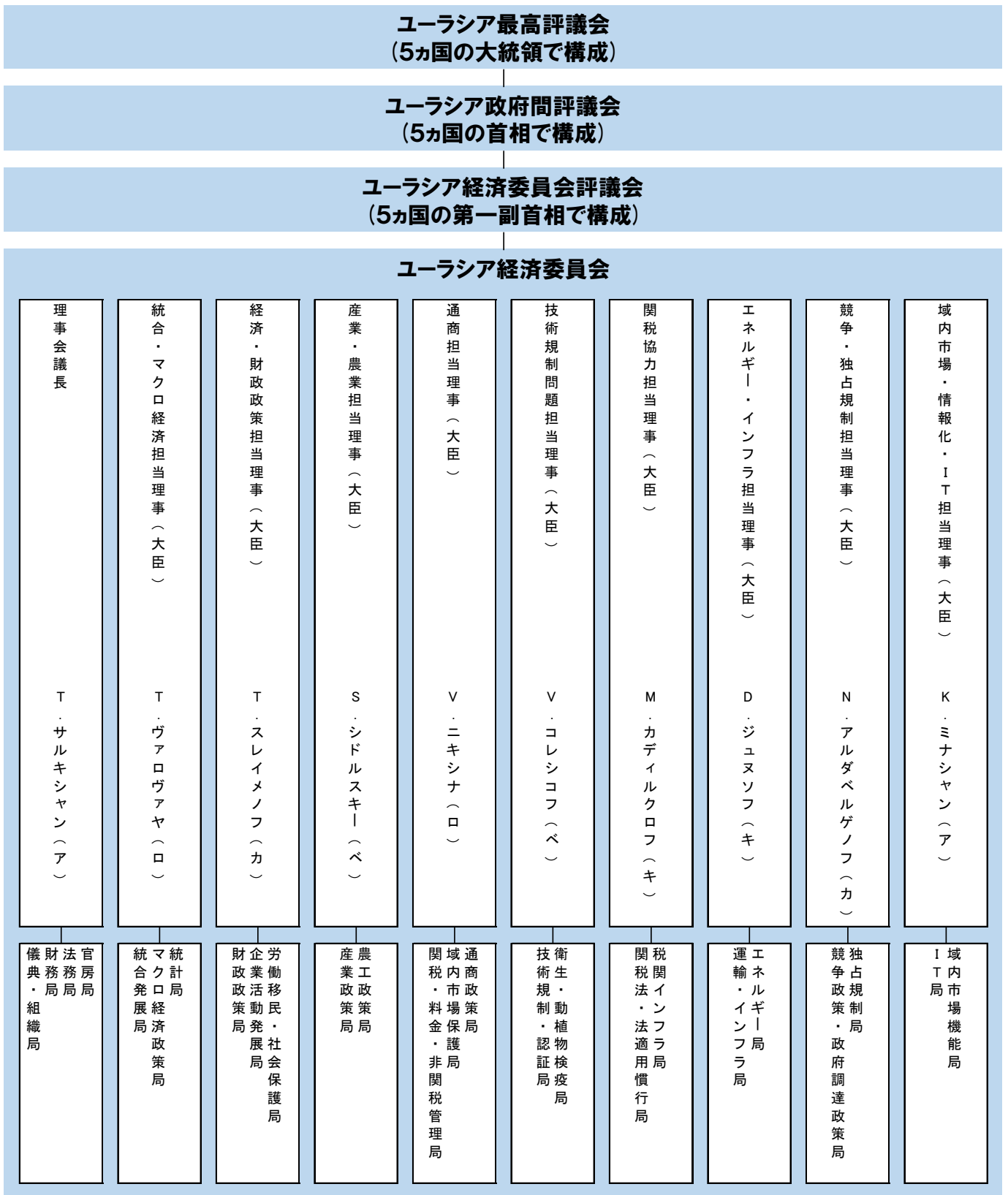


■ ロシア ■ ベラルーシ ■ カザフスタン ■ キルギス ■ アルメニア

図表8 ユーラシア経済連合のクロノロジー

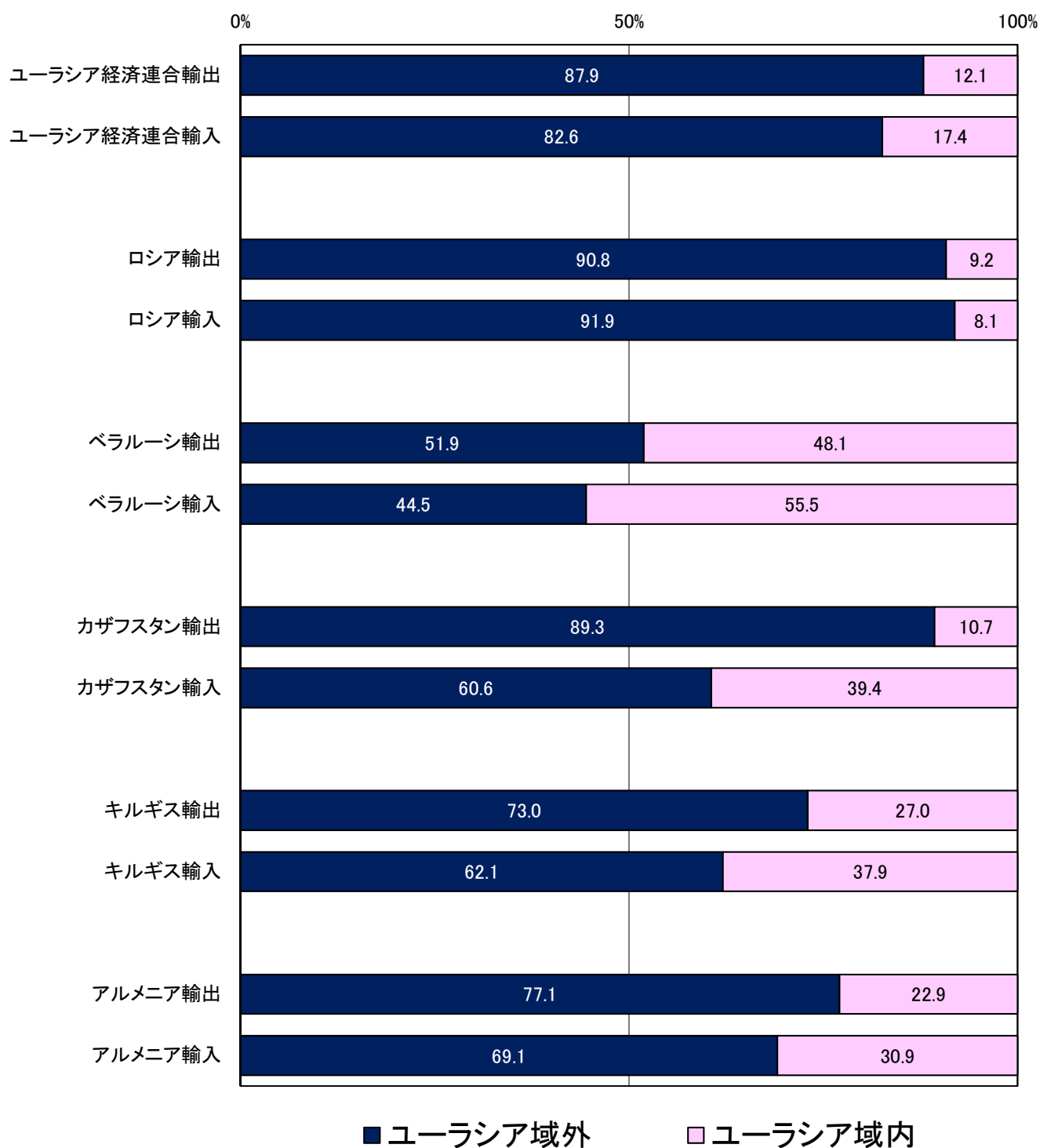
年	主な出来事・予定
1995	1月6日 ロシア・ベラルーシの関税同盟協定。
1996	
1997	
1998	
1999	
2000	10月10日 ユーラシア経済共同体創設条約(ロシア・ベラルーシ・カザフスタン・キルギス・タジキスタン)。
2001	
2002	
2003	
2004	
2005	
2006	1月12日 ロシアとカザフスタンがユーラシア開発銀行を創設(後に他のユーラシア諸国も参加)。
2007	10月6日 関税同盟創設条約(ロシア・ベラルーシ・カザフスタン)。
2008	
2009	
2010	◎協調マクロ経済政策
2011	7月1日 ロシア・ベラルーシ・カザフスタンの関税同盟が全面的に始動(◎ユーラシア単一商品市場)。
2012	◎単一技術規制政策 1月1日 単一経済空間成立(ロシア・ベラルーシ・カザフスタン)。 2月2日 関税同盟(後にユーラシア経済連合)の事務局であるユーラシア経済委員会が発足。
2013	◎協調農業政策
2014	5月29日 ユーラシア経済連合創設条約(ロシア・ベラルーシ・カザフスタン)。
2015	◎ユーラシア単一サービス市場 ◎ユーラシア共同労働市場 ◎協調労働移民政策 ◎協調知的所有権政策 ◎協調度量衡政策 ◎協調衛生植物検疫政策 ◎協調消費者保護政策 1月1日 ユーラシア経済連合創設条約が発効。 1月2日 アルメニアがユーラシア経済連合に加盟。 5月29日 ユーラシア経済連合とベトナムが自由貿易協定。 8月12日 キルギスがユーラシア経済連合に加盟。
2016	◎ユーラシア単一会計サービス市場 ◎ユーラシア単一取引所空間 ◎ユーラシア共同医薬品市場 ◎ユーラシア共同医療製品市場
2017	◎電子形態で実施される政府調達への単一アクセスシステム
2018	◎ユーラシア諸国の行政・刑事責任法令の統一化
2019	◎ユーラシア共同電力市場
2020	◎ユーラシア単一物品税対象品目(アルコール・タバコ製品)市場
2021	
2022	
2023	◎ユーラシア統合為替市場
2024	
2025	◎ユーラシア共同金融市場 ◎ユーラシア共同ガス市場 ◎ユーラシア共同石油・石油製品市場 ◎協調金融市場

図表9 ユーラシア経済連合の機構図



(注)「ロ」はロシアの、「ベ」はベラルーシの、「カ」はカザフスタンの、「キ」はキルギスの、「ア」はアルメニアの代表であることを意味する。

図表10 ユーラシア経済連合と加盟諸国の域外・域内貿易比率(2016年、%)



図表11 ユーラシア経済連合の加盟諸国の域外・域内貿易額 (100万ドル)

2015年

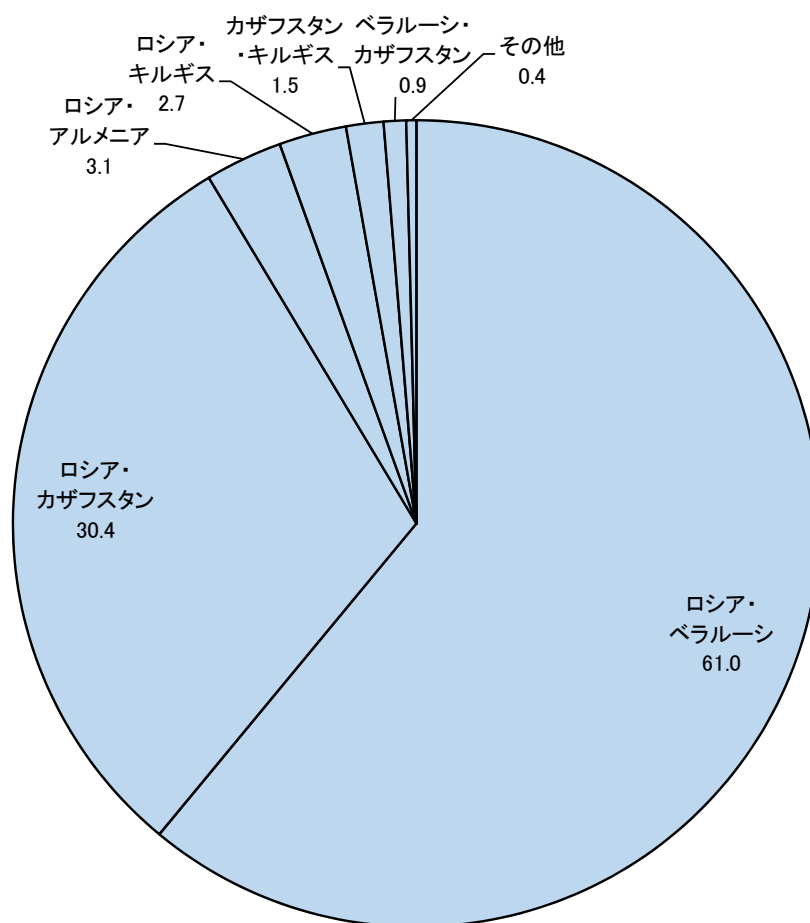
		ユーラシア 域外との貿易	ユーラシア 域内との貿易	相手国				
				ロシア	ベラルーシ	カザフスタン	キルギス	アルメニア
ロシア	総額	483,895.8	43,835.3		25,928.2	15,178.6	1,454.4	1,274.1
	輸出	315,189.5	28,718.6		15,538.0	10,835.3	1,297.1	1,048.2
	輸入	168,706.3	15,116.7		10,390.2	4,343.3	157.3	225.9
	収支	146,483.2	13,601.9		5,147.8	6,492.0	1,139.8	822.3
ベラルーシ	総額	28,794.2	26,602.9	25,928.2		572.4	69.0	33.3
	輸出	15,688.6	10,998.1	10,390.2		524.7	55.4	27.8
	輸入	13,105.6	15,604.8	15,538.0		47.7	13.6	5.5
	収支	2,583.0	▲ 4,606.7	▲ 5,147.8		477.0	41.8	22.3
カザフスタン	総額	60,131.5	16,620.3	15,178.6	572.4		863.7	5.6
	輸出	40,838.8	4,886.7	4,343.3	47.7		495.0	0.7
	輸入	19,292.7	11,733.6	10,835.3	524.7		368.7	4.9
	収支	21,546.1	▲ 6,846.9	▲ 6,492.0	▲ 477.0		126.3	▲ 4.2
キルギス	総額	3,199.2	2,387.6	1,454.4	69.0	863.7		0.5
	輸出	1,136.6	539.8	157.3	13.6	368.7		0.2
	輸入	2,062.6	1,847.8	1,297.1	55.4	495.0		0.3
	収支	▲ 926.0	▲ 1,308.0	▲ 1,139.8	▲ 41.8	▲ 126.3		▲ 0.1
アルメニア	総額	3,472.3	1,313.5	1,274.1	33.3	5.6	0.5	
	輸出	1,253.4	236.6	225.9	5.5	4.9	0.3	
	輸入	2,218.9	1,076.9	1,048.2	27.8	0.7	0.2	
	収支	▲ 965.5	▲ 840.3	▲ 822.3	▲ 22.3	4.2	0.1	

2016年

		ユーラシア 域外との貿易	ユーラシア 域内との貿易	相手国				
				ロシア	ベラルーシ	カザフスタン	キルギス	アルメニア
ロシア	総額	429,993.3	41,394.2		25,965.0	12,936.1	1,164.9	1,328.2
	輸出	260,907.6	26,554.1		15,144.3	9,426.9	1,025.7	957.2
	輸入	169,085.7	14,840.1		10,820.7	3,509.2	139.2	371.0
	収支	91,821.9	11,714.0		4,323.6	5,917.7	886.5	586.2
ベラルーシ	総額	24,368.4	26,448.7	25,965.0		395.6	52.0	36.1
	輸出	12,162.5	11,255.1	10,820.7		363.7	48.7	22.0
	輸入	12,205.9	15,193.6	15,144.3		31.9	3.3	14.1
	収支	▲ 43.4	▲ 3,938.5	▲ 4,323.6		331.8	45.4	7.9
カザフスタン	総額	48,366.9	13,989.2	12,936.1	395.6		651.2	6.3
	輸出	32,858.0	3,917.6	3,509.2	31.9		376.2	0.3
	輸入	15,508.9	10,071.6	9,426.9	363.7		275.0	6.0
	収支	17,349.1	▲ 6,154.0	▲ 5,917.7	▲ 331.8		101.2	▲ 5.7
キルギス	総額	3,500.4	1,869.1	1,164.9	52.0	651.2		1.0
	輸出	1,126.0	417.5	139.2	3.3	275.0		0.0
	輸入	2,374.4	1,451.6	1,025.7	48.7	376.2		1.0
	収支	▲ 1,248.4	▲ 1,034.1	▲ 886.5	▲ 45.4	▲ 101.2		▲ 1.0
アルメニア	総額	3,560.5	1,385.7	1,328.2	50.2	6.3	1.0	
	輸出	1,390.8	414.1	371.0	36.1	6.0	1.0	
	輸入	2,169.7	971.6	957.2	14.1	0.3	0.0	
	収支	▲ 778.9	▲ 557.5	▲ 586.2	22.0	5.7	1.0	

図表12 ユーラシア経済連合の域内貿易にそれぞれの二国間貿易が占めるシェア

(2016年、%)



(出所)ユーラシア経済連合ウェブサイト掲載データにもとづき作成。

図表13 ユーラシア経済連合の加盟諸国における外資参加企業件数

(2015年末)

	ロシア ¹⁾	ベラルーシ	カザフスタン	キルギス
稼働している外資参加企業の件数	23,520	6,787	13,752	3,138
うち、ユーラシア経済連合のパートナー諸国が出資している企業の件数				
ロシア		2,556	5,853	667
ベラルーシ	3,283		170	8
カザフスタン	535	38		454
キルギス	62	3	375	
アルメニア	204	64	114	6
外資参加企業のうち、ユーラシア経済連合のパートナー諸国が出資している割合	17.4%	39.2%	47.4%	36.2%

(注)1)ロシアのみ2014年。

図表14 ユーラシア経済連合と加盟諸国の産業部門別GDP生産構造
(2015年、%)

	ユーラシア経済連合					
	ユーラシア経済連合	ロシア	ベラルーシ	カザフスタン	キルギス	アルメニア
GDP	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
粗付加価値	90.0	89.6	86.3	94.9	87.9	89.4
生産部門	33.9	33.4	41.3	35.6	37.7	43.0
農林水産業	4.4	4.1	6.7	4.7	14.0	17.3
鉱工業	24.0	23.9	26.4	24.9	15.1	16.3
鉱業	8.8	8.7	0.7	12.7	0.9	2.1
製造業	12.7	12.7	22.4	10.3	12.1	9.3
電力・ガス・水	2.5	2.5	3.3	1.9	2.1	4.9
建設	5.5	5.3	8.3	6.0	8.3	9.5
サービス部門	56.1	56.2	45.0	59.3	50.2	46.4
商業	14.4	14.2	12.5	17.1	18.6	10.9
運輸・通信	7.1	6.5	7.7	11.2	8.3	5.7
物品に対する税	10.0	10.8	16.6	5.4	12.1	10.8
物品に対する補助金	…	0.4	2.9	0.3	…	0.2

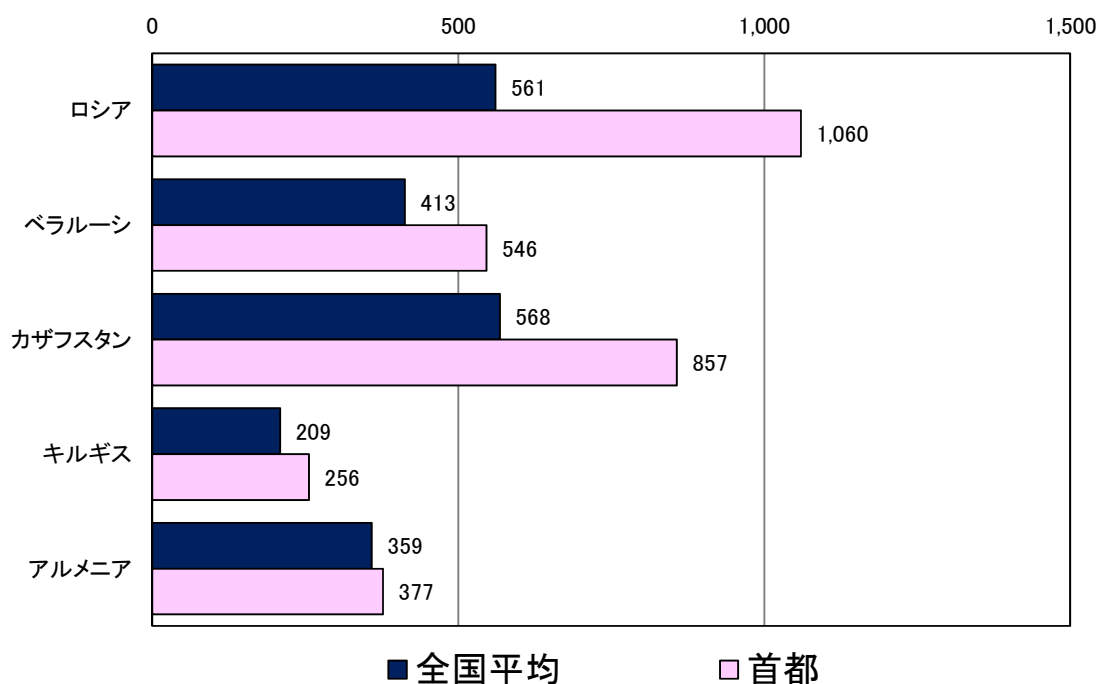
図表15 ユーラシア経済連合と加盟諸国の鉱工業部門別生産構造
(2015年、%)

	ユーラシア経済連合					
	ユーラシア経済連合	ロシア	ベラルーシ	カザフスタン	キルギス	アルメニア
鉱工業生産	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
鉱業	23.8	22.9	1.4	50.4	4.4	16.4
製造業	66.4	67.4	88.1	40.0	77.7	62.5
食品・飲料・タバコ	12.2	11.7	23.7	9.6	12.7	37.4
軽工業	0.8	0.7	3.5	0.5	3.0	0.8
コークス・石油製品	14.1	15.0	16.4	3.1	3.6	0.0
化学工業	9.6	9.4	18.9	5.8	9.6	6.4
冶金工業	11.0	10.8	6.2	15.5	45.5	12.2
機械産業	12.2	12.9	13.3	4.4	1.7	1.3
その他	6.5	7.0	6.2	1.0	1.6	4.4
電力・ガス・水	9.8	9.7	10.5	9.6	17.9	21.1

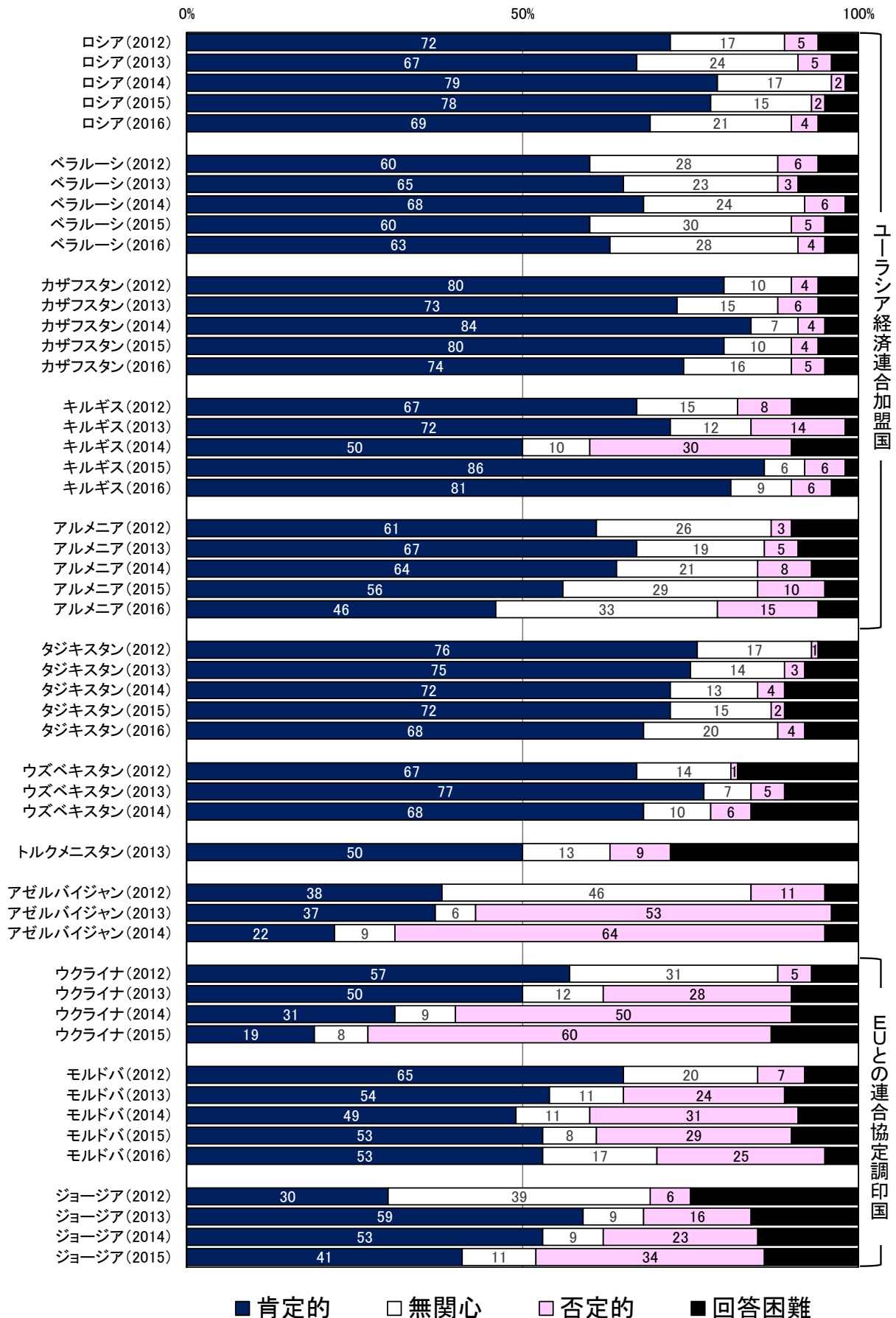
図表16 ユーラシア経済連合の加盟諸国の就業構造
(2015年、%)

	ロシア	ベラルーシ	カザフスタン	キルギス	アルメニア
全産業部門	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農林水産業	6.7	9.7	18.0	29.3	35.3
鉱工業	19.6	23.4	12.6	9.6	11.3
鉱業	2.1	0.3	3.3	0.4	0.7
製造業	14.3	20.5	6.4	7.4	8.0
電力・ガス・水	3.2	2.6	2.8	1.8	2.5
建設	7.6	7.7	8.0	11.3	4.6
商業	15.9	14.6	14.6	15.5	10.5
運輸・倉庫	9.5	7.4	7.2	6.9	3.7
ホテル・外食	2.5	2.1	2.0	4.2	2.1
金融・保険	2.2	1.7	2.3	1.1	1.5
不動産業	6.6	7.4	1.1	0.4	0.2
公務・国防	7.4	4.1	5.4	4.1	8.7
教育	9.2	9.8	11.7	8.2	10.0
保健・社会サービス	7.9	7.2	5.3	3.5	4.6

図表17 ユーラシア経済連合の加盟諸国の平均月額賃金
(2015年、ドル)



図表18 ロシア・NIS各国国民のユーラシア経済連合についての評価



(出所)ユーラシア開発銀行『2016年ユーラシア開発銀行統合バロメーター』。

図表19 ユーラシア経済連合が進めている経済連携



Ⅲ.ロシアの対外経済関係の統計データ

はじめに

本コーナーでは、ロシアの対外経済関係の活動実績を示した統計を整理して掲載する。具体的には、商品貿易、サービス貿易、外国直接投資受入の統計データを取り上げる。

データ解説

商品貿易 ロシア連邦関税局より発表された2016年のロシアの対外貿易高を整理したのが、図表1～6である。なお、以下図表3～4に用いられている2015年の数値は前年の速報値である。

関税局によれば、2016年のロシアの貿易総額は4,677億5,280万ドルで対前年比11.1%減となった。そのうち、輸出高は2,854億9,110万ドルとなり、前年比で16.9%減少した。また、輸入高は1,822億6,170万ドルで前年比0.3%減少にとどまった。

輸出を見ると、ディーゼル燃料（31.8%減）、天然ガス（26.2%減）、原油（17.8%）など、ロシアの主要輸出品であるエネルギー製品の輸出高は減少が続いている。ただし、輸出量で見ると、石炭（8.8%増）、原油（4.2%増）、自動車用ガソリン（9.9%増）などは前年比で増加傾向にある。他方、輸入に目を向けると、ロシアの輸入商品の最大シェアを占める機械・設備は増加した（5.5%）ものの、乗用車（7.1%減）の輸入は引き続き減少している。

国別に見ると、2016年のロシアの最大の貿易相手国は中国であり、対前年比4.0%増、661億8,200万ドルで全体の14.1%を占めた。日本との貿易は160億6,400万ドルで第7位、全体の3.4%であった。

サービス貿易 現代の経済では、サービス貿易の重要性が増しており、当然ロシアもその例外ではないので、ロシア中央銀行のデータをもとに、図表7～8にそのデータをまとめた。ロシアのサービス輸出・輸入額の推移を跡付けたのが図表8であり、さらに詳しくサービス貿易の種類別の動向を見たのが図表7である。

2000年代に入ってロシアが高度成長に転ずるにつれ、サービスの輸出入も拡大してきた。ただし、ロシアの商品貿易が一貫して黒字であるのとは対照的に、サービス貿易は常に赤字となっており、しかも赤字幅は年々拡大してきた。図表7に見るとおり、最大の輸入項目は旅行であり、ロシア国民の旺盛な外国旅行が商品貿易の黒字のかなりの部分を消費してしまっていることが分かる。しかし、サービス貿易赤字は2013年の583億ドルをピークに、その後は2年連続で低下している。ルーブル安などに起因して、外国旅行が若干下火になったことが、主原因であろう。

外国直接投資の受入 かつてロシアでは、ロシア連邦国家統計局が、外国投資に関する統計データを発表していた。ところが、統計局による発表は2013年分のデータまでで打ち切られ、現在ロシアの

外国投資（具体的には直接投資＝FDI）統計の発表主体は中央銀行に一本化されている。図表9～12では、この中銀発表のロシアのFDI統計を抜粋して載録している。

統計局の時代と異なり、中銀が詳細なデータを発表しているのは直接投資だけであり、証券投資、その他投資は対象になっていない。対内直接投資（外国からロシアへの投資）と対外直接投資（ロシアから外国への投資）の両方が発表されているが、ここでは差し当たり前者だけを取り上げる。図表9に見るように、各年に関し（原典には四半期データも）、グロスの受入額（A）、償還額（B）、ネットの受入額（A－B）が示されている（なお、図表9では便宜的に償還額をマイナス値として示している）。過去2年間グロスの受入額が低下しており、2015年にはFDIの純流入がほとんどなかったことが分かる。2015年末現在のロシアのFDI受入残高は、3,429億ドルとなっている。

図表10～12では、ロシアのFDI受入状況を、各年のネットの受入額と、2015年末現在の受入残高とで見ている。図表10では、投資残高の多い順に国を並べたが、ケイマン諸島、ジャージーといったタックスヘイブンも残高こそマイナスになっているものの資金の出入りが激しいので、参考までに示した。統計の技術的な限界はあるにせよ、この中銀統計によれば、日本はロシアへのFDI実施国として第16位ということになっている。図表11では、残念ながら、鉱業および製造業の残高の内訳が不明であり、不満が残る。図表12の地域別受入状況では、モスクワ市がFDI残高の約半分を占めているが、2015年には同市からの大幅な流出が記録されている。

図表1 2016年のロシアの輸出商品構成

(100万ドル)

商品分類 (括弧内は対応する「類」)	2015年	2016年	前年同期 =100	
			前年同期 =100	構成比 (%)
総額	343,542.8	285,491.1	83.1	100.0
食料品、農産品(01-24)	16,209.3	17,044.5	105.2	6.0
鉱物製品(25-27)	219,226.4	168,947.2	77.1	59.2
燃料・エネルギー(27)	216,164.1	165,983.6	76.8	58.1
化学品、ゴム(28-40)	25,376.9	20,778.7	81.9	7.3
皮革原料、同製品(41-43)	311.1	261.6	84.1	0.1
木材、紙パルプ製品(44-49)	9,840.2	9,792.3	99.5	3.4
繊維、繊維製品、履物(50-67)	868.3	899.3	103.6	0.3
貴金属、貴石、同製品(71)	7,895.0	8,905.7	112.8	3.1
卑金属、同製品(72-83)	32,880.1	29,076.2	88.4	10.2
機械、設備、輸送機器(84-90)	25,440.4	24,293.4	95.5	8.5
その他(68-70、91-97)	5,495.1	5,492.2	99.9	1.9

図表2 2016年のロシアの輸入商品構成

(100万ドル)

商品分類 (括弧内は対応する「類」)	2015年	2016年	前年同期 =100	
			前年同期 =100	構成比 (%)
総額	182,718.7	182,261.7	99.7	100.0
食料品、農産品(01-24)	26,583.8	24,902.2	93.7	13.7
鉱物製品(25-27)	4,975.9	3,230.9	64.9	1.8
燃料・エネルギー(27)	3,000.5	1,526.6	50.9	0.8
化学品、ゴム(28-40)	33,973.8	33,784.8	99.4	18.5
皮革原料、同製品(41-43)	822.1	816.5	99.3	0.4
木材、紙パルプ製品(44-49)	3,625.8	3,378.7	93.2	1.9
繊維、繊維製品、履物(50-67)	10,841.1	10,951.3	101.0	6.0
貴金属、貴石、同製品(71)	604.6	438.6	72.5	0.2
卑金属、同製品(72-83)	11,733.9	11,388.9	97.1	6.2
機械、設備、輸送機器(84-90)	81,867.8	86,314.1	105.4	47.4
その他(68-70、91-97)	7,689.8	7,055.8	91.8	3.9

図表3 2016年のロシアの主要輸出品目

関税コード	商品名	2016年				2015年		
		輸出量 (1,000t)	前年同期 =100	輸出額 (100万ドル)	前年同期 =100	シェア (%)	輸出量 (1,000t)	輸出額 (100万ドル)
	総額	-		285,491.1	83.1	100.0	-	343,426.7
1001	小麦及びメスリン	25,326.8	119.3	4,215.8	106.8	1.5	21,234.2	3,948.7
2208601100	ウォッカ(100%スピリット換算、デカリットル)	2,038,910.4	106.9	121.2	101.6	0.0	1,906,836.2	119.3
2510	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウムならびにりん酸塩を含有する白亜	2,491.0	126.1	382.2	116.3	0.1	1,976.0	328.7
2601	鉄鉱	18,547.0	87.3	802.3	79.1	0.3	21,254.5	1,013.8
2701	石炭及び練炭、豆炭	166,129.2	108.8	8,907.2	94.0	3.1	152,662.9	9,480.3
2704	コークス及び半生コークス	2,260.5	92.3	262.1	73.3	0.1	2,448.6	357.7
2709	原油	254,767.4	104.2	73,676.3	82.2	25.8	244,485.1	89,576.5
2710	石油製品	156,015.6	91.0	45,951.8	68.2	16.1	171,534.5	67,403.1
2710124100 -2710125900	自動車用ガソリン	5,215.6	109.9	2,014.5	81.2	0.7	4,746.2	2,481.0
2710193100 -2710194800	ディーゼル燃料(軽油)	48,603.4	95.3	17,642.3	68.2	6.2	51,021.3	25,853.4
271019510 -271019680	重油	73,527.2	82.4	15,494.0	58.7	5.4	89,206.6	26,381.6
2711110000	液化天然ガス(100万m ³)	24.2	113.1	2,899.8	63.8	1.0	21.4	4,546.1
2711210000	天然ガス(10億m ³)	198.7	107.1	31,280.4	74.8	11.0	185.5	41,844.3
2716	電力(100万kWh)	17,693.8	97.0	660.0	88.7	0.2	18,243.0	744.1
2814100000	無水アンモニア	3,658.6	102.1	828.2	61.1	0.3	3,585.1	1,355.8
290511	メタノール	1,497.4	118.7	251.2	75.8	0.1	1,261.4	331.2
3102	窒素肥料	12,773.3	110.2	2,170.9	81.2	0.8	11,593.7	2,672.2
3104	カリ肥料	9,486.1	84.8	1,856.1	62.7	0.7	11,185.4	2,958.1
3105	混合肥料	9,241.8	104.4	2,608.4	81.0	0.9	8,856.5	3,220.6
4002	合成ゴム	984.3	105.1	1,293.4	93.9	0.5	936.6	1,377.4
4403	木材(粗のものに限る、1,000m ³)	20,065.3	103.2	1,351.8	100.9	0.5	19,440.4	1,339.3
4407	木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもの)	16,235.7	113.3	3,193.9	103.9	1.1	14,326.4	3,073.5
4412	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材(1,000m ³)	2,460.0	111.3	946.0	95.5	0.3	2,209.3	990.9
4702-4704	木材バルブ	2,147.0	103.8	997.1	95.2	0.3	2,068.2	1,047.5
4801	新聞用紙	1,062.8	96.1	427.9	96.5	0.1	1,105.6	443.5
5208-5212	綿織物(1,000m ²)	90,790.7	110.6	40.9	111.1	0.0	82,058.1	36.8
72	鉄鋼	43,380.1	102.8	14,121.8	92.8	4.9	42,191.7	15,220.4
7201	銑鉄及びスピーゲル	5,138.7	96.2	1,171.8	84.8	0.4	5,339.5	1,381.1
7202	フェロアロイ	762.8	101.4	1,216.4	95.3	0.4	752.4	1,276.2
7207	鉄又は非合金鋼の半製品	15,166.2	103.6	4,471.4	96.4	1.6	14,641.8	4,636.7
7208-7212	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品	8,926.1	112.0	3,311.4	99.7	1.2	7,968.0	3,321.0
7403	精製銅又は同合金の塊	511.1	90.7	2,403.9	77.9	0.8	563.2	3,084.7
7502	ニッケルの塊	185.7	82.0	1,703.4	66.1	0.6	226.4	2,578.9
7601	アルミニウムの塊	3,481.4	100.6	4,988.1	82.1	1.7	3,461.1	6,075.7
84-90	機械・設備	1,751.0	80.4	24,293.4	95.7	8.5	2,178.2	25,385.6
8703	乗用自動車、その他の自動車(1,000台)	68.0	69.8	1,097.5	98.9	0.4	97.4	1,109.8
8704	貨物自動車(1,000台)	14.3	71.5	352.9	78.2	0.1	20.0	451.5

図表4 2016年のロシアの主要輸入品目

関税コード	商品名	2016年					2015年	
		輸入量 (1,000t)	前年同期 =100	輸入額 (100万ドル)	前年同期 =100	シェア (%)	輸入量 (1,000t)	輸入額 (100万ドル)
	総額	-	-	182,261.7	99.9	100.0	-	182,403.5
0201-0204	食肉	625.9	84.2	1,766.4	71.5	1.0	743.6	2,469.6
0207	鶏肉	223.7	88.3	316.2	87.3	0.2	253.4	362.4
0302-0304	魚(生鮮のもの及び冷蔵または冷凍したものに限り)	358.4	89.4	979.8	95.4	0.5	400.8	1,027.0
0402	ミルクおよびクリーム(濃縮若しくは乾燥し又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限り)	230.2	115.1	497.3	120.8	0.3	200.0	411.7
0405	ミルクから得たバターその他の油脂及びデリースプレッド	102.1	108.2	387.2	126.2	0.2	94.3	306.7
0805	かんきつ類の果実	1,526.8	99.2	1,160.8	97.5	0.6	1,538.5	1,191.1
0901	コーヒー	171.5	109.4	516.5	101.1	0.3	156.7	511.1
0902	茶	164.4	95.0	548.3	86.0	0.3	173.1	637.8
10	穀物	-	-	343.9	104.6	0.2	-	328.9
1001	小麦及びメスリン	579.9	143.7	89.0	119.5	0.0	403.6	74.5
1003	大麦及び裸麦	158.4	330.8	20.3	332.8	0.0	47.9	6.1
1005	とうもろこし	41.1	93.9	138.3	96.2	0.1	43.8	143.7
1512	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物	5.9	178.4	5.0	131.6	0.0	3.3	3.8
1602	調整又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	20.3	106.6	64.8	91.3	0.0	19.0	71.0
170112-170114	粗糖	259.5	51.2	110.4	57.7	0.1	506.8	191.3
17019910	その他の白糖	269.9	60.6	143.8	88.8	0.1	445.1	161.9
1801	カカオ豆	47.8	105.5	158.6	101.3	0.1	45.3	156.6
1806	チョコレートその他のココアを含有する調整食料品	75.1	104.5	343.8	99.0	0.2	71.8	347.4
22	飲料、アルコール及び食酢	-	-	1,824.6	102.2	1.0	-	1,784.8
2402	葉巻たばこ、シエルート、シガリロ及び紙巻たばこ	-	-	164.7	152.4	0.1	-	108.1
2606	アルミニウム鉱(精鉱を含む)	110.2	107.7	15.4	93.3	0.0	102.3	16.5
2701	石炭及び練炭、豆炭	19,777.0	87.8	257.3	59.9	0.1	22,534.4	429.5
2709	原油	752.4	26.4	42.9	6.6	0.0	2,854.5	647.8
2710	石油製品	664.6	51.7	753.7	70.6	0.4	1,286.5	1,067.7
2710124100-2710125900	自動車用ガソリン	171.0	21.3	60.6	18.1	0.0	801.2	334.4
2710193100-2710194800	ディーゼル燃料(軽油)	82.1	85.0	24.6	71.7	0.0	96.6	34.3
271019510-271019680	重油	9.5	1,185.6	1.5	375.0	0.0	0.8	0.4
2711210000	天然ガス(10億m ³)	8.9	101.5	122.4	70.9	0.1	8.8	172.7
2716000000	電力(100万kWh)	3,193.6	48.0	53.3	17.6	0.0	6,653.1	302.4
2941	抗生物質	-	-	108.0	128.3	0.1	-	84.2
3003-3004	医薬品	-	-	7,065.1	102.8	3.9	-	6,870.6
3808	殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物成長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品	116.6	120.4	746.9	133.4	0.4	96.8	559.7
4001-4002	天然ゴム、合成ゴム	186.1	110.8	327.4	97.6	0.2	167.9	335.4
5201	実綿及び操綿	55.5	104.2	80.5	115.3	0.0	53.3	69.8
5208-5212	綿織物(1,000m ²)	168,572.1	128.8	103.9	126.2	0.1	130,913.6	82.3
61-62	衣料	-	-	5,261.1	103.2	2.9	-	5,098.2
6403	履物	45.1	93.0	1,103.6	95.1	0.6	48.5	1,160.0
72	鉄鋼	4,667.9	102.2	3,032.7	91.9	1.7	4,569.2	3,301.2
7304-7306	鋼管	477.9	117.4	738.9	111.4	0.4	407.0	663.2
84-90	機械・設備	-	-	86,314.1	105.5	47.4	-	81,800.1
8703	乗用自動車その他の自動車(1,000台)	267.0	76.3	6,027.4	92.9	3.3	349.9	6,490.2
8704	貨物自動車(1,000台)	20.3	90.2	1,030.6	117.3	0.6	22.5	878.9
9401-9403	家具	-	-	1,349.5	77.6	0.7	-	1,739.2

図表5 2016年のロシアの経済圏および相手国別貿易高

(100万ドル)

	総額			輸出		輸入		収支
		前年同期 =100	シェア (%)		前年同期 =100		前年同期 =100	
全世界	467,752.8	88.9	100.0	285,491.1	83.1	182,261.7	99.7	103,229.4
CIS域外	406,878.7	89.2	87.0	227,947.4	82.9	162,556.6	100.8	65,390.8
EU諸国	200,391.6	85.0	42.8	130,491.0	78.8	69,900.6	99.6	60,590.4
ドイツ	40,709.4	88.9	8.7	21,258.5	83.9	19,451.0	95.2	1,807.5
オランダ	32,275.7	73.4	6.9	29,254.6	71.6	3,021.1	97.6	26,233.5
イタリア	19,770.4	64.6	4.2	11,931.3	53.5	7,839.1	94.2	4,092.2
フランス	13,267.5	114.1	2.8	4,778.2	83.6	8,489.2	143.4	▲ 3,711.0
ポーランド	13,057.2	94.9	2.8	9,098.7	94.1	3,958.5	96.6	5,140.2
英国	10,375.9	92.7	2.2	6,943.8	92.9	3,432.0	92.2	3,511.8
フィンランド	9,013.3	92.3	1.9	6,535.3	92.1	2,478.0	92.8	4,057.3
ベルギー	8,010.0	94.7	1.7	5,741.1	90.3	2,269.0	108.4	3,472.1
チェコ	5,460.0	89.4	1.2	2,693.5	82.6	2,766.5	97.2	▲ 73.0
ラトビア	5,187.6	69.5	1.1	4,844.2	68.5	343.4	88.0	4,500.8
スペイン	4,426.8	80.4	0.9	1,953.1	72.8	2,473.7	87.6	▲ 520.6
ハンガリー	4,306.7	90.8	0.9	2,649.9	87.4	1,656.8	96.6	993.1
スロバキア	4,162.4	78.0	0.9	2,497.0	69.8	1,665.4	94.7	831.6
スウェーデン	3,891.8	90.8	0.8	2,223.8	91.3	1,668.0	90.0	555.8
ルーマニア	3,076.5	102.9	0.7	1,845.5	109.9	1,231.0	93.9	614.5
リトアニア	2,923.1	86.1	0.6	2,508.9	85.1	414.3	92.5	2,094.6
オーストリア	2,886.7	90.9	0.6	1,051.9	90.5	1,834.7	91.2	▲ 782.8
ギリシア	2,873.8	104.4	0.6	2,660.8	105.5	213.0	93.1	2,447.8
ブルガリア	2,800.2	118.0	0.6	2,318.8	122.9	481.5	99.1	1,837.3
エストニア	2,678.6	99.7	0.6	2,041.6	93.8	637.0	124.7	1,404.6
デンマーク	2,231.2	79.2	0.5	1,400.5	72.1	830.7	95.0	569.8
マルタ	2,230.1	88.3	0.5	2,200.4	88.0	29.7	116.0	2,170.7
アイルランド	1,214.3	110.0	0.3	317.0	116.1	897.3	108.0	▲ 580.3
ポルトガル	1,052.6	152.9	0.2	657.0	222.8	395.5	100.5	261.5
APEC諸国	140,482.3	95.1	30.0	67,402.9	85.9	73,079.4	105.4	▲ 5,676.5
中国	66,108.2	104.0	14.1	28,021.3	98.0	38,087.0	109.0	▲ 10,065.7
米国	20,276.8	97.0	4.3	9,353.6	98.9	10,923.2	95.4	▲ 1,569.6
日本	16,064.0	75.4	3.4	9,384.2	64.8	6,679.8	98.0	2,704.4
韓国	15,140.4	83.9	3.2	10,027.1	74.3	5,113.3	112.1	4,913.8
台湾	4,316.5	109.6	0.9	2,703.3	103.1	1,613.2	122.6	1,090.1
ベトナム	3,838.3	98.5	0.8	1,373.0	74.5	2,465.3	120.1	▲ 1,092.3
インドネシア	2,615.7	133.4	0.6	403.4	91.9	2,212.2	145.3	▲ 1,808.8
シンガポール	2,292.3	76.2	0.5	1,796.5	72.1	495.9	96.0	1,300.6
マレーシア	2,176.4	112.3	0.5	972.1	156.1	1,204.3	91.6	▲ 232.2
タイ	1,762.7	85.9	0.4	616.0	109.8	1,146.7	76.9	▲ 530.7
メキシコ	1,705.9	107.5	0.4	1,061.5	106.3	644.4	109.4	417.1
カナダ	1,139.0	82.4	0.2	419.6	77.1	719.4	85.9	▲ 299.8
その他	66,004.8	91.1	14.1	30,053.5	91.6	19,576.6	90.1	10,476.9
トルコ	15,845.8	67.9	3.4	13,698.3	71.0	2,147.5	53.0	11,550.8
インド	7,710.0	98.4	1.6	5,312.8	95.3	2,397.2	106.2	2,915.6
スイス	5,052.5	110.1	1.1	3,109.7	118.9	1,942.8	98.4	1,166.9
ブラジル	4,309.0	89.1	0.9	1,785.6	92.8	2,523.5	86.6	▲ 737.9
イスラエル	2,188.9	93.3	0.5	1,469.3	95.4	719.6	89.2	749.7
イラン	2,184.3	170.1	0.5	1,881.8	185.1	302.6	113.2	1,579.2
ノルウェー	1,402.4	101.5	0.3	736.9	97.7	665.5	106.2	71.4
CIS域内	56,689.7	85.8	12.1	37,358.0	83.0	19,331.7	91.9	18,026.3
ユーラシア経済連合	39,028.0	92.0	8.3	25,460.6	89.4	13,567.4	97.4	11,893.2
ベラルーシ	23,457.0	96.9	5.0	14,050.7	91.5	9,406.3	106.1	4,644.4
カザフスタン	13,039.1	83.7	2.8	9,426.9	87.4	3,612.2	75.5	5,814.7
アルメニア	1,335.5	106.0	0.3	957.3	91.1	378.3	180.5	579.0
キルギス	1,196.3	87.1	0.3	1,025.7	78.8	170.5	237.8	855.2
その他	17,661.6	74.7	3.8	11,897.5	72.0	5,764.3	81.1	6,133.2
ウクライナ	10,231.0	68.4	2.2	6,280.3	67.6	3,950.7	69.6	2,329.6
ウズベキスタン	2,726.0	96.1	0.6	1,965.0	87.9	761.0	126.5	1,204.0
アゼルバイジャン	1,954.3	69.7	0.4	1,508.1	65.9	446.3	86.2	1,061.8
モルドバ	1,160.7	95.0	0.2	912.0	88.0	248.7	133.8	663.3

図表6 2016年のロシアの貿易相手国上位30カ国

(100万ドル)

	総額			輸出		輸入		収支
		前年同期 =100	シェア (%)		前年同期 =100		前年同期 =100	
1. 中国	66,108.2	104.0	14.1	28,021.3	98.0	38,087.0	109.0	▲ 10,065.7
2. ドイツ	40,709.4	88.9	8.7	21,258.5	83.9	19,451.0	95.2	1,807.5
3. オランダ	32,275.7	73.4	6.9	29,254.6	71.6	3,021.1	97.6	26,233.5
4. ベラルーシ	23,457.0	96.9	5.0	14,050.7	91.5	9,406.3	106.1	4,644.4
5. 米国	20,276.8	97.0	4.3	9,353.6	98.9	10,923.2	95.4	▲ 1,569.6
6. イタリア	19,770.4	64.6	4.2	11,931.3	53.5	7,839.1	94.2	4,092.2
7. 日本	16,064.0	75.4	3.4	9,384.2	64.8	6,679.8	98.0	2,704.4
8. トルコ	15,845.8	67.9	3.4	13,698.3	71.0	2,147.5	53.0	11,550.8
9. 韓国	15,140.4	83.9	3.2	10,027.1	74.3	5,113.3	112.1	4,913.8
10. フランス	13,267.5	114.1	2.8	4,778.2	83.6	8,489.2	143.4	▲ 3,711.0
11. ポーランド	13,057.2	94.9	2.8	9,098.7	94.1	3,958.5	96.6	5,140.2
12. カザフスタン	13,039.1	83.7	2.8	9,426.9	87.4	3,612.2	75.5	5,814.7
13. 英国	10,375.9	92.7	2.2	6,943.8	92.9	3,432.0	92.2	3,511.8
14. ウクライナ	10,231.0	68.4	2.2	6,280.3	67.6	3,950.7	69.6	2,329.6
15. フィンランド	9,013.3	92.3	1.9	6,535.3	92.1	2,478.0	92.8	4,057.3
16. ベルギー	8,010.0	94.7	1.7	5,741.1	90.3	2,269.0	108.4	3,472.1
17. インド	7,710.0	98.4	1.6	5,312.8	95.3	2,397.2	106.2	2,915.6
18. チェコ	5,460.0	89.4	1.2	2,693.5	82.6	2,766.5	97.2	▲ 73.0
19. ラトビア	5,187.6	69.5	1.1	4,844.2	68.5	343.4	88.0	4,500.8
20. スイス	5,052.5	110.1	1.1	3,109.7	118.9	1,942.8	98.4	1,166.9
21. スペイン	4,426.8	80.4	0.9	1,953.1	72.8	2,473.7	87.6	▲ 520.6
22. 台湾	4,316.5	109.6	0.9	2,703.3	103.1	1,613.2	122.6	1,090.1
23. ブラジル	4,309.0	89.1	0.9	1,785.6	92.8	2,523.5	86.6	▲ 737.9
24. ハンガリー	4,306.7	90.8	0.9	2,649.9	87.4	1,656.8	96.6	993.1
25. スロバキア	4,162.4	78.0	0.9	2,497.0	69.8	1,665.4	94.7	831.6
26. スウェーデン	3,891.8	90.8	0.8	2,223.8	91.3	1,668.0	90.0	555.8
27. ベトナム	3,838.3	98.5	0.8	1,373.0	74.5	2,465.3	120.1	▲ 1,092.3
28. ルーマニア	3,076.5	102.9	0.7	1,845.5	109.9	1,231.0	93.9	614.5
29. リトアニア	2,923.1	86.1	0.6	2,508.9	85.1	414.3	92.5	2,094.6
30. オーストリア	2,886.7	90.9	0.6	1,051.9	90.5	1,834.7	91.2	▲ 782.8

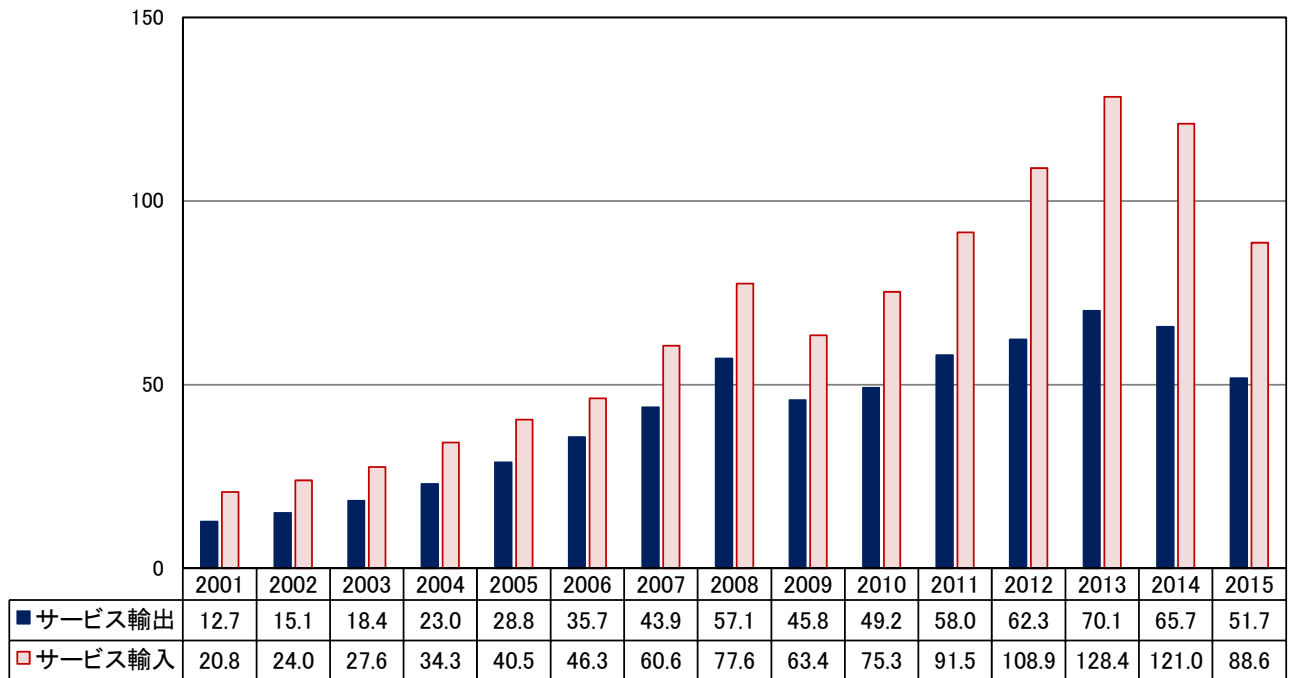
図表7 ロシアの種類別のサービス貿易動向

(100万ドル)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015
サービス収支	▲ 26,120	▲ 33,456	▲ 46,587	▲ 58,259	▲ 55,278	▲ 36,875
サービス輸出	49,159	58,039	62,340	70,123	65,744	51,742
委託加工サービス	2,322	2,227	2,166	2,325	1,531	1,024
維持修理サービス	1,826	1,702	1,782	1,801	1,676	1,596
輸送	14,872	17,350	19,161	20,747	20,542	16,719
海上輸送	3,358	3,644	3,912	4,181	4,580	4,761
航空輸送	7,322	8,898	10,317	11,534	10,980	7,868
その他	4,106	4,685	4,788	4,849	4,723	3,870
郵便・宅配	86	124	144	183	258	220
旅行	8,830	11,328	10,759	11,988	11,759	8,465
業務	4,956	6,243	6,757	6,904	5,981	3,914
業務外	3,875	5,085	4,002	5,085	5,778	4,551
建設	3,487	4,408	4,729	5,906	4,730	3,664
保険・年金サービス	429	334	430	522	396	612
金融サービス	1,053	1,103	1,317	1,702	1,597	1,207
通信・コンピュータ・情報サービス	2,624	3,101	3,494	4,163	4,504	3,971
知的財産権等使用料	386	556	664	738	666	726
その他業務サービス	12,342	14,743	16,408	18,449	16,736	12,610
個人・文化・娯楽サービス	474	493	556	770	681	341
公的サービス等	515	694	875	1,012	927	807
サービス輸入	75,279	91,495	108,927	128,382	121,022	88,617
委託加工サービス	202	234	212	324	220	138
維持修理サービス	730	1,163	1,527	1,725	1,625	1,355
輸送	11,901	15,415	16,443	17,505	15,420	11,728
海上輸送	3,108	4,215	4,031	4,106	3,890	3,165
航空輸送	7,084	9,069	10,148	11,025	9,761	7,045
その他	1,674	2,115	2,244	2,345	1,741	1,496
郵便・宅配	35	17	20	28	28	21
旅行	26,693	32,902	42,798	53,453	50,428	34,934
業務	1,812	2,109	2,030	1,873	1,643	1,301
業務外	24,881	30,793	40,767	51,579	48,785	33,633
建設	4,602	5,600	7,594	9,362	7,520	4,831
保険・年金サービス	1,011	1,245	1,333	1,393	1,658	1,393
金融サービス	2,656	2,429	2,775	3,391	2,400	1,998
通信・コンピュータ・情報サービス	3,955	4,946	5,169	6,080	6,854	5,520
知的財産権等使用料	4,842	5,830	7,629	8,371	8,021	5,634
その他業務サービス	15,635	18,565	20,120	22,876	23,152	18,459
個人・文化・娯楽サービス	999	1,059	1,117	1,264	1,611	1,092
公的サービス等	2,053	2,107	2,210	2,640	2,113	1,534

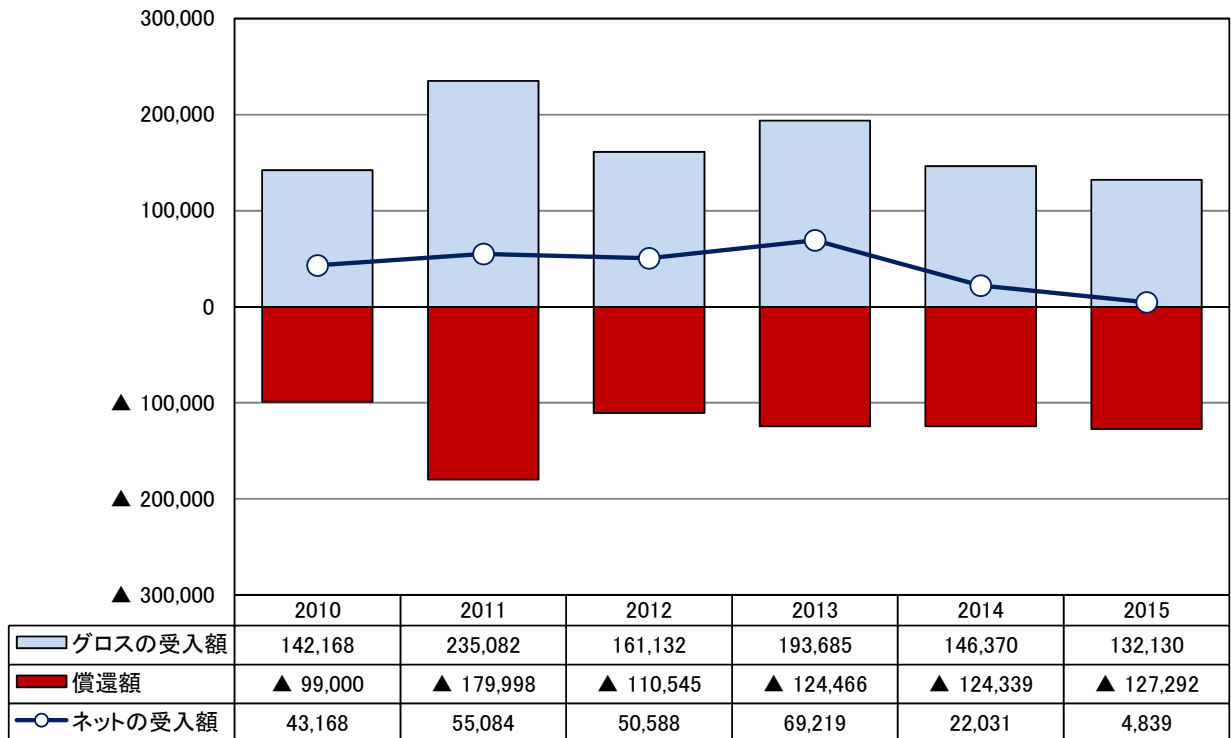
図表8 ロシアのサービス貿易の推移

(10億ドル)



図表9 ロシアの外国直接投資受入動向

(100万ドル)



図表10 ロシアの主要国からの外国直接投資受入動向(残高が多い順に掲載)

(100万ドル)

	各年のネットの受入額										2015年末 現在の 受入残高
	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015		
全世界	55,874	74,783	36,583	43,168	55,084	50,588	69,219	22,031	4,839	342,943	
1. キプロス	11,917	20,428	4,182	12,287	12,999	1,985	8,266	3,158	▲ 7,176	86,424	
2. オランダ	10,268	10,184	▲ 3,391	3,733	7,383	10,330	5,716	1,102	▲ 267	32,369	
3. バハマ諸島	354	▲ 524	1,731	2,282	1,829	2,111	2,791	3,638	5,201	21,522	
4. バミューダ諸島	8,369	9,959	2,243	436	594	▲ 320	404	1,777	1,932	14,055	
5. ドイツ	7,626	3,379	2,914	3,196	2,234	2,265	335	349	1,420	13,376	
6. 英領バージン諸島	3,962	5,519	1,761	2,139	7,225	2,475	9,379	3,123	2,522	10,705	
7. フランス	415	604	696	2,592	1,107	1,232	2,121	2,224	1,634	9,910	
8. スイス	386	569	1,925	▲ 1	741	401	1,086	2,472	112	8,470	
9. アイルランド	▲ 200	52	564	2,326	5,306	9,877	10,399	▲ 531	620	8,248	
10. ルクセンブルク	▲ 2,062	1,403	6,195	2,892	4,106	10,814	11,638	▲ 693	▲ 5,757	7,939	
11. フィンランド	677	1,415	518	347	217	349	216	124	▲ 274	6,702	
12. 英国	656	1,007	699	1,142	2,007	46	18,927	120	1,030	6,128	
13. オーストリア	328	636	885	1,353	1,563	1,135	▲ 326	841	416	4,745	
14. スウェーデン	529	1,892	1,863	1,831	2,025	1,322	▲ 1,203	166	118	2,555	
15. 中国	112	▲ 49	231	336	126	450	597	1,271	571	1,683	
16. 日本	80	195	272	473	369	596	369	295	447	1,319	
17. 米国	1,860	2,161	2,296	435	276	285	485	708	202	1,316	
18. 韓国	120	313	385	318	▲ 270	119	71	130	116	1,289	
19. ベルギー	81	282	286	467	112	214	755	▲ 538	▲ 19	1,054	
20. イタリア	78	153	249	309	154	280	118	158	73	946	
21. カザフスタン	87	14	114	46	56	277	208	357	433	916	
22. トルコ	124	179	146	146	150	178	207	135	292	747	
23. シンガポール	19	7	▲ 0	3	51	577	▲ 502	162	185	517	
24. ハンガリー	61	171	112	374	454	683	736	534	▲ 558	424	
25. 香港	8	55	23	25	94	65	45	165	136	361	
26. ベラルーシ	2	50	63	34	121	110	219	59	42	326	
27. ポーランド	29	185	85	17	6	17	▲ 49	70	20	296	
28. デンマーク	126	77	199	168	▲ 11	38	25	▲ 11	49	295	
29. ベリーズ	56	159	27	86	▲ 3	▲ 222	▲ 406	▲ 54	8	208	
30. チェコ	88	130	36	72	78	▲ 187	36	109	54	198	
31. ウクライナ	▲ 37	▲ 41	5	51	116	103	189	▲ 54	12	197	
32. スペイン	366	315	336	▲ 13	30	116	147	200	65	196	
33. ラトビア	49	35	4	23	20	32	285	338	196	180	
34. ノルウェー	1,300	379	302	59	66	69	94	51	▲ 93	155	
35. イスラエル	0	0	▲ 5	39	32	37	83	76	10	153	
36. スロベニア	90	73	40	9	▲ 23	14	50	22	14	152	
37. アラブ首長国連邦	11	13	▲ 22	17	14	19	49	29	28	149	
38. リトアニア	32	37	25	▲ 2	8	42	8	▲ 50	8	137	
39. アゼルバイジャン	111	24	48	18	127	153	75	37	32	135	
40. パナマ	37	133	11	31	▲ 112	▲ 115	48	9	35	130	
41. セイシェル諸島	▲ 442	74	196	16	127	423	▲ 31	▲ 20	▲ 67	113	
42. エストニア	70	2	19	▲ 15	31	85	47	38	33	113	
43. ジブラルタル	870	1,321	812	757	1,250	38	▲ 185	1	▲ 9	110	
44. アルメニア	▲ 5	2	47	▲ 24	▲ 7	48	52	38	56	102	
45. マルタ	0	0	▲ 5	16	4	16	47	10	41	92	
46. セントクリストファー・ネイビス	0	0	2	34	1,253	195	▲ 4,404	12	65	91	
47. セントビンセント・グレナディーン	0	0	▲ 1	7	14	22	26	26	▲ 26	88	
48. ギリシャ	98	6	1	▲ 2	▲ 5	▲ 3	▲ 2	1	▲ 0	87	
参考: ケイマン諸島	0	146	105	382	▲ 20	95	▲ 79	6	▲ 79	▲ 200	
参考: ジャージー	104	8	68	126	775	642	509	▲ 717	427	▲ 492	

図表11 ロシアの産業部門別の外国直接投資受入動向

(100万ドル)

	各年のネットの受入額						2015年末 現在の 受入残高
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	
全産業部門	43,168	55,084	50,588	69,219	22,031	4,839	342,943
農林水産業	318	236	231	619	▲ 30	271	1,391
鉱業	3,759	4,549	4,808	7,101	4,545	11,058	70,422
エネルギー資源	1,771	2,439	4,938	6,535	6,957	10,337	…
エネルギー資源以外	1,988	2,110	▲ 131	566	▲ 2,412	721	…
製造業	9,843	8,348	6,385	16,494	1,173	4,561	69,309
食品・飲料・タバコ	1,653	2,040	328	▲ 95	33	905	…
繊維・縫製	0	30	25	36	▲ 7	34	…
皮革・製靴	28	6	▲ 3	4	0	0	…
木材加工・同製品	138	103	309	3	262	292	…
紙パルプ・出版・印刷	341	▲ 4	369	51	49	75	…
コークス・石油製品・核物質	▲ 235	71	1,425	20,707	▲ 1,491	395	…
化学工業	746	357	1,764	1,147	1,500	▲ 110	…
ゴム・プラスチック製品	118	4	195	248	333	374	…
その他の非金属鉱物製品	404	599	750	573	31	486	…
冶金・金属製品	4,855	3,288	▲ 762	▲ 8,369	669	795	…
一般機械・設備	▲ 363	835	828	479	▲ 34	125	…
電気・電子・工学機器	459	344	326	823	190	447	…
輸送機器	1,575	567	800	871	▲ 367	738	…
その他の製造業	124	109	32	16	5	5	…
電力・ガス・暖房・空調	1,410	2,207	1,869	1,768	1,682	▲ 1,885	7,183
水道業	16	15	17	26	13	▲ 20	52
建設業	394	3,771	3,928	2,895	2,718	▲ 1,055	9,215
卸売・小売業	5,480	18,096	13,241	20,542	3,240	4,054	68,150
運輸・倉庫	▲ 176	1,153	▲ 281	349	▲ 743	▲ 1,786	5,072
ホテル・外食	266	▲ 140	150	187	93	113	482
情報・通信	3,317	1,574	▲ 2,182	▲ 1,292	▲ 2,361	▲ 6,477	13,553
金融・保険業	7,661	9,338	14,983	14,456	7,842	▲ 2,723	51,342
不動産業	3,197	2,478	1,984	1,728	▲ 830	344	11,380
研究・開発	3,611	155	115	75	79	90	1,170
公務・国防・社会保障	2	1	▲ 1	▲ 0	0	0	0
教育	▲ 12	4	6	▲ 1	5	2	2
保健衛生・社会事業	6	182	448	348	156	▲ 84	450
余暇・娯楽・文化・スポーツ	341	10	385	30	142	▲ 150	367
その他のサービス	2,838	2,576	4,091	3,053	3,870	▲ 2,124	21,407
賃貸・リース	390	▲ 357	▲ 579	▲ 422	83	▲ 471	1,695
分類不能	506	887	990	1,264	353	1,121	10,299

図表12 ロシアの地域別の外国直接投資受入動向

(100万ドル)

	各年のネットの受入額					2015年末 現在の 受入残高
	2011	2012	2013	2014	2015	
ロシア全体	55,084	50,588	69,219	22,031	4,839	342,943
<u>中央連邦管区</u>	43,350	38,328	43,083	11,713	▲ 7,548	198,106
ベルゴロド州	▲ 128	▲ 29	1,600	▲ 3	▲ 3	1,861
ブリヤンスク州	1	▲ 59	47	▲ 0	6	26
ウラジーミル州	423	115	▲ 61	▲ 223	17	449
ヴォロネジ州	257	141	2	2	▲ 21	692
イワノヴォ州	▲ 20	▲ 137	▲ 10	▲ 44	49	90
カルーガ州	19	11	376	46	388	1,827
コストロマ州	201	240	291	711	233	509
クルスク州	25	▲ 195	86	7	5	53
リベツク州	761	943	856	433	683	6,239
モスクワ州	2,377	2,961	866	750	1,181	9,989
オリョール州	▲ 3	116	38	224	▲ 100	52
リャザン州	29	▲ 46	▲ 41	23	▲ 4	128
スモレンスク州	165	198	▲ 71	22	160	257
タンボフ州	▲ 14	▲ 4	9	3	1	50
トヴェリ州	44	123	63	43	125	184
トゥーラ州	255	▲ 599	240	▲ 201	276	1,248
ヤロスラヴリ州	721	▲ 3,053	▲ 817	▲ 346	110	870
モスクワ市	38,236	37,602	39,610	10,266	▲ 10,652	173,582
<u>北西連邦管区</u>	5,176	7,007	7,950	▲ 1,866	▲ 1,434	32,585
カレリア共和国	42	▲ 38	▲ 11	61	82	223
コミ共和国	▲ 75	110	33	▲ 43	▲ 6	703
アルハンゲリスク州	151	▲ 75	604	▲ 209	▲ 8	576
ネネツ自治管区	5	▲ 222	99	20	0	▲ 158
アルハンゲリスク州本体	146	148	505	▲ 229	▲ 8	734
ヴォログダ州	1,588	1,026	268	▲ 74	91	9,474
カーニングラード州	123	26	▲ 25	▲ 11	26	465
レニングラード州	▲ 1,981	373	572	▲ 237	▲ 1,188	2,427
ムルマンスク州	▲ 292	▲ 413	▲ 24	95	255	346
ノヴゴロド州	5	376	111	▲ 108	218	1,738
ブスコフ州	37	▲ 1	3	1	▲ 32	49
サンクトペテルブルグ市	5,576	5,623	6,419	▲ 1,341	▲ 871	16,583
<u>南連邦管区</u>	512	168	335	46	263	3,266
アディゲ共和国	108	38	8	0	2	102
カルムイク共和国	2	2	12	2	▲ 1	6
クラスノダル地方	164	458	▲ 83	▲ 127	28	1,850
アストラハン州	63	▲ 13	34	▲ 164	▲ 13	41
ヴォルゴグラード州	▲ 92	▲ 400	189	163	288	595
ロストフ州	267	82	175	173	▲ 42	673
<u>北カフカス連邦管区</u>	101	▲ 48	19	142	353	573
ダゲスタン共和国	14	30	34	12	11	56
イングーシ共和国	0	2	0	0	0	0
カバルダ・バルカル共和国	▲ 0	1	4	29	▲ 26	4
カラチャイ・チェルケス共和国	4	▲ 2	0	▲ 0	0	12
北オセチア共和国	2	▲ 43	0	2	▲ 19	12
チェチエン共和国	1	1	0	0	127	0
スタヴロポリ地方	80	▲ 36	▲ 19	99	258	488

(続く)

(続き)

	各年のネットの受入額					2015年末 現在の 受入残高
	2011	2012	2013	2014	2015	
沿ヴォルガ連邦管区	▲ 609	1,011	1,709	▲ 281	▲ 1,169	9,801
バシコルトスタン共和国	270	▲ 546	192	248	15	494
マリ・エル共和国	10	34	1	0	2	▲ 87
モルドヴィア共和国	1	▲ 6	4	▲ 0	7	23
タタルスタン共和国	▲ 62	418	157	236	112	1,617
ウドムルト共和国	73	299	503	194	12	519
チュヴァシ共和国	3	10	105	45	31	155
ペルミ地方	▲ 1,115	▲ 405	▲ 860	▲ 1,215	▲ 586	2,798
キーロフ州	35	▲ 36	9	4	26	60
ニジェゴロド州	436	328	630	315	210	1,590
オレンブルグ州	303	92	83	▲ 232	▲ 365	384
ペンザ州	6	52	32	4	6	108
サマラ州	▲ 580	674	817	26	▲ 837	1,555
サラトフ州	▲ 16	13	▲ 17	▲ 93	▲ 26	285
ウリヤノフスク州	28	86	53	188	226	301
ウラル連邦管区	3,059	6,172	10,914	7,494	8,611	37,733
クルガン州	27	4	3	▲ 1	3	34
スヴェルドロフスク州	▲ 2,263	4,624	▲ 359	▲ 448	▲ 999	5,313
チュメニ州	5,384	1,293	10,542	6,955	8,882	27,267
ハンティ・マンシ自治管区	18	148	▲ 593	▲ 203	▲ 198	3,142
ヤマロ・ネネツ自治管区	▲ 34	▲ 1,572	67	345	5,743	7,438
チュメニ州本体	5,399	2,717	11,068	6,813	3,337	16,687
チェリヤビンスク州	▲ 90	251	728	987	726	5,119
シベリア連邦管区	1,510	▲ 3,834	2,310	▲ 909	▲ 884	20,573
アルタイ共和国	1	▲ 21	▲ 0	▲ 1	▲ 0	1
ブリヤート共和国	▲ 0	3	208	▲ 119	25	88
トゥヴァ共和国	78	183	22	14	12	260
ハカス共和国	0	▲ 111	159	▲ 42	▲ 70	148
アルタイ地方	120	▲ 112	13	▲ 7	▲ 57	76
ザバイカル地方	70	224	268	41	▲ 71	363
クラスノヤルスク地方	949	639	981	▲ 741	▲ 689	15,192
イルクーツク州	▲ 481	▲ 218	56	▲ 19	▲ 190	469
ケメロヴォ州	▲ 133	▲ 4,753	179	▲ 147	81	1,906
ノヴォシビルスク州	276	44	359	▲ 51	17	1,002
オムスク州	▲ 30	50	▲ 17	17	▲ 9	509
トムスク州	660	238	81	146	67	559
極東連邦管区	950	563	1,392	5,055	6,760	39,556
サハ共和国	223	389	▲ 2,390	▲ 388	439	1,210
カムチャッカ地方	12	▲ 52	▲ 10	42	4	39
沿海地方	▲ 184	302	▲ 60	235	112	1,175
ハバロフスク地方	219	▲ 207	737	28	▲ 229	555
アムール州	691	495	596	707	170	880
マガダン州	291	▲ 1,338	696	▲ 0	2	21
サハリン州	▲ 601	1,056	1,782	4,113	6,191	35,244
ユダヤ自治州	35	▲ 11	0	63	48	83
チュクチ自治管区	264	▲ 70	42	255	22	349
参考:クリミア連邦管区	-	-	-	▲ 27	1	66
参考:クリミア共和国	-	-	-	▲ 15	▲ 3	50
参考:セヴァストポリ市	-	-	-	▲ 12	4	17
地域分類不能	1,035	1,219	1,506	665	▲ 114	683

IV.資料:ロシア連邦国家プログラム 「対外経済活動の発展」

はじめに

ロシア連邦政府は2013年3月18日付で、国家プログラム「対外経済活動の発展」を採択した。所管官庁は経済発展省であり、そのほか連邦関税局などが共同でその実施に当たることになっている。プログラムの対象期間は2013～2018年である。プログラムの目的は、「グローバル経済におけるロシアの地位を強化し、対外経済活動の質的指標を改善し、対外経済分野が国民経済近代化の諸課題の解決に果たす貢献を高める」点にあるとされている。プログラムには、以下のとおり5本のサブプログラムがある。

1. 国際経済協力の過程における対外経済活動の優先的な方向性の実現
2. ユーラシア経済連合の形成
3. 対外経済活動支援の国家システムの構築
4. 対外経済活動の国家管理システムの改善
5. 税関業務の改善

今日のロシアの対外経済政策にとっての根幹的な政策文書なので、以下のとおり主要部分を翻訳して載録する。

ロシア連邦国家プログラム「対外経済活動の発展」

ロシア連邦国家プログラム「対外経済活動の発展」仕様書

- | | |
|---------------------|--|
| プログラムの実行責任者 | - ロシア連邦経済発展省 |
| プログラムの共同実行者 | - 連邦税関庁
ロシア連邦国境整備局 |
| プログラム参加者 | - ロシア連邦産業貿易省
ロシア連邦財務省 |
| プログラム中のサブプログラム | - 1. 国際経済協力過程における対外経済活動優先方針の実現
2. ユーラシア経済連合の形成
3. 対外経済活動支援国家システムの構築
4. 対外経済活動国家規制システムの改善
5. 税関業務の改善
6. 対外経済活動実施のためのロシア連邦国境検問所システム強化 |
| プログラムのための計画的・目的別ツール | - プログラム諸施策では6つのサブプログラムの実施が計画されている。省庁及び連邦目的別プログラムは含まれていない。 |
| プログラムの目的 | - グローバル経済におけるロシアの地位の強化、対外経済活動の質的諸指標の改善、国家経済近代化の諸課題解決に対する対外経済活動分野の貢献の増大。 |

プログラムの課題	<p>1) 世界市場におけるロシアの利益を推進し、国家経済の持続可能かつイノベーション志向的發展を可能にするために国際経済協力の可能性及び長所を動員する；</p> <p>2) ロシア及びその他の参加国の社会・経済的發展を促進するために、ユーラシア経済連合の枠組み内での経済統合のポテンシャルを最大限發揮させる；</p> <p>3) 世界市場で活動するロシア企業のために彼らが競争できる条件を整備するのに必要な、対外経済活動發展に関する制度及びメカニズムのシステムを構築する；</p> <p>4) 世界経済へのさらなる統合が進行する過程でロシア及び他の関税同盟内加盟国の経済的利益を効率的に守るため、ロシア及び関税同盟内における対外経済活動国家規制システムを改善する；</p> <p>5) 関税同盟の統一関税圏の機能を脅かすリスクを低減することを目的のひとつとして、関税上の権利関係分野における法規的規制を改善する、また法適用慣習を改善する；</p> <p>6) 対外経済活動發展上の課題を念頭において、ロシア連邦国境検問所システム機能の効率を向上させる</p>
プログラムの目標インジケータ及び指標	<p>- 商品輸出全体の増加テンポ。 エネルギー商品を除いた商品輸出増加のテンポ。 商品輸出に占める機械、装置、輸送手段の比率。 輸出品目多様性係数。 輸出者である組織（個人企業家を除く）の数の増加テンポ。 関税同盟加盟国の非エネルギー商品相互貿易高の増加テンポ。 対外経済活動分野における規制環境及び法適用慣習の質と効率に関する主要国際ランキングにおけるロシアの順位。</p>
プログラム実施段階及び期限	<p>- プログラム実施主要期間－2013～2018 年。 サブプログラム2「ユーラシア経済連合の形成」諸施策は段階的に実施される。</p>
プログラムに要する資金額	<p>プログラムに要する資金額は、プログラム諸施策実施に関わり連邦予算から調達される費用（現行の支出義務）で、4,226億2,778万9,500ルーブルとなり、その年別の内訳は：</p> <p>2013年 – 689億3,703万2,800ルーブル； 2014 年 – 675億3,998万3,600ルーブル； 2015 年 – 670億7,538万2,600ルーブル； 2016 年 – 700億1,992万500ルーブル； 2017 年 – 729億9,914万4,900ルーブル； 2018 年 – 760億5,632万5,100ルーブル。</p> <p>サブプログラム別の資金額内訳： サブプログラム1 – 合計51億8,244万1,900ルーブル： 2013年 – 8 億5,841万5,100ルーブル； 2014 年 – 8 億6,172万400ルーブル； 2015 年 – 8 億6,557万6,600ルーブル； 2016年 – 8 億6,557万6,600 ルーブル； 2017 年 – 8 億6,557万6,600 ルーブル； 2018 年– 8 億6,557万6,600 ルーブル。</p> <p>サブプログラム2 – 中央機関の資金による。 サブプログラム3 – 合計178億8,378万8,900ルーブル、うち： 2013 年 – 30億3,774万ルーブル； 2014 年 – 38億4,331万5,300ルーブル； 2015 年 – 27億1,670万1,200 ルーブル； 2016 年 – 27億6,201万800ルーブル； 2017 年 – 27億6,201万800ルーブル； 2018 年 – 27億6,201万800ルーブル。</p>

サブプログラム4－中央機関の資金による。

サブプログラム5－合計3,737億5,773万3,900ルーブル、うち：

2013年－608億1,147万6,000ルーブル；

2014年－585億6,120万6,400ルーブル；

2015年－591億6,793万4,400ルーブル；

2016年－620億6,716万2,700ルーブル；

2017年－650億4,638万7,100ルーブル；

2018年－681億356万7,300ルーブル。

サブプログラム6－合計258億382万4,800ルーブル、うち：

2013年－42億2,940万1,700ルーブル；

2014年－42億7,374万1,500ルーブル；

2015年－43億2,517万400ルーブル；

2016年－43億2,517万400ルーブル；

2017年－43億2,517万400ルーブル；

2018年－43億2,517万400ルーブル

プログラム実施により期待される成果

プログラムの目的別の成果：

－商品輸出量が金額ベースで1.5倍に、中でも非エネルギー商品は1.6倍に増えることで、ロシアが世界で十指に入る輸出国となる；

－輸出における機械、装置、輸送手段の比率低下傾向が逆転し、プログラム対象期間半ばまでにこうした商品の輸出が毎年10%ずつ増加するようになる；

－輸出品目多様性が、先進諸国中の原料部門の比率が高い国の同指標に匹敵する水準まで向上する；

－輸出者である組織の数が倍増する（登録された組織100あたり1つ以上が輸出者組織）；

－関税同盟加盟国との非エネルギー商品相互貿易高が金額ベースで1.8～1.9倍に増加することで、さらに統合を深めるための経済的前提条件が生まれる；

－世界銀行及び世界経済フォーラムによる、対外経済活動分野における規制環境及び法適用慣習の質と効率性評価ランキングでロシアの順位が大幅に上昇する（トップ20入り）；

サブプログラム別の成果：

－ロシアにとっての国際経済協力の条件及び諸指標が抜本的に改善されることにより、世界経済及び貿易政策におけるその地位が高まり、活発かつ有望な市場でのロシアの地位が強固になり、近代化及びイノベーション的発展のための課題が解決されることで国家経済にとって重要で望ましい効果が得られる；

－関係発展のための近代化及び統合支援方針の実現により、CIS諸国、EU、APEC諸国、BRICSとの貿易・経済協力が質的に新しいレベルに到達する；

－国家間協定並びに超国家的及び国家間制度の本格的な体系に基づく、ロシアとユーラシア経済連合が参加する活発かつ効率的な地域統合連合が形成される；

－効率的な支援制度及びメカニズムに立脚し、ロシアの企業及び組織がグローバル市場で活動を拡大するための好条件整備を可能にする対外経済活動発展支援総合的国家システムが構築される；

－ロシア連邦の国益を考慮し、その社会・経済的発展を促進するために、超国家的権限と国家的権限のバランスを確保し、透明性が高く効率的な意思決定メカニズムに立脚し、外国の最善の事例に合致し、国際経済協力を実際に促進するような対外経済活動規制システムが構築される；

－対外経済活動発展のための好条件を整備し、国際経済協力のプロセスにおいてロシア及び他の関税同盟加盟国の利益を守るような、現代的でハイテクを利用した、透明性の高い効率的な税関運営システムが構築される；

－ロシア連邦国境検問所の効率的な管理システムが構築される。

1. ロシア連邦対外経済活動発展の全般的特徴、主な問題点及び予測

ロシア連邦国家プログラム「対外経済活動の発展」(以下、国家プログラム、プログラム)は、対外経済活動の発展と規制に関する以下を含む重要な問題を全て網羅する：

- －ロシアと外国との二国間、地域、多国間経済協力；
- －将来のユーラシア経済連合形成を見据えた、ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの関税同盟及び共通経済空間の枠組による経済統合の推進；
- －現有及び計画中の対外経済活動発展の制度及びメカニズム；
- －対外経済活動の規制に関する幅広い問題が関税同盟の法律による規制対象となることを考慮した上での、対外経済活動国家規制システム；
- －税関業務、税関・流通インフラ及び税関運営システムの発展；
- －対外経済活動の拡張を考慮した国境検問所システムの機能。

本プログラムにおける対外経済活動とは、事業主体たる居留民及び非居留民が参加する、対外貿易、生産、投資、通貨財務、科学技術その他のロシアと外国との経済関係の総体をいう。対外経済活動発展への国家の関与は、国内(対外経済活動の支援及び規制)及び国際的(外国との協力及び国際的機関、会議への参加を通じて)レベルでその発展のための好条件を整備するためのものである。

対外経済活動発展の主な問題点及びそれに影響を与える要素：

- －危機の影響によるものを含む、世界経済の構造的及び技術的シフトの加速。これによって最も順調に発展しつつある国家と他の国々との差が広がることにより、国際的分業へのロシアの参加が燃料・原料モデルにとどまり続けるというリスクが増大する；
 - －世界経済の発展及び世界市場における各国の地位決定における知的要素の役割の増大、イノベーション製品に対するグローバル需要の急速な拡大；
 - －危機後の時代にも継続しつつある国際競争の激化。これに世界経済の力関係の変化や、通貨保護主義を含む国家間競争の最も効果的な形式の重視が伴う；
 - －原料資源へのアクセスをめぐる先進大国間の争いの激化。これが世界経済システムにおける対立の強化を生み、商品市場を不安定にし、国際舞台におけるロシアにとっての試練となる；
 - －世界経済の地域化の強化。これには特惠的貿易・経済協力広域圏の形成が伴い、同圏の参加国は第三国に対する追加優位性を獲得する；
 - －ロシアに限られた品目の燃料・原料商品及び資材の輸出に過度に依存している現状がその経済を外的要因の負の影響に対して極度に敏感にしている；
 - －製造業の大部分の部門及びそれらの副次的部門の競争力が低いため将来性のある世界市場においてロシアの地位が弱く、不安定になっているばかりか、国内市場の最重要セグメントにおいて輸出が安定的に大きな比率を占めている；
 - －ロシア経済の多様化及び近代化に対する対外経済分野の貢献が不十分(輸入が消費材購入に過度に集中していることも含む)；
 - －外国との特惠的貿易・経済協定へのロシアの参加が限定的なことに起因する、国外市場におけるロシア輸出者に対する強い差別の継続；
 - －関税同盟・ユーラシア経済圏内の制度的統合のレベルと加盟国の相互貿易・経済協力の実際のレベル、傾向との間の落差；
 - －超国家的規制の対象となる分野に属する方策が作成される際にロシア連邦の国益をより十全に確保するために、連邦行政機関と関税同盟の超国家的機関との相互作用メカニズムをさらに改善する必要があること；
 - －ロシア経済発展の近代化方針に関わる作業を活発化するための二国間経済協力のリソースと可能性にまだかなり余力があること；
 - －地域の経済機関及び機構の活動への参加が、ロシア経済の多様化及び近代化についての焦眉の課題を解決するには、限定的な効果しかないこと；
 - －ロシアの対外経済活動従事者に対する国家支援が不十分で、彼らの国外市場における競争力が低下していること；
 - －行政的及び関税上の手続き、手順が負担を強いる性格のものであることから、ロシアの対外経済活動従事者にとっての取引コストが大きいこと。
- 中期的展望におけるロシアの対外経済活動の発展及びその効率向上の新たな可能性は以下によってもたらされる：
- －ロシア経済発展における近代化及びイノベーション的側面を強化することにより、輸出の多様化推進、経済的合理性のある輸入代替のために必要な経済的前提条件を整備し、戦略的投資家にとってのロシアの魅力を上させる；
 - －軍産複合体を含む近代化優先分野での活動を拡張して新たな輸出ニッチを開発し、有望な外国市場に進

出し、より十全かつ効率的に国内の知識集約部門を世界のイノベーション圏に統合させる；

－グローバル要因、地政学的及び貿易政策的情勢、景気動向の変化の影響も見据えて、重要な地域市場においてロシア製品の競争力及び需要を高める；

－対外経済活動の規制及び管理体制を改革し、同活動の支援制度及びメカニズムを改善することにより、対外経済活動発展に対する障壁や制限を大幅に縮小する；

－ロシア、ベラルーシ及びカザフスタンによる関税同盟及び共通経済空間の構築を完了させ、そのなかでの商品、役務、資本、労働力の自由な移動を可能にする；

－外国との経済協力に関する契約・法基盤の改善、CIS内及びそれ以外の外国との自由貿易協定締結によるロシアにとっての特恵的貿易圏の拡大、WTOへの加盟及び間近に迫っている経済開発協力機構(OECD)への加盟によってロシアの商品、役務、資本の国外市場へのアクセス条件を改善する；

－関税同盟、その他のCIS諸国、欧州自由貿易連合(EFTA)、可能なら他の国々も参加して、広範な統合ユーラシア経済圏の形成に至る近代化を進めるために、将来的に共通経済領域及びパートナーシップの枠組みに基づく欧州連合との経済協力を深化させる；

－アジア太平洋地域、特にインド、中国及びその他の東アジア諸国の経済発展が強化され、ロシア近隣に大きく有望な市場が創出されることにより、貿易・経済協力拡大、対外貿易の地理的多様化、さらにはアジア太平洋地域の統合プロセスにロシアを組み込むために好適な条件が生まれる；

－多国間及び地域の経済機関、部門別及び商品別の団体の活動へのロシアの参加を拡大し、その効率を向上させることにより、世界の経済、貿易政策策定におけるロシアの役割を強化し、そこにロシアの国益を反映させる；

－国際経済機関及び機構が行うものを含めた国際テnderへの参加を拡大することにより、パートナー諸国でロシアの輸出及び経済的利益を推進するための新たな可能性を創出する。

プログラムが実施されれば、長期的に持続可能な対外経済発展が実現し、グローバル経済におけるロシアの地位やCISの統合プロセスにおけるその指導的な役割が強化され、国際的分業へのロシアの参加に関する指標の構成及び質的指標が改善され、国家経済近代化及びイノベーション的発展への移行に関する諸課題の解決に対する対外経済分野の貢献が増大する。プログラムの実施により以下の実現が予想される：

－国際貿易全体の動向に先行する形で、機械技術製品、ハイテク商品、知識集約型及び知的役務を含む、ロシアの商品、役務の輸出が拡大する；

－ロシアからの輸出の品目及び地理的多様性が向上する；

－ロシアからの輸出においてはイノベーション要素が、ロシアへの輸入においては投資要素が強化される；

－国際的技術交流及び生産技術協力へのロシアの参加が大幅に拡大される；

－ロシアによる輸入及び輸出における直接投資の近代化成分が増大する；

－中小企業を中心に、ロシアの対外経済活動従事者の数が大幅に増える；

－対外経済活動分野における規制環境及び法適用慣習の質と効率が顕著に向上する。

II. 対外経済活動分野における国家政策の優先事項、 国家プログラムの目的、課題、指標、主要成果、実施の時期とその段階

対外経済活動分野における国家政策の優先事項は、添付リストに示される戦略的文書にしたがって決定され、以下を含む：

－世界経済におけるロシアの戦略的目的を達成し、国家経済のイノベーション志向の近代化に関わる諸課題解決への対外経済分野の貢献を増大させるための必要十分条件を整備する（国際経済協力の制度、メカニズム、ツールによって）；

－ユーラシア経済連合加盟国による、商品、役務、資本及び労働力が自由に移動できる統合ユーラシア経済圏（統一市場）を構築する；

－（外国の最良の事例と比べて）競争力を有し、多くの企業家にとって利用可能な対外経済活動発展の制度及びメカニズムの国家システムを整備する；

－外的環境の変化を考慮して国際経済協力の過程で国益及びロシア実業界の利益を確保できるような対外経済活動国家規制システムを構築する。この優先事項の実現は、関税同盟及び共通経済空間諸機関による対外経済活動の規制における超国家権限の履行、関税同盟内での方策立案及び採用メカニズムの効率性、こうしたプロセスへのロシアの影響力の度合いに密接に関わっている；

－対外経済活動従事者にとって、またロシア及び関税同盟全体の経済と安全に関する利益確保のために効果的な税関運営及びロシア連邦国境検問システムを整備する。

国家プログラムの目的は、グローバル経済におけるロシアの地位の強化、対外経済活動の質的諸指標の改善、国家経済近代化の諸課題解決に対する対外経済活動分野の貢献の増大にある。

国家プログラムの課題は以下の通りである：

- －世界市場におけるロシアの利益を推進し、国家経済の持続可能かつイノベーション志向的発展を可能にするために国際経済協力の可能性及び長所を動員する；
- －ロシア及びその他の参加国の社会・経済的発展を促進するために、ユーラシア経済連合の枠組み内での経済統合のポテンシャルを最大限発揮させる；
- －世界市場で活動するロシア企業のために彼らが競争できる条件を整備するのに必要な、対外経済活動発展に関する制度及びメカニズムのシステムを構築する；
- －世界経済へのさらなる統合が進行する過程でロシア及び他の関税同盟内加盟国の経済的利益を効率的に守るため、ロシア及び関税同盟内における対外経済活動国家規制システムを改善する；
- －関税同盟の統一関税圏の機能を脅かすリスクを低減することを目的のひとつとして、関税上の権利関係分野における法規的規制を改善する、また法適用慣習を改善する；
- －対外経済活動発展上の課題を念頭において、ロシア連邦国境検問所システム機能の効率を向上させる。

プログラムの目標インジケータ及び指標：

- －商品輸出全体の増加テンポ；
- －エネルギー商品を除いた商品輸出増加のテンポ；
- －商品輸出に占める機械、装置、輸送手段の比率；
- －輸出品目多様性係数；
- －輸出者である組織（個人企業家を除く）の数の増加テンポ；
- －関税同盟加盟国の非エネルギー商品相互貿易高の増加テンポ；
- －対外経済活動分野における規制環境及び法適用慣習の質と効率に関する主要国際ランキングにおけるロシアの順位。

プログラム実施により期待される成果。

プログラムの目的別の成果；

- －商品輸出量が金額ベースで1.5倍に、中でも非エネルギー商品は1.6倍に増えることで、ロシアが世界で十指に入る輸出国となる；
- －輸出における機械、装置、輸送手段の比率低下傾向が逆転し、プログラム対象期間半ばまでにこうした商品の輸出が毎年10%ずつ増加するようになる；
- －輸出品目多様性が、先進諸国中の原料部門の比率が高い国の同指標に匹敵する水準まで向上する；
- －輸出者である組織の数が倍増する（登録された組織100あたり1つ以上が輸出者組織）；
- －関税同盟加盟国との非エネルギー商品相互貿易高が金額ベースで1.8～1.9倍に増加することで、さらに統合を深めるための経済的前提条件が生まれる；
- －世界銀行及び世界経済フォーラムによる、対外経済活動分野における規制環境及び法適用慣習の質と効率性評価ランキングでロシアの順位が大幅に上昇する（トップ20入り）；

サブプログラム別の成果：

- －ロシアにとっての国際経済協力の条件及び諸指標が抜本的に改善されることにより、世界経済及び貿易政策におけるその地位が高まり、活発かつ有望な市場でのロシアの地位が強固になり、近代化及びイノベーション的発展のための課題が解決されることで国家経済にとって重要で望ましい効果が得られる；
 - －関係発展のための近代化及び統合支援方針の実現により、CIS諸国、EU、APEC諸国、BRICSとの貿易・経済協力が質的に新しいレベルに到達する；
 - －国家間協定並びに超国家的及び国家間機関のシステムに基づく、ロシアとユーラシア経済連合が参加する活発かつ効率的な地域統合連合が形成される；
 - －効率的な支援制度及びメカニズムに立脚し、ロシアの企業及び組織がグローバル市場で活動を拡大するための好条件整備を可能にする対外経済活動発展支援総合的国家システムが構築される；
 - －ロシア連邦の国益を考慮し、その社会・経済的発展を促進するために、超国家的権限と国家的権限のバランスを確保し、透明性が高く効率的な意思決定メカニズムに立脚し、外国の最善の事例に合致し、国際経済協力を実際に促進するような対外経済活動規制システムが構築される；
 - －対外経済活動発展のための好条件を整備し、国際経済協力のプロセスにおいてロシア及び他の関税同盟加盟国の利益を守るような、現代的でハイテクを利用した、透明性の高い効率的な税関運営システムが構築される；
 - －ロシア連邦国境検問所の効率的な管理システムが構築される。
- プログラム実施主要期間は2013～2018年である。

III. 国家プログラム主要施策、省庁目的別プログラム、国家プログラムサブプログラムの特徴

プログラムに掲げる課題は、6つのサブプログラム24の主要施策によって解決される。

サブプログラム1。国際経済協力過程における対外経済活動の優先的方針の実現：6つの主要施策、16の目

標インジケータ及び指標。主要課題－世界市場におけるロシアの利益を推進し、国家経済の持続可能かつイノベーション志向的發展を可能にするために国際経済協力の可能性及び長所を動員する。期待される主要成果：ロシアにとっての国際経済協力の条件及び諸指標が抜本的に改善されることにより、世界経済及び貿易政策におけるその地位が高まり、活発かつ有望な市場でのロシアの地位が強固になり、近代化及びイノベーション的發展のための課題が解決されることで国家経済にとって重要で望ましい効果が得られる；関係發展のための近代化及び統合支援方針の実現により、CIS諸国、EU、APEC諸国、BRICSとの貿易・経済協力が質的に新しいレベルに到達する。

サブプログラム2。ユーラシア経済連合の形成：2つの主要施策、2つの目標指標。主要課題－ロシア及びその他の参加国の社会・経済的發展を促進するために、ユーラシア経済連合の枠組み内での経済統合のポテンシャルを最大限發揮させる。期待される主要成果：国家間協定並びに超国家的及び国家間制度の本格的な体系に基づく、ロシアとユーラシア経済連合が参加する活発かつ効率的な地域統合連合が形成される。

サブプログラム3。対外経済活動發展支援国家システムの構築：8つの主要施策、17の目標インジケータ及び指標。主要課題－世界市場で活動するロシア企業のために彼らが競争できる条件を整備するのに必要な、対外経済活動發展に関する制度及びメカニズムのシステムを構築する。期待される主要成果：効率的な支援制度及びメカニズムに立脚し、ロシアの企業及び組織がグローバル市場で活動を拡大するための好条件整備を可能にする対外経済活動發展支援総合的国家システムが構築される。

サブプログラム4。対外経済活動国家規制の改善：2つの主要施策、4つの目標インジケータ及び指標。主要課題－世界経済へのさらなる統合が進行する過程でロシア及び他の関税同盟内加盟国の経済的利益を効率的に守るため、ロシア及び関税同盟内における対外経済活動国家規制システムを改善する。期待される主要成果：ロシア連邦の国益を考慮し、その社会・経済的發展を促進するために、超国家的権限と国家的権限のバランスを確保し、透明性が高く効率的な意思決定メカニズムに立脚し、外国の最善の事例に合致し、国際経済協力を実際に促進するような対外経済活動規制システムが構築される。

サブプログラム5。税関業務の改善：2つの主要施策、4つの目標インジケータ及び指標。主要課題－関税同盟の統一関税圏の機能を脅かすリスクを低減することを目的のひとつとして、関税上の権利関係分野における法規的規制を改善する、また法適用慣習を改善する。期待される主要成果：対外経済活動發展のための好条件を整備し、国際経済協力のプロセスにおいてロシア及び他の関税同盟加盟国の利益を守るような、現代的でハイテクを利用した、透明性の高い効率的な税関運営システムが構築される。

サブプログラム6。対外経済活動実施のためのロシア連邦国境検問所システムの改善：4つの主要施策、5つの目標インジケータ及び指標。主要課題－対外経済活動發展上の課題を念頭において、ロシア連邦国境検問所システム機能の効率を向上させる。期待される主要成果：ロシア連邦国境検問所の効率的な管理システムが構築される。

IV. 国家規制策の特徴

プログラムの枠内で、以下のような方向性で国家規制諸策が実施される：

－国際経済協力の發展と世界経済システムへのロシアの統合のために必要な国家規制諸策（OECDへの加盟も見据えた、国際的に認められている規準、規則に法規基盤を適合させる作業；CIS内における経済規制の異なる分野間の調整；国際経済機関及び機構との協力及びロシアによる技術支援のための法規基盤の改善などを含む）；

－ベラルーシ共和国、カザフスタン共和国、ロシア連邦からなる関税同盟の枠内での、またこれら諸国による共通経済空間形成のための協定の体系の策定、改善、履行に関わる国家規制諸策；

－対外経済活動支援制度及びメカニズムのシステムを効果的に機能させるために必要な国家規制諸策；

－超国家（関税同盟の枠組みによる）レベル及び国家レベルにおける対外貿易国家規制諸策。関税の関税規制及び非関税規制の改善、対外経済活動従事者にとっての行政的及び関税上の規則と手続きの簡素化に向けた諸策を含む；

－税関業務及びロシア連邦国境検問所システムの強化と改善に向けた国家規制諸策。

V. 国家プログラム実施各段階における国家タスク実現全体指標の予測

プログラムでは連邦国家機関による国家役務（作業）の提供は予定されていない。

VI. ロシア連邦構成主体が国家プログラムの策定及び実施に参加する場合、それらが実施する主要施策の特徴

ロシア連邦構成主体は、対外経済活動の發展及び調整に対する支援策で、ロシア連邦とその構成主体の共同管轄の対象となるものに関して、プログラムの実施に参加するものとされている。サブプログラム3「対外経

経済活動支援国家システムの構築」について、ロシア連邦構成主体は主要施策3.6.「対外経済活動地域インフラの整備」、主要施策3.7.「対外経済活動の計画、調整、モニタリング」の実施に参加する。

VII. 国家コーポレーション、国が資本参加している株式会社、社会団体、研究機関及びその他の機関並びに国家予算外基金のプログラム実施への参加に関する情報

サブプログラム3「対外経済活動支援国家システムの構築」について、主要施策3.1.「輸出に対する資金援助」の実施に国家コーポレーション「開発対外経済活動銀行（ヴェネシエコムバンク）」並びにその子会社である非公開型株式会社「ロスエクスィムバンク」及び公開型株式会社「輸出クレジット及び投資に対するロシア保険代理店」、さらに国が資本参加している株式商業銀行が参加する。

研究及び専門機関、高等専門教育に携わる国家教育機関は、サブプログラム3「対外経済活動支援国家システムの構築」（主要施策3.3.「対外経済活動分野における情報リソース及び情報環境の整備と発展」、3.4.「国外市場における輸出及び投資に対する障壁の解消」、3.7.「対外経済活動の計画、調整、モニタリング」）及びサブプログラム5「税関業務の改善」（主要施策5.1.「ロシア連邦税関機関業務の改善」）に参加する予定となっている。

サブプログラム2「ユーラシア経済連合の形成」、サブプログラム4「対外経済活動国家規制体制の改善」及びサブプログラム5「税関業務の改善」では、対外経済活動の規制及び管理業務の改善のため、CIS圏における経済統合の深化の過程における経済規制の調整のために、社会団体及び実業界の諸機関との間に不断の対話を構築し発展させることが計画されている。

VIII. サブプログラム設定の根拠

プログラム内に、6つのサブプログラムが設定されている：

1. 国際経済協力過程における対外経済活動優先方針の実現。
2. ユーラシア経済連合の形成。
3. 対外経済活動支援国家システムの構築。
4. 対外経済活動国家規制体制の改善。
5. 税関業務の改善。
6. 対外経済活動実施のためのロシア連邦国境検問所システム強化。

サブプログラムは機能的な性格を有し、然るべき権限のある国家権力機関それぞれの定められた活動分野で実施されるものである。サブプログラムは相互に依存する関係にあり、あるサブプログラムの施策の実施は別のサブプログラムの施策の実施に依拠する場合もありうる。課題の解決及び諸施策の実施順序は、2010年8月2日付けロシア連邦政府決定第588号によって承認された「ロシア連邦国家プログラムの策定、実施、効果評価方法」にしたがってロシア連邦経済発展省が決定する。

これら6つのサブプログラムは、対外経済活動分野における国家政策上の優先事項を実現するために、対外経済活動発展国家プログラムの諸課題実施を可能にすることを旨として設定された。6つのサブプログラムを実現するための活動を調整することにより、グローバル経済におけるロシアの地位の強化、対外経済活動の質的諸指標の改善、国家経済近代化の諸課題解決に対する対外経済分野の貢献増大といったプログラム目的の達成が可能になるはずである。

サブプログラム1「国際経済協力過程における対外経済活動優先方針の実現」

仕様書

サブプログラム1「国際経済協力過程における対外経済活動優先方針の実現」

- | | | |
|-----------------------|---|--|
| サブプログラムの実行責任者 | - | ロシア連邦経済発展省 |
| サブプログラム参加者 | - | ロシア連邦財務省 |
| サブプログラムのための計画的・目的別ツール | - | サブプログラムは省庁の目的プログラムを含まず、主要施策からなる。 |
| サブプログラムの目的 | - | 国際経済協力の制度、メカニズム、ツールによって、世界経済におけるロシアの目的を達成し、国家経済の近代化及びイノベーション志向の発展に関わる諸課題解決への対外経済分野の貢献を増大させるための必要十分条件を整備する。 |

サブプログラムの課題

- 1) 輸出の拡大と多様化のため、ロシア経済の近代化及びイノベーションの発展上の優先課題解決のために外国との二国間貿易・経済協力の可能性を利用する；
- 2) ロシアとCIS諸国間の統合的経済協力の活動と効率を拡大し、向上させる；
- 3) WTO及びOECDに加盟しその活動に参加すること、国際経済機関及び商品別団体、地域経済機関において積極的な交渉上の立場を確立し利用することにより世界的な経済及び貿易政策におけるロシアの役割を強化する；
- 4) ロシア経済の近代化とグローバル経済におけるロシアの利益促進に関する課題を解決するために、国際経済機関及び機構、技術協力メカニズムの可能性をより十全に活用する。

サブプログラムの目標インジケータ及び指標

- 外国との二国間経済協力に関するプロジェクト総数中の、近代化優先方針にそって実施される対外経済活動プロジェクトの比率。
- 外国との二国間貿易・経済協力の枠内で国家及び発展援助機関の支援を得て実施される重要な対外経済活動プロジェクトの件数。
- ロシアが投資の奨励及び相互保護に関する協定に調印した国の比率。
- ロシアの対外貿易高に占めるCIS諸国の比率。
- ロシアからCIS諸国への商品輸出全体に占める非エネルギー商品（機械、装置、輸送手段を含む）の比率。
- ロシアによる国外直接投資累積額に占めるCIS諸国の比率。
- WTOが課す義務のロシアによる履行状況。
- WTO規則違反についてロシアに提起されたクレーム総数中、ロシアに有利になるように解決されたクレームの比率。
- ロシア連邦の国家権力機関及び団体のための、貿易政策及びWTO規則に関する専門家の養成状況。
- WTO諸機関において他国の支持を得たロシアによる提案の数。
- OECDの初期メモランダム(Initial Memorandum)の全条項中、ロシアの立場が認められた条項数の比率。
- 国際機関（機関一覧表掲載のもの）との協力の枠組み内で、ロシアの利益となるように提起されたまたは実現される提案の数。
- ロシアの対外貿易高中のAPEC諸国の比率。
- 国際経済機関及び機構のロシアプロジェクトのポートフォリオの年間規模。

サブプログラム実施段階及び期限

- サブプログラム実施期間－ 2013～2018年

サブプログラムへの国庫助成金額

サブプログラムに要する資金額は、サブプログラム諸施策実施に関わり連邦予算から調達される費用（現行の支出義務）で、51億8,244万1,900ルーブルとなり、その内訳は：

2013年 – 8億5,841万5,100ルーブル；

2014年 – 8億6,172万400ルーブル；

2015年 – 8億6,557万6,600ルーブル；

2016年 – 8億6,557万6,600ルーブル；

2017年 – 8億6,557万6,600ルーブル；

2018年 – 8億6,557万6,600ルーブル。

- サブプログラム実施により期待される成果
- ロシアにとっての国際経済協力の条件及び諸指標が改善されることにより、世界経済及び貿易政策におけるその地位が高まり、活発かつ有望な市場でのロシアの地位が強固になり、近代化及びイノベーション的発展のための課題が解決されることで国家経済にとって重要で望ましい効果が得られる。
- 関係発展のための近代化及び統合支援方針の実現により、CIS諸国、EU、APEC諸国、BRICSとの貿易・経済協力が質的に新しいレベルに到達する；

サブプログラム実施分野の特徴

今日、経済成長の加速とその持続可能性の向上、国家経済の近代化及びそのイノベーション的発展への移行に関するロシアの重要な経済的利益と可能性は、国際経済協力の分野に集中している。本サブプログラムは、国の社会・経済的発展上の焦眉の課題を解決するために国際経済協力の可能性を最大限活用することを目指して実施されるものである。

サブプログラム実施分野には、ロシアと外国及びその連合体、国際経済機関及び商品別団体、地域経済機関との協力並びに技術協力プログラムへのロシアの参加に関する最重要問題が全て含まれている。サブプログラム実施のベースとして、全てのレベル（二国間、地域内、複数国間(plurilateral)、多国間）、国際経済協力の主要な形式と方向性を網羅する総合的なアプローチが採用されている。

サブプログラム実施分野における主要な問題は以下に起因している：

- 2008～2009年の金融経済危機の影響もあって、世界市場における競争が激化し、それがロシア経済の大半のセクターに蔓延する効率の低さ、ロシア商品、役務に競争力のあるものが少ないことと相俟って、外国との間で互恵的な貿易・経済協力を拡張、深化させる可能性を狭めている；

- 国外市場においてロシアからの輸出に対する強い差別が続いており、それが貿易・経済協力の発展に対する不安定要因となっている；

- 多国間貿易システムにおいてロシアはつい最近まで地域の大国として位置づけられ、グローバル志向の特恵的貿易システムを整備するための貿易政策上の活動を強化してきた先進諸国やリーダー的開発推進諸国とは対照的に、世界的貿易政策には関与してこなかった；

- 国際経済システムへのロシアの制度的統合が不完全なものである（第一に、WTOやOECDに最近まで加盟していなかったこと）ため、ロシアが世界的経済・貿易政策に影響を与え、グローバル市場で自国利益を効果的に保護、促進する活動が制約されている；

- 戦略的原料商品市場が金融市場に統合され、その流動性が增大するという状況で、ロシア及び他の戦略的原料商品生産国の同商品市場の機能に対する影響力が低下する；

- ロシアがいくつかの重要な国際経済機関及び機構に参加していないことが、活発で有望な地域でのその経済的存在感強化の障壁となっている；

- 技術協力の可能性とメカニズムが、世界経済におけるロシアの利益を促進するために十分に活用されていない。

サブプログラム実施分野における国家政策上の優先事項には以下が含まれる：

外国との二国間、地域内、多国間といった枠組みでの貿易・経済協力を推進、改善することにより、ロシアにとって好適な国際経済活動条件を作る；

近代化方針の優先分野において、外国との貿易・経済協力を拡大し、深化させる；

ロシアとCIS諸国との貿易・経済協力を、統合の枠組みも利用して、先行して発展させる；

グローバルな規模での経済及び貿易政策の策定におけるロシアの役割を強化することを目的のひとつとして、ロシアの国際経済システムへの制度的統合を完了させる；

国内の焦眉の社会・経済的課題の解決と国外市場におけるロシアの地位の強化のために、技術協力のメカニズムをより十全に活用する。

目的—国際経済協力の制度、メカニズム、ツールによって、世界経済におけるロシアの目的を達成し、国家経済の近代化及びイノベーション志向の発展に関わる諸課題解決への対外経済分野の貢献を増大させるための必要十分条件を整備する。

サブプログラムの実施により解決を図る課題：

1) 輸出の拡大と多様化のため、ロシア経済の近代化及びイノベーション的発展上の優先課題解決のために外国との二国間貿易・経済協力の可能性を利用する；

2) ロシアとCIS諸国間の統合的経済協力の活動と効率を拡大し、向上させる；

3) WTO及びOECDに加盟しその活動に参加すること、国際経済機関及び商品別団体、地域経済機関において積極的な交渉上の地位を確立し利用することにより世界的な経済及び貿易政策におけるロシアの役割を強化

する；

4) ロシア経済の近代化とグローバル経済におけるロシアの利益促進に関する課題を解決するために、国際経済機関及び機構、技術協力メカニズムの可能性をより十全に活用する。

課題解決の指標（インジケータ）：

- －外国との二国間経済協力に関するプロジェクト総数中の、近代化優先方針にそって実施される対外経済活動プロジェクトの比率；
- －外国との二国間貿易・経済協力の枠内で国家及び発展援助機関の支援を得て実施される重要な対外経済活動プロジェクトの件数；
- －ロシアが投資の奨励及び相互保護に関する協定を調印した国の比率；
- －ロシアの対外貿易高に占めるCIS諸国の比率；
- －ロシアからCIS諸国への商品輸出全体に占める非エネルギー商品（機械、装置、輸送手段を含む）の比率；
- －ロシアによる国外直接投資累積額に占めるCIS諸国の比率；
- －WTOが課す義務のロシアによる履行状況；
- －WTO規則違反についてロシアに提起されたクレーム総数中、ロシアに有利になるように解決されたクレームの比率；
- －ロシア連邦の国家権力機関及び団体のための、貿易政策及びWTO規則に関する専門家の養成状況；
- －WTO諸機関において他国の支持を得たロシアによる提案の数；
- －OECDの初期メモランダム(Initial Memorandum)の全条項中、ロシアの地位が認められた条項数の比率；
- －国際機関（機関一覧表掲載のもの）との協力の枠組み内で、ロシアの利益となるように提起されたまたは実現される提案の数；
- －ロシアの対外貿易高中のAPEC諸国の比率；
- －国際経済機関及び機構のロシアプロジェクトのポートフォリオの年間規模。

サブプログラム実施により期待される主要成果：

ロシアにとっての国際経済協力の条件及び諸指標が抜本的に改善されることにより、世界経済及び貿易政策におけるその地位が高まり、活発かつ有望な市場でのロシアの地位が強固になり、近代化及びイノベーション的發展のための課題が解決されることで国家経済にとって重要で望ましい効果が得られる；

関係発展のための近代化及び統合支援方針の実現により、CIS諸国、EU、APEC諸国、BRICSとの貿易・経済協力が質的に新しいレベルに到達する；

サブプログラム主要施策及び国家規制諸策：

1.1. ロシア経済近代化の課題を念頭においた外国との二国間貿易・経済協力の拡大。

この主要施策では、最重要及び有望な国を対象とする対外経済活動発展の課題を具体的に示す、採用済みで毎年更新される国別行動計画に基づいた、外国との二国間経済協力の枠組み（既存及び準備中の二国間協定及びその他の文書）内での、対外経済活動発展及び近代化方針に関わる優先分野における実際の活動が遂行される。こうした活動の中で、主導的パートナーとの貿易・経済協力がより高い水準、質に達し、協力の重要部門、分野において有意義な実際の成果が達成されることになる。

1.1.1. 外国企業との協力発展に対するプロジェクト志向のアプローチ要となる協力プロジェクト（「灯台」プロジェクト）をはじめとするプロジェクトの策定、推進、支援、モニタリング。こうしたプロジェクトには優先分野を考慮した対外経済活動近代化プロジェクトが含まれる。

1.1.2. 外国との協力に関する契約・法基盤の改善及びアップデート。ここには以下が含まれる：

- －近代化とイノベーション的發展及びその他の優先部門、セクターにおける活動の協定及び行動計画を策定し、実行することにより、近代化のためのパートナーシップの制度的メカニズムを構築し、改善する；
- －投資の奨励及び相互保護に関する協定を調印する国の数を増やすことにより、越境投資及び企業活動のための条件を改善する。

1.1.3. 関税同盟のような枠組みの、外国との間で自由貿易協定を含めた特恵的貿易・経済協定を調印する（EFTA、ニュージーランド、ベトナム）。この施策の一環として、市場アクセスの相互自由化や貿易政策ツール使用規制規則の明確化により、外国との貿易・経済協力の拡大及び深化のための契約・法基盤が整備される。

関税同盟のような形式でニュージーランド及びEFTAと自由貿易協定(FTA)を調印するための交渉を継続し、2012～2013年にそれを完了させる。ロシア連邦とニュージーランド及びEFTA加盟諸国との間に商品及び役務の取引並びに投資の実施に対する特恵的条件を整備することによって、国外市場へのロシアからの輸出促進のための好適な条件が生まれる。ニュージーランドとの協定は、ロシアがアジア太平洋地域の他のパートナー諸国とのより緊密な協力関係を構築するための端緒を開き、APECの枠組み内での統合プロセスへの参加が現実的に可能になる。ロシアと当該貿易パートナー諸国の経済は補完的なものなので、FTAの実現に重大なリスクが伴うとは予想されていない。

1.1.4. 国境沿い経済交流コンセプトのアップデート、国境沿い経済協力プログラム（中小ハイテクビジネスに重点をおいた国境沿いネットワーク事業や他の形による国際的生産・技術協力の発展を目指すものなど）の策

定と実施を含め、国境沿い経済交流の国家戦略計画を改善する。

1.1.5. 政府間委員会（MPK）及びハイレベル委員会の活動における近代化方針を促進、実現する一近代化及びイノベーション的發展分野における協力の問題に優先的に対処、二国間協力のイノベーションプロジェクトを支援する作業機関の設立と実際の作業の実施。政府間委員会及びハイレベル委員会の作業方針策定とプロジェクトの実施に実業界や地域を参加させるメカニズムを改善する。

1.1.6. スピッツベルゲン群島におけるロシア連邦の存在をロシアの利益に適うものとする。

備考。主要パートナー国との二国間貿易・経済協力の課題及び優先事項は国家プログラム付属書15に示す。

1.2. CIS圏内における多国間経済協力及び統合プロセスの推進

この主要施策は、2020年までのCIS経済発展戦略第2段階（2012～2015年）における施策計画、2013年及びそれ以降のユーラシア経済連合発展優先方針実現のための諸施策、共通経済空間構築協定遂行のための文書作成日程（2012年5月14日付けユーラシア経済委員会決定第29号により承認）を考慮して実施される。

1.2.1. CIS内に本格的な自由貿易ゾーンを設立し、発展させる。この施策のなかで、CIS圏内における商品貿易の全面的かつ効率的な自由化のための統一協定基盤が整備される。自由貿易ゾーン協定の実施により、WTOの規準に則った均等で透明な参加国の義務を定め、協定参加国間の貿易における差別的障壁を撤廃することが可能になり、その結果相互貿易高が増加するほか、効果的な法適用メカニズム（貿易上の紛争を解決するメカニズム）が構築され、統合をより深化させるための好条件が整備される。

1.2.2. CIS内における多国間経済協力の制度的メカニズム及び契約・法基盤を充実させる施策の実施。最終目的一CIS諸国共通の経済圏の形成。この施策によって、CIS圏内における労働力の移動、越境企業、投資、金融活動のため、競争及び技術規制分野における共通のポリシーの策定のため、CIS諸国のエネルギー、輸送、農業政策の調整のための効果的な法的及び組織的基盤が整備される。

CIS内における多国間経済協力上の優先事項は、ロシアに国際金融センターを作るための活動を支援するためのもので、以下が含まれる：金融サービス市場の相互自由化、通貨法制及び通貨管理並びに証券市場の活動規制分野における調整、CIS諸国との貿易において自国通貨の利用範囲を拡張するための条件整備、統一支払精算システムの構築と推進。

統合促進施策群には以下が含まれる：CIS内の移民と労働市場に関わる現有的法規基盤の近代化、移民の法的登録規則及び手続きの簡素化、移民についての法、規則、法適用手続きの整合性確保と統一、労働移民に関わるインフラの整備、CIS圏内における越境投資及び企業活動に対する高水準の保証とインセンティブを与えるための国家間法規環境整備、物流面でのサポートを含むCIS輸送回廊及び国際輸送回廊強化に対する総合的かつ同意されたアプローチの実践、CIS諸国共通の情報、イノベーション、科学研究及び教育圏形成のための法的及び組織的メカニズムの構築。

1.2.3. 優先的協力分野の多国間プログラム及びプロジェクトの実施（2020年までのCIS参加国の国家間イノベーション協力プログラム；国家間目的別プログラム「イノベーション・バイオテクノロジー」；国際CISナノテクノロジーイノベーションセンター；原子力平和利用枠組みプログラム「協力 アトム-CIS」；国家間目的別プログラム「ユーラシア経済連合加盟国税関トランジット管理統一自動情報システム構築」など）。

1.2.4. 技術協力メカニズム、国家間協力プログラム、地域経済機関及び機構などを通じてのCIS圏内における重要な多国間インフラプロジェクトに対する支援。この施策の枠組み内では、個々の商品流通システムの構築に至るまでのCIS諸国の最重要商品市場の物流、販売、サービス、マーケティングのインフラ共同整備も実施される。

1.2.5. 関税同盟へのCIS諸国加盟が決定された場合、その国々を加盟条件に適合させるためのプログラムを実施するメカニズムを構築する。この目的のために国際経済機関のリソースを利用する。

1.3. WTOの活動へのロシア参加の実現

ここでは、個々の問題についての交渉を行ってそれを完了させ、WTO内での経済的国益を確保するための積極的な立場を確立し、利用することによって、ロシアが本格的にWTOの活動に本格的に参加することが計画されている。

この施策によって、ロシアの多国間貿易システムへの本格的かつ対等な統合が実現される。ロシアによるWTOが定める義務の遂行と加盟による利点の活用には、以下の分野での活動が含まれる：

－WTOへの加盟交渉の過程でロシア連邦が引き受けた義務の遂行に必要な諸施策の予定表にしたがってWTOに関わるロシアの義務を遂行する；

－経済の個々の部門及びセクターをWTOへの加盟条件に適合させる諸策の実行；

－WTO規則の枠組み内で、生起する問題に機動的に対応し国内生産者の経済的に正当化する利益を守ることを目的として、WTO加盟後の条件下でこの組織のツールを利用してロシアの生産者を直接的に支援するためのコンサルティング及び教育センターを設立する；

－ロシア連邦の利益に関わる問題に関して、WTO諸機関の作業においてロシアが積極的な立場を確立し、それを利用する；

－実業界と協力して、世界貿易の新たな規則作りに向けたWTOの多国間貿易交渉新ラウンドにおける交渉上

の立場を確立し、交渉に参加する；

- －多国間貿易システムにおける関税同盟の地位を向上させる諸策を実施する；
- －WTOの紛争解決メカニズムを利用してWTOの規則に反する制限を撤廃するための行動計画を策定し、実行する。

WTOへ加盟することで、ロシアはこの組織の作業機関や二国間及び多国間国際貿易交渉に恒常的に参加することにより貿易政策上の国家的課題を解決するためのツールを得た。WTO作業機関への参加は恒常的なものとされ、この組織の毎年の作業スケジュール計画に含まれる。

1.4. グローバルな経済システムへのロシアのさらなる統合、国際経済機構、会議、協定への参加。

1.4.1. ここでは、個々の問題についての交渉を行ってそれを完了させ、OECD内での経済的国益を確保するための積極的な立場を確立し、利用することによって、ロシアがOECDに参加することが計画されている。

OECDへの加盟後、その正規メンバーとしてこの組織の作業機関の作業に参加することには以下の課題と可能性がある：

- －社会・経済的国家政策を策定する際に、最善の事例を利用することでOECDの専門的ポテンシャルを活用する；
- －グローバルな問題を解決するためのOECDの方策や勧告を作成する際に、ロシア連邦の利益が考慮されるようにする（ここでいう勧告は国際機関や会議、さらには多くの国々の法規文書に広く反映される）；
- －OECDの分類によるロシアの国家信用レーティングを向上させることにより、ロシア企業が国外で融資を受けやすくし、外国企業がロシアに設備を納入する際の取引に対する保険の価格を下げ、最終的にはロシアの企業と銀行の出費を減少させる；
- －ロシアの法制をOECDの規準に適合させることにより、事業環境が改善され、ロシア経済に流入する投資資金が増大する。

1.4.2. 重要な国際会議（グループ20、グループ8、BRICS、世界経済フォーラム）、IMF、国連の経済機関（UNCTAD、広域図們江開発計画を含む国連開発計画など）及びその他の国際経済機構における、ロシアの積極的な立場を確立し利用する。

この施策では、ロシア連邦の優先的対外経済課題を解決するために国連の諸システムを含む指導的な国際会議や機関のポテンシャルの活用が図られる。この方向性でのロシアの動きの活性化は、ロシアが参加してまたはロシアの立場を考慮して提唱され実施されるプロジェクト、国際会議や国際機関の提案や施策の件数の増加として表れることになる。国際経済機関との協力における重要で実際的な方策は、高度な国際的専門家を招聘して、経済及び対外経済活動の発展と規制における世界の優れた事例を研究することである。

ロシアのBRICSへの参加によって解決が図られる課題：

- －多国間協力の枠組みも利用して、ロシアからの輸出促進や他のBRICS諸国との投資協力発展をはじめとする相互貿易発展のための好条件を整備する；
- －5カ国の利害が一致する優先的協力分野（原子力を含むエネルギー分野、炭化水素資源の共同探査及び開発、航空産業、宇宙産業、製菓など）において産業政策を調整し、合意する；
- －ロシアの航空産業、エネルギー機器製造、冶金工業、工作機械製造、無線電子工業、輸送及び特殊機械製造をはじめとする部門の輸出の可能性を拡大するための互恵的協力を奨励する；
- －経済の近代化及びそのイノベーション的発展への移行を促進するために、BRICS諸国からロシア連邦へ最新の設備や技術を輸入するための条件を整備する；
- －イノベーションシステム分野における発展の各国の国家戦略を調整し、ベンチャー融資のための共同ファンドや情報通信技術及びナノテクノロジーを基盤とする共同テクノパークを創設し、イノベーション作業実施の際の第三者の死亡、疾病、損害に対する財務、事業上のリスク及び個人の責任の保険に関する統一アプローチを立案する（必要な場合にはBRICS内に専用の再保険プールを設ける）；
- －エネルギー及び食糧安全保障、中小企業に対する国家支援、知的所有権の保護、貿易と関税協力発展の支援についての経験と情報の定期的な交換を準備し、実施する；
- －BRICS諸国ビジネス評議会の設立を推奨しその活動を支援する。またこの組織のビジネスフォーラムへのロシアの実業界の参加拡大を支援する；
- －以下のような方法により、BRICS諸国間の貿易・経済協力メカニズムを確立し、強化する：

BRICS諸国の経済、貿易担当大臣の定期的な会合；

貿易・経済問題に関するBRICSのコンタクト・グループの活動；

BRICS諸国のWTOにおける常駐代表間の協力。

UNCTADの活動への参加により、貿易、投資、技術協力分野におけるグローバルな課題の設定及び検討に際して、ロシアの利益が考慮されるようになり、さらにこうした問題に関するこの組織の専門的知見が活用できるようになる。

国連開発プログラム(UNDP)へのドナーとしてのロシアの協力を推進することにより、技術協力のチャンネルを利用して、世界の様々な地域で国益を実現することが可能になる。ロシアが広域図們江開発計画に参加する

ことにより得られる主たる成果は、この計画の枠組みを利用して、ロシアの沿海地方とそれに隣接する地域の経済活性化につながる輸送回廊整備のような地域内プロジェクトが策定されることである。この際、UNCDPとの密接な協力を維持することは、こうしたプロジェクト実施のために国際的投資家を誘致するのに役立つ。

1.4.3. 国際商品協定及び国際機関の活動へ参加する。

この施策では、世界の商品市場を安定的かつ予測可能な形で機能させるため、ロシアの輸出者及び原料商品需要家のために好適な条件を創出するための一連の方策が実施される。中期的展望においては、国際穀物理事会の1999年食糧援助条約、国際ココア機関の2010年国際ココア協定、国際コーヒー機関の2007年国際コーヒー協定へのロシアの参加が実現される。その後も、国際的な商品別団体へのロシアの十全な参加を実現するための作業が続けられる。一次産品共通基金(Common Fund for Commodities)の資金を利用してロシアにとって優先すべき開発途上国との関係を強化するためのプロジェクトなど、国際的商品別団体のメカニズムを利用したプロジェクト実施の提案作成作業も継続される。

1.4.4. 国際的商業活動の法的基盤改善プロセスにおけるロシアの役割を強化し、対外貿易取引規制における外国の優れた事例や両組織の方法上及びモデル上の開発をロシアで活用するために、私法統一国際協会(UNIDROIT)及び国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)に参加する。

1.5. 地域経済機関との協力の発展

1.5.1. APECの機構や作業機関におけるロシアの存在を拡大し、APECの対外経済問題に関する協力プログラム、部門別イニシャチブ、プロジェクト活動、教育施策へのロシアの参加を強化する。

APECにおいては以下がロシアの活動の優先分野となる：

- －APECの部門別作業機関の会議及び首脳会談に常時参加する；
- －2012年のAPECにおけるロシアの議長国としての活動の結果をさらに発展させ、以下のような主要な優先テーマについての討論を促進する：

貿易及び投資自由化（情報通信技術、規制分野での協力、知的所有権遵守、非合法的伐採及び非合法的木材貿易への対抗処置、構造改革の実施、役務貿易統計の改善）；

輸送ルートの多様化及びスマート輸送システムの整備に重点をおいた輸送・物流システムの発展、非常事態の防止及びそうした事態の管理に関する協力の拡大；

農業への投資の簡易化に重点をおいた食糧安全保障、食料品の安全性と質の向上、先進技術の導入、収穫後の過程での損失の低減、脆弱層の国民の食料品へのアクセス改善、海洋資源の持続的利用を可能にする管理、非合法漁業対策；

統一教育圏の構築によるイノベーション分野での協力の推進、実業界、国家、アカデミーとの対話の強化、保健への投資推進、イノベーション経済への若者や女性の登用；

－APEC作業機関と通じてのロシアのさらなるイニシャチブ及び提案を実現し、会議の総括書類にその旨を反映させる；

－APECの枠組み内でロシアが進める政策とを、WTOの諸問題に関する立場及びWTOドーハラウンド交渉の進展との整合性を図る；

－APECのプロジェクト活動のメカニズムにロシアの機関を参加させる。

1.5.2. 欧州諸国の地域経済機構及びイニシャチブの枠内での協力を推進する、持続可能な発展のための地域戦略の策定と実行に参加する、共同インフラプロジェクトの実施及び海洋政策の策定に参加する（CBS（バルト海沿岸諸国評議会）、BEAC（バレンツ海欧州北極圏評議会）、BSEC（黒海経済協力機構））。

1.5.3. 2008年10月30日付けSCO（上海協力機構）加盟国多国間貿易・経済協力プログラム実現諸策計画実施に際しての優先分野に関して、SCOの枠組み内における協力を推進する。

SCOにおけるロシアの主要課題：

- －SCOの枠組み内で具体的な経済及び投資プロジェクトを実施する；
- －イノベーション的技術開発分野での協力を推進し、ハイテク製品を共同生産し販売する；
- －輸送及び通信分野における協力を強化する；
- －エネルギー安全保障、代替エネルギー資源の利用、先進技術の開発と導入といった分野での協力を推進する；
- －加盟国、オブザーバー、対話パートナーの参加を得てSCOエネルギークラブの活動を実務的に展開する；
- －農業分野、食糧安全保障分野での協力を推進する。

1.5.4. ロシア連邦が参加していない地域経済機関／連合体（ASEAN、MERCOSUR（南米南部共同市場））との直接的な貿易・経済協力を推進する。

ASEANとの協力におけるロシアの主要課題：

－ASEANの部門別会合及びロシア・ASEAN対話パートナーシップの会合（経済担当大臣レベルでのロシア、ASEAN間での毎年の協議を含む）に常時参加する；

－ロシアからの輸出の多様化及び高付加価値商品の輸出に重点をおいて、ASEAN諸国との相互貿易及び投資協力を発展させるための好適な条件を整備する；

- ーロシア・ASEANの貿易・経済及び投資協ロードマップを採択し、実施する；
- ーロシア・ASEANビジネス評議会に基づき、ロシアとASEANの実業界同士の交流を推進する、ロシアの実業界のASEANの然るべき枠組みへの参加拡大を支援する；
- ー対話パートナーシップ財務ファンドメカニズムを利用してロシア・ASEAN共同プロジェクトを実施する。

MERCOSURとの協力におけるロシアの主要課題：

- ー経済分野におけるロシア・MERCOSUR相互協力の最適な形を構築する；
- ー正式な対話を軌道に乗せる；
- ー関税同盟とMERCOSURとの協力関係構築に協力する；
- ー関税同盟とMERCOSUR間の経済協力協定調印に関する欧州経済委員会の交渉に協力する；
- ー商取引を拡大するとともに、輸入が輸出を上回り、原料中心になっているロシアのMERCOSUR諸国との貿易の構成を変化させる。このために、通信システムの整備、宇宙開発、バイオテクノロジーの導入、航空機製造、精密機械製造、防衛産業、原子力エネルギーなど鉱工業の最新の部門における協力の大きなポテンシャルを活用する；
- ー燃料エネルギー産業、食品工業、軽工業、輸送インフラ整備分野での協力などの「伝統的」部門での協力の可能性を活性化させる；
- ー投資協力を軌道に乗せる。

1.6. ロシアと国際経済機関及び機構（EBRDを含む）との協力の推進及び調整。

この主要施策は以下を目指して実施される：国際経済機関及び機構との協力を通じてロシア連邦の対外経済上の利益を確保する；ロシア経済発展のためのこれら組織のリソース利用効率を高める；二国間貿易・経済及び投資協力推進のための技術協力メカニズムを構築する。

1.6.1. ロシア技術協力勘定と欧州復興開発銀行(EBRD)との活動に関わる問題（協力の推進に向けた金融策を含む）などについてのロシアとEBRDとの協力を実現し、調整する。

1.6.2. EBRD年次総会をロシアで開催する。

1.6.3. 法規基盤の改善を含む、国際経済機関及び機構のロシア連邦におけるプロジェクト活動を調整する；ロシア経済発展のためにこれら組織のリソース利用効率向上のための、ロシア経済発展省の権限に属する諸策を実施する。

1.6.4. 中央アジア地域経済協力(CAREC)プログラムにロシアが加盟することの妥当性を検討する。

1.6.5. 貿易・経済及び投資協力について、官民パートナーシップメカニズム利用の必要性も考慮して、必要な法規上の基盤を含め技術協力メカニズムを構築し、実行する。

1.6.6. ロシア連邦の投資環境改善のための勧告を作成するために、世界銀行と共同で研究を行なう。

国家規制の特徴。

本サブプログラムでの国家規制策には以下が含まれる：

- ー最重要かつ有望な国を対象とする対外経済活動発展の課題の優先順位付け及び具体化に用いる主要組織的・法的ツールとして国別行動計画を策定し、実行する；
- ー政府間委員会(MPK)のロシア側部分の規定に対する1992年9月8日付けロシア連邦政府決定第678号によって承認された変更についての法規文書案、草稿を準備する；
- ーWTOへの加盟交渉の過程でロシア連邦が引き受けた義務の遂行に必要な諸施策の予定表に基づいた国家規制策；
- ーロシア連邦法規基盤をOECDの要求に適合させるために必要な国家規制策；
- ーロシア連邦におけるプロジェクト活動に関わる、また貿易・経済及び投資協力に関してロシア連邦が技術協力を行なうための、ロシアと国際経済機関及び機構との協力の推進に必要な国家規制策。

サブプログラム施策実施の資金を確保するには、以下の金額で連邦予算からの助成金が必要となる（現行の支出義務）：

- 2013年 - 8億5,841万5,100ルーブル；
 - 2014年 - 8億6,172万400ルーブル；
 - 2015年 - 8億6,557万6,600ルーブル；
 - 2016年 - 8億6,557万6,600ルーブル；
 - 2017年 - 8億6,557万6,600ルーブル；
 - 2018年 - 8億6,557万6,600ルーブル。
- 合計 - 51億8,244万1,900ルーブル。

サブプログラム実施に対する主要リスクは、ロシア経済発展の惰性シナリオが実現した場合、外国パートナーのロシアとの貿易・経済協力拡張、深化に対する関心が低下すること、多国間及び地域経済機関におけるロシアの影響力が低下すること、国際経済機関及び機構のロシア市場に対する関心が低下することなど、総じて国際経済協力体制の中で国益を保護、推進する可能性が小さくなることにある。もっとも重大なリスクとして

は以下が挙げられる：

－世界経済の不安定さと諸勢力間の深刻な対立を背景に、貿易摩擦と通貨保護主義がエスカレートし、ただでさえ世界でも最も差別されていて十分な経済競争力を持たない国であるロシアにとって深刻な負の影響が及ぶかもしれない；

－WTO内での消極的な態度やOECDへの非加盟、CIS内の統合過程の難航、貿易・経済協力に関してCISの枠外に出られないことなどによりロシアが貿易・政治的に孤立し、そのために競争力や世界との経済協力水準の低下を招く；

－CIS外諸国との特惠的形態の協力拡大などによる国際的貿易及び経済体制への統合深化プロセスにおいて国内市場が急速に開放された結果、国内経済の個々の部門が損害を蒙る；

－ロシアに旧式の技術が移転されたり、非効率的で環境に悪影響を与え、ロシア連邦の持続可能な発展ポテンシャルを損ねるような生産施設が持ち込まれた場合、ロシアと外国との貿易・経済協力発展に対する長期的関心が損なわれる；

－従来からの、優先されるべき、将来有望な貿易・経済パートナー諸国がその外交及び対外経済方針を変更することにより、大国（特に中国、EU、アメリカ）からの競争激化により、主要多国籍企業の制限的な商習慣により、ロシアの影響力が失われる；

－世界経済全般、特定品目の市況が悪化して、対外経済分野におけるロシアの可能性が不可避的に著しく縮小し、国際経済協力全体のポテンシャルが低下する；

－ロシアと国際経済機関及び機構との協力の効率性が以下の原因により低下する：これら組織の投資活動に対する世界市況の負の影響；国際経済機関及び機構株主のロシア関連プロジェクトにおける投票時の態度（政治的に動機付けられた場合を含む）；ロシア関連プロジェクトが国際経済機関及び機構で通用している選別基準に合致していない；ロシア側と国際経済機関との協力手順を規定する法規基盤の不備；

－ロシアの対外経済政策の策定および調整メカニズムが十分効果的に機能しないことで、ロシア連邦の国際経済協力分野で下される決定の妥当性と迅速性が低下する。

サブプログラム実施のリスク管理方法には以下の方向性での作業が含まれる：

－ロシアが国際経済協力に、レベル（二国間、地域、複数国間(plurilateral)、方向性、形式、多国間）においてバランスの取れた形で本格的に参加する；

－各段階において国際経済協力へのロシアの参加の優先的課題及び方向性を決定し、それらに現有のリソースや行政管理能力を集中する；

－国際経済機関及び機構に対してロシアが自らに引き受けた義務を適切に履行する；

－市場へのアクセスについてさらなる優位性を獲得し、パートナー諸国におけるロシアの経済的地位を強化するために、国際貿易・経済協力の特惠的、特惠的、統合的枠組みを利用する；

－対外経済政策上の方策の妥当性、迅速性、効果を向上させるため、そうした方策の計画、準備、採用、実行メカニズムを改善する（ロシアの国際経済協力推進及び調整に関する機能を国家管理の然るべき権限を有する機関に統合することを含む）。

サブプログラム実施期間は、国家プログラム「対外経済活動の発展」の実施期間（2013～2018年）とする。

サブプログラム2「ユーラシア経済連合の形成」

仕様書

サブプログラム2「ユーラシア経済連合の形成」

サブプログラムの実行責任者	- ロシア連邦経済発展省
サブプログラム参加者	- ロシア連邦財務省 ロシア連邦産業貿易省 連邦税関庁
サブプログラムのための計画的・目的別ツール	- サブプログラムは省庁の目的プログラムを含まず、主要施策からなる。
サブプログラムの目的	- 関税同盟と共通経済空間を統合する連合体形成の次の段階として、ユーラシア経済連合形成のための法的及び制度的基盤を構築する。
サブプログラムの課題	1) 共通経済空間に関する協定書の体系を整備し、そうした協定書を履行するための文書を策定し、他の分野での統合に移行するための参加国の経

- 濟的能力と準備態勢を評価する；
- 2) ユーラシア経済連合構築のための今後の方針と統合形式を決定し、ユーラシア経済連合形成協定が調印される可能性を確立する；
- 3) ユーラシア経済連合に関する協定書の体系を策定する；
- 4) ユーラシア経済連合加盟国が調印する協定書の体系によって定められた分野における規準の調整と統一を法的に可能にする；
- 5) ユーラシア経済連合の形成及び機能を可能にする制度的メカニズムを構築する；
- 6) 共通経済空間の法的基盤を形成する協定書に定められる権限を超国家的レベルに移管するための条件を整備し、移管する。

- サブプログラムの目標インジケータ及び指標 - サブプログラムの目的の達成を可能にする法的基盤の整備状況（国内文書、ユーラシア経済連合当事国との間の協定を含め、同同盟加盟国間での商品、役務、資本、労働力の自由移動の法的基盤を形成する法規文書の数）。
超国家的に直接効力を発揮する統一規準を含み、共通経済空間の法的基盤を形成する協定を進展させるためにユーラシア経済委員会によって採択される法規文書の数。
- サブプログラム実施段階及び期限 - ユーラシア経済連合の形成は、国際協定に定める期限で実施され、サブプログラム実施にかかわる部分については2013年から2018年末までの期間に実施される。
- サブプログラムへの国庫助成金額 - 初期段階においては、サブプログラム諸施策は中央機関の資金によって実施される。
共通経済空間協定書に定められる権限が委譲されるにつれて、サブプログラム諸施策は、当該プログラム及び／又はロシア連邦国家プログラム「対外経済活動」の枠内で、ユーラシア経済連合参加国又は政府首脳レベルで合意した規模と手順で、然るべき超国家的機関が直接資金調達に参加することにより実施される。
- サブプログラム実施により期待される成果 - 国家間協定並びに超国家的及び国家間制度の本格的な体系に基づく、ロシアとユーラシア経済連合が参加する活発かつ効率的な地域統合連合が形成される

サブプログラム実施分野の特徴

2008年11月17日付けロシア連邦政府命令第1663-r号によるロシア連邦政府の2012年までの活動の主要方針のひとつは、共同輸送及びエネルギーインフラ、農業、水・エネルギー部門、環境保護その他のセンシティブな分野でのプロジェクトやプログラムを含む、ユーラシア経済圏の統合である。この方向性は、2010年11月30日のロシア連邦連邦議会におけるロシア連邦大統領の教書演説や2020年までのロシアの社会・経済的發展コンセプトでも強調されている通り、その後もロシア連邦の対外経済政策の優先的方向性のひとつであり続けている。

統合政策の柱の一つはベラルーシ共和国、カザフスタン共和国、ロシア連邦の共通経済空間を形成することで、このことは国家首脳レベルで、ユーラシア経済共同体の国家間評議会（関税同盟の最高機関）の2009年12月19日付け決定第35号により定められている。この決定を履行するために、ベラルーシ共和国、ロシア連邦及びカザフスタン共和国は2010年11月18日と12月9日に、これら諸国による共通経済空間形成に関する17の協定書に調印した。

さらに2010年12月9日にはこれら諸国はベラルーシ共和国、カザフスタン共和国、ロシア連邦による共通経済空間形成宣言に調印した。この文書の結語部分には、関税同盟と共通経済空間を進展させることにより、三国はユーラシア経済連合の構築へ向かうことが定められている。

上記から、ユーラシア経済連合は共通経済空間発展の延長上にあり、その結果であると言える。

ユーラシア経済連合の統合、構築のさらなる推進にあたって対処すべきは以下のような問題である：

－加盟国、加盟候補国の間に、国家経済の規模と構造、発展の水準、経済規制の方法及びメカニズムに顕著な違いがある；

－加盟国の相互貿易・経済協力の水準が低くばかりか、いくつかの分野においては低下しつつある、相互貿易がアンバランスで、多様性に欠けている；

－十全にして効果的な法的規制、国家及び超国家機関の円滑な協力体制、よく整備された統合促進の制度やメカニズムが欠如している。

サブプログラム実施分野における国家政策上の優先事項には以下が含まれる：

－経済的統合分野を深化、拡大し、加盟国間の相互協力発展に最大限好適な条件を生む統一ユーラシア経済圏を形成する；

－ロシアと関税同盟及び共通経済空間諸国との経済協力の形と分野を多様化する、地域分業におけるロシア経済の効果的な専門化を計る；

－貿易及び投資に対する障壁を縮小、撤廃することによりユーラシア経済連合におけるロシアビジネスの競争力を向上させる、共通経済空間加盟国協定書体系が定める分野での経済規制規準の整合性を図り、統一する、統合を促進するメカニズムを構築する；

－統合の制度及びメカニズムの強化や改善に基づき、統合の望ましい効果を増大させられるような統合プロセスを効果的に管理する。

サブプログラムの目的は、関税同盟と共通経済空間を統合する連合体形成の次の段階として、ユーラシア経済連合形成のための法的及び制度的基盤を構築することである。

サブプログラムの実施により解決を図る課題：

1) 共通経済空間に関する協定書の体系を整備し、そうした協定書を履行するための文書を策定し、他の分野での統合に移行するための参加国の経済的能力と準備態勢を評価する；

2) ユーラシア経済連合構築のための今後の方針と統合形式を決定し、ユーラシア経済連合形成協定が調印される可能性を確立する；

3) ユーラシア経済連合に関する協定書の体系を策定する；

4) ユーラシア経済連合加盟国が調印する協定書の体系によって定められた分野における規準の調整と統一を法的に可能にする；

5) ユーラシア経済連合の形成及び機能を可能にする制度的メカニズムを構築する；

6) 共通経済空間の法的基盤を形成する協定書に定められる権限を超国家的レベルに移管するための条件を整備し、移管する。

課題解決の指標（インジケータ）：

－サブプログラムの目的の達成を可能にする法的基盤の整備状況（国内文書、ユーラシア経済連合当事国との間の協定を含め、同同盟加盟国間での商品、役務、資本、労働力の自由移動の法的基盤を形成する法規文書の数）（単位は、サブプログラム実施期間の終わりまでに策定される法規文書総数に占める%（数値は会計年度末に示す））；

－超国家的に直接効力を発揮する統一規準を含み、共通経済空間の法的基盤を形成する協定を発展させるためにユーラシア経済委員会によって採択される法規文書の数。

サブプログラム実施により期待される主要成果：

国家間協定並びに超国家的及び国家間制度の本格的な体系に基づく、ロシアとユーラシア経済連合が参加する活発かつ効率的な地域統合連合が形成され。

サブプログラム主要施策の特徴：

2.1. ユーラシア経済連合を形成し機能させるための協定の体系の策定、発展、実行。

施策実施段階。

第1段階（2013～2014年）では以下が行なわれる：

－ユーラシア経済連合に関する協定調印の準備を行なう；

－共通経済空間法規基盤の成文化を準備する；

－鉄道輸送機関の競争強化及びそのサービスへのアクセスを保障するための条件を整備する；

－自然独占者に対するタリフ政策の整合性を図る；

－統一エネルギー市場を形成するための法基盤を構築する；

－知的所有権分野の法的整合性を図る；

－自然独占分野のインフラサービスへのアクセスを保障するための法的条件を整備する；

－通貨関連法の整合性を確保する基盤を構築する；

－通貨規制及び通貨管理分野の法律への違反、通貨規制機関の規則への違反に対する責任の整合化を図る。

第2段階（2015～2018年）では以下が行なわれる：

－補助金の提供に関する要求を法的に整合化し、当該分野における管理メカニズムを構築する；

－金融サービス市場の職業的参加者に対する要求を整合化させるための基盤を構築する、ライセンスの相互認証条件を整備する；

－知的所有権の擁護及び保護分野における統一規制条件を整備する。

2.2. ユーラシア経済連合を形成し、機能させるための制度的条件を整備、共通経済空間を形成するための協定書に定められる権限の超国家的レベルへの移管。

施策実施段階。

施策実施に先立つ段階（2012年末まで）に、以下の権限を超国家的機関に移管する：

- －加盟国のマクロ経済政策の主要方針を策定する；
- －共通経済空間形成の際の自然独占分野の（部門別の）規制に関する段階的計画についての提案を作成する；
- －競争に関する統一規則の実現を可能にするための方法、手順その他の文書を承認する；
- －国家（地方自治体）買付けに関して、義務違反の事実確認及び明らかになった違反を加盟国が解消する必要性に関する決定を下す；
- －競争の統一原理及び規則の遵守に関する罰金の課金についての決定を下す；
- －共通経済空間についての協定の規準及び規則遵守状況を管理する；
- －参加国の国法が共通経済空間についての協定に合致しているかどうかのモニタリングと比較法分析を実施する；
- －自然独占分野の拡大に関する決定を下す；
- －国家（地方自治体）買付けに関して、内国民待遇からの除外の取り消し、義務違反の事実確認及び明らかになった違反を参加国が解消する必要性に関する決定を下す；
- －協定の条項の解釈及び（又は）適用に関する参加国間の争いの検討、いずれかの国が協定の義務を履行しなかった場合の他国の訴えの検討を行なう；
- －国法の整合性確保及び統一に関する参加国へのコンサルティング実施を支援する；
- －一連の協定の実施作業の結果を、参加国国家機関との合意、ユーラシア経済評議会での検討のために提出する。

第1段階（2013年中）では以下の権限の移管が予定されている：

- －当該国家の要望による特定の方向の鉄道輸送の排他的料金を合意する；
- －当該国家の要望による特定の方向の輸送について排他的料金を合意する、及び国家反独占機関が正当と認め、鉄道輸送組織の料金変更決定により権利と利益が侵害されたという消費者からの訴えを検討する。超国家機関はこの検討の結果に基づいて、鉄道輸送サービスへのアクセス規制に関する部分（料金政策の基礎を含む）について、鉄道輸送機関の料金変更決定を停止又は無効にする権利を有する；
- －必要な調査実施を含め、競争規則違反の徴候の存在についての訴え（資料）を検討する；加盟国の然るべき権限を有する機関、加盟国の事業者、個人の訴えに基づき、又は自らのイニシャチブにより、競争規則に対する違反に関する訴訟を起こし、検討する；競争の統一原則及び規則遵守の分野（不正な競争の禁止の遵守、非競争的協定禁止の遵守、支配的地位の濫用禁止の遵守に関して）において事業者に対して制裁を適用するものを含め、裁定を下す、事業者が履行しなければならない決定を下す。

第2段階（2014～2018年）では、特定の助成金に関する実施予定及び現行の計画についての参加国が履行義務を負う決定に関わる、鉱工業助成金の提供に関する統一規則協定に関する権限の超国家機関への移管が準備される。

国家規制の特徴。

主要施策2.1は以下の方策によって実施される：

- －共通経済空間参加国が調印する協定の体系によって定められた分野における法律の整合性を図り、統一することを法律上可能にする、国の法律を調印された協定に整合させる；
- －統一経済同盟形成の文脈における共通経済空間の法的基盤を整備、改善する。ここには法規的基盤の成文化及びユーラシア経済連合協定に対するアプローチの決定が含まれる。

資金の確保。

初期段階ではサブプログラム諸施策は中央機関の資金によって実施される。共通経済空間協定書に定められる権限が委譲されるにつれて、サブプログラム諸施策は、当該プログラム及び／又はロシア連邦国家プログラム「外交活動」の枠内で、ユーラシア経済連合参加国又は政府首脳レベルで合意した規模と手順で、然るべき超国家的機関が直接資金調達に参加することにより実施されることになる。

サブプログラム実施に伴う主要リスクとしては以下が挙げられる：

- －統合のための法規基盤及び制度的基盤整備のテンポと統合の経済的ファクター及び加盟国の実際の経済協力の動きにズレがあり、それが大きくなりつつある；
- －ユーラシア経済連合超国家機関の法規基盤、構造、機能、同機関への権限移管の時期、手順などの条件について三カ国間で合意が得られない、ユーラシア経済連合形成に関する協定が参加国によって批准されない又は批准が遅れるなどの理由により、統合プロセスが進行が遅れる。

サブプログラム実施のリスク管理方法には以下の方向性での作業が含まれる：

- －統合の有効かつ十分な法規的及び制度的基盤整備への努力を継続的にかつ合意された形により強化する；
- －ユーラシア経済連合の契約・法基盤の整備、超国家機関システムの構築に関する、ユーラシア経済連合の他の参加国の然るべき権限を有する機関との協力を実施し、管理する；
- －ユーラシア経済連合の契約・法基盤の整備、超国家機関システムの構築に関する国家レベルで合意された統一国家政策を策定する。

サブプログラム実施期間

ユーラシア経済連合の形成は、国際協定に定める期限で実施され、サブプログラム実施に関わる部分については2013年から2018年までの期間に実施される。

サブプログラム3「対外経済活動支援国家システムの構築」

仕様書

サブプログラム3「対外経済活動支援国家システムの構築」

- | | | |
|-----------------------|---|--|
| サブプログラムの実行責任者 | - | ロシア連邦経済発展省 |
| サブプログラム参加者 | - | ロシア連邦産業貿易省
ロシア連邦財務省 |
| サブプログラムのための計画的・目的別ツール | - | サブプログラムは省庁の目的プログラムを含まず、主要施策からなる。 |
| サブプログラムの目的 | - | (外国の最良の事例と比べて) 競争力を有し、多くの企業家にとってアクセス可能な対外経済活動発展の制度及びメカニズムの国家システムを整備する。 |
| サブプログラムの課題 | - | <ol style="list-style-type: none"> 1) 輸出に対する資金援助を改善し、その効率を向上させる； 2) 輸出及び投資協力に対するプロモーション的支援メカニズムを整備する； 3) 対外経済活動従事者への情報支援の質を向上させる； 4) 貿易・政策ツールを利用して国外市場におけるロシア商品、役務、投資のアクセス条件を改善する； 5) 在外ロシア連邦通商代表部の活動効果を向上させ、その対外経済活動分野の優先課題解決に対する貢献を増大させる； 6) ロシア連邦構成主体のレベルでの対外経済活動発展支援ポテンシャルを増強する； 7) 対外経済活動分野の計画、調整、モニタリングの質を向上させる； 8) 対外経済活動発展の焦点分野の専門家の養成と再教育を拡充する。 |
| サブプログラムの目標インジケータ及び指標 | - | <p>ロシアからの非エネルギー商品輸出全体に占める、国家の保証・保険支援で担保されている輸出の比率。</p> <p>公開型株式会社「輸出クレジット及び投資に対するロシア保険代理店」(以下、「ロシア保険代理店」)の資金援助により担保されている商品及び役務輸出の金額。</p> <p>ロシア保険代理店の資金援助を受けている組織総数における中小企業の比率。</p> <p>ロシア保険代理店の資金援助を受けている組織数の増加テンポ。</p> <p>連邦行政機関の展示会計画に含まれている国外の展示会・見本市イベントの件数。</p> <p>ロシアの対外貿易全体に占める、ロシアと外国とのビジネス評議会が活動している国々の比率。</p> |

ロシア経済発展省の対外経済情報ポータルサイト閲覧者数の増加テンポ。
 国外市場におけるロシア商品、役務、投資に対する新たに発見された制限措置の数。
 国外市場におけるロシア商品、役務、投資に対する制限措置で撤廃されたものの数。
 ロシアの対外経済活動従事者による通商代表部への訴え件数の増加テンポ。
 通商代表部の業務に満足している企業の比率（対外経済活動従事者へのアンケートに基づく）。
 通商代表部中の現代的情報技術インフラを装備しているものの比率。
 ロシア連邦の在外通商代表部の職員中の、対外経済活動支援に関する分野の養成、再教育、技能向上コースを履修した者の比率。
 ロシア連邦構成主体中、対外経済活動発展地域プログラムを持つものの比率。
 ロシアの対外貿易全体における、ロシアがその国との協力発展のために計画的・目的別方法やプロジェクト方策を採用している国々の比率。

- サブプログラム実施段階及び期限 - サブプログラム実施期間－2013～2018年
- サブプログラムへの国庫助成金額 - サブプログラムに要する資金額は、サブプログラム諸施策実施に関わり連邦予算から調達される費用（現行の支出義務）で、178億8,378万8,900ルーブルとなり、その内訳は：
 - 2013年 - 30億3,774万ルーブル；
 - 2014年 - 38億4,331万5,300ルーブル；
 - 2015年 - 27億1,670万1,200ルーブル；
 - 2016年 - 27億6,201万800ルーブル；
 - 2017年 - 27億6,201万800ルーブル；
 - 2018年 - 27億6,201万800ルーブル。
- サブプログラム実施により期待される成果 - 中期的展望（2018年まで）において、効率的な支援制度及びメカニズムに立脚し、ロシアの組織がグローバル市場で活動を拡大するための好条件整備を可能にする対外経済活動発展支援総合的国家システムが構築される

サブプログラム実施分野の特徴

現代では、対外経済活動発展支援国家システムは、グローバル市場におけるロシアビジネスの活動に競争力を確保するための条件整備、国際経済協力体制におけるロシアビジネスの利益の推進に、重要な、しばしば決定的な役割を果たす。2008～2009年の世界的金融経済危機の影響もあって国際競争が激化していることで、対外経済活動発展の制度及びメカニズムのシステムに対する、対外経済活動従事者が競争において成功を収めるのに役立つようなサービスの量と質に対する要求が増大している。

現在、対外経済活動発展の制度及びメカニズムに関するロシアの国家的システムは、不完全で十分に有効でないため、ロシアの企業及び組織の外国市場での可能性を制約し、外国の潜在的事業パートナーにとってのロシアとの協力の魅力を低下させている。サブプログラムの基礎を成すのは対外経済活動発展の制度及びメカニズム機構の強化と改善のための総合的方策で、ここでは以下が計画される：

- －対外経済活動発展支援の主要方向を全て（財政的、組織的、プロモーション的、情報コンサルティング上、貿易・政策上の支援）含める；
 - －連邦及び地域レベルでの機関、及びロシア連邦在外機関（第一に在外ロシア連邦通商代表部）の対外経済活動発展支援への参加を一貫したものとすることで、そうした支援の効果と、その目的対象への到達度を向上させる；
 - －支援の種類、目的に応じて対外経済活動発展支援の様々な組織的、法的枠組み（国家管理機関、専門国家機構、官民パートナーシップの制度とメカニズム、アウトソーシングなど）を利用する；
 - －対外経済活動分野における人員の管理、養成、技能向上制度を充実させる。
- サブプログラム実施分野における主要な問題は以下に起因している：

ーロシア連邦における対外経済活動発展支援の制度及びメカニズムが十全ではなく、それゆえに対外経済活動従事者に提供される国家サービスの量と内容が限られている；

ー対外経済活動発展支援に関する制度、施策に対する国家からの予算拠出が、対外経済活動発展支援国家システムを全面的かつ総合的に充実させ、関連企業及び組織を広範にカバーするには不十分である；

ー対外経済活動発展支援に関する個々の国家サービスへの対外経済活動従事者のアクセスが、そうしたサービス受益者への過剰な（十分な根拠のない）要求、負担の大きい官僚的規則、手続きによって困難になっている；

ー対外経済活動発展支援に関する現行の活動が、ロシア連邦の外交、対外経済政策の優先事項と十分に連動していない；

ー対外経済活動従事者に対するサービス提供に、連邦レベル、地域レベル、ロシア連邦の在外機関を包括し、その緊密な連携を確保するような統一されたシステムがない；

ー対外経済活動発展支援部門の諸機能が異なる省庁に分散しているため、それぞれの活動を計画し、調整することが困難になっている；

ー対外経済活動の焦眉の問題に関する高技能専門家が不足している。

サブプログラム実施分野における国家政策上の優先事項には以下が含まれる：

ロシア経済及び対外経済活動従事者の要求並びにロシア連邦の外交、対外経済政策の優先事項を考慮して、対外経済活動発展支援国家システムを完成させ、効率的に機能させる；

対外経済活動発展支援の制度及びメカニズムを改善し、対外経済活動従事者に提供される国家サービスの種類を拡大し、その質を向上させ、アクセスしやすくする；

対外経済活動分野の制度及び制度環境を拡充することにより、対外経済活動の質的指標、その持続可能性を向上させる。

目的一（外国の最良の事例と比べて）競争力を有し、多くの企業家にとってアクセス可能な対外経済活動発展の制度及びメカニズムの国家システムを整備する。

サブプログラムの実施により解決を図る課題：

1) 輸出に対する資金援助を改善し、その効率を向上させる；
 2) 輸出及び投資協力に対するプロモーション的支援メカニズムを整備する；
 3) 対外経済活動従事者への情報支援の質を向上させる；
 4) 貿易・政策ツールを利用して国外市場におけるロシア商品、役務、投資のアクセス条件を改善する；
 5) 在外ロシア連邦通商代表部の活動効果を向上させ、その対外経済活動分野の優先課題解決に対する貢献を増大させる；

6) ロシア連邦構成主体のレベルでの対外経済活動発展支援ポテンシャルを増強する；

7) 対外経済活動分野の計画、調整、モニタリングの質を向上させる；

8) 対外経済活動発展の焦眉の分野の専門家の養成と再教育を拡充する。

課題解決の指標（インジケータ）：

ーロシアからの非エネルギー商品輸出全体に占める国家の保証・保険支援で担保されている輸出の比率。

ーロシア保険代理店の資金援助を得て可能になっている商品及び役務輸出の金額。

ーロシア保険代理店の資金援助により担保されている組織総数における中小企業の比率。

ーロシア保険代理店の資金援助を受けている組織数の増加テンポ。

ー連邦行政機関の展示会計画に含まれている国外の展示会・見本市イベントの件数。

ーロシアの対外貿易全体に占める、ロシアと外国とのビジネス評議会が活動している国々の比率。

ーロシア経済発展省の対外経済情報ポータルサイト閲覧者数の増加テンポ。

ー国外市場におけるロシア商品、役務、投資に対する新たに発見された制限措置の数。

ー国外市場におけるロシア商品、役務、投資に対する制限措置で撤廃されたものの数。

ーロシアの対外経済活動従事者による通商代表部への訴え件数の増加テンポ。

ー通商代表部の業務に満足している企業の比率（対外経済活動従事者へのアンケートに基づく）。

ー通商代表部中の現代的情報技術インフラを装備しているものの比率。

ーロシア連邦の在外駐在通商代表部の職員中の、対外経済活動支援に関する分野の養成、再教育、技能向上コースを履修した者の比率。

ーロシア連邦構成主体中、対外経済活動発展地域プログラムを持つものの比率。

ーロシアの対外貿易全体における、ロシアがその国との協力発展のために計画的・目的別方法やプロジェクト方策を採用している国々の比率。

サブプログラム実施により期待される主な最終成果は、中期的展望（2018年まで）において、効率的な支援制度及びメカニズムに立脚し、ロシアの企業及び組織がグローバル市場で活動を拡大するための好条件整備を可能にする対外経済活動発展支援総合的国家システムが構築されることである。

サブプログラム主要施策：

3.1. 輸出に対する資金援助。

輸出に対する国家資金援助制度及びメカニズムのシステムを拡充する活動は、WTO及びOECDの規準及び規則、2010年12月9日にモスクワでベラルーシ共和国、カザフスタン共和国、ロシア連邦が調印した「鉱工業助成金の提供に関する統一規則協定」の条項を考慮して計画される。

3.1.1. 外国の最良の事例にしたがって、ロシア保険代理店が国の輸出信用代理店として機能できるようにする：

- －ロシア保険代理店活動の規則・規制基盤を構築する諸策を実施する；
- －連邦法「2012年及び2013、2014年の計画期間に関する連邦予算について」にしたがい、輸出クレジット及び投資の保険契約に関するロシア保険代理店の義務履行を担保するために提供される「開発対外経済銀行（ヴェネシエコンバーク）」の銀行保証に対する国家保証供与手順を策定し、承認する；
- －輸出者のための現代的金融商品を開発しロシア保険代理店の活動に導入する；
- －ロシア保険代理店の保険契約の形で担保される輸出者に対するクレジットとその利子によって形成される資産に関する預金準備率及び資本十全性の規準値を下げる。

3.1.2. WTO加盟に際して引き受けたロシアの国際的義務も考慮し、ロシア連邦の鉱工業製品輸出資金（保証）援助強化コンセプト（2003年10月14日付けロシア連邦政府命令第1493-r号）に定められている連邦予算の資金により、輸出補償支援国家メカニズム、長期的輸出クレジット供与を調整し、改善する。

3.1.2.1. 上記のような調整のためには、WTOの要求を考慮し、リスク補償のための本格的な国家政策を策定する必要がある。

3.1.2.2. 輸出資金国家援助メカニズム改善の過程において、以下の課題を解決する必要がある：

- －リスク補償国家政策に関する既存の方法、方針の改善。以下を含む：
 - 第一にソブリンクラス及び投資クラスのレベルでレーティングを有する取引相手のために、政府カウンター保証の提供を要求することなく、ソブリンクラスのほかに、銀行リスク、企業リスクを加えることにより保証されるリスクリストを拡大する；
 - そこへの鉱工業製品の輸出に際して国家補償支援が提供される国を列挙する限定的なリストを作成したりそうした国々ごとに保証上限を定める方式から、ロシアの主要貿易・経済相手を対象とし、より柔軟にリスク補償の限度やその条件を定める、定期的に修正されるリスク補償政策へ移行する；
 - －非市場的で、主として相互精算の状況に連動した諸外国のリスクカテゴリー上の格付けから、相手国のリスクの実際のレベルや特徴を十全に判定することが可能な、一般に採用されている市場重視型で詳細に渡るカントリーリスク評価に移行する；
 - －輸出資金国家援助のために拠出される(備蓄される)連邦予算資金の利用効率を向上させて、加工度の高い製品の輸出高を増大させ、資金援助を受けた輸出取引及びプロジェクトの件数を増加させ、取引が行なわれる国の数を増やす；
 - －輸出資金国家援助メカニズムを改善し、手続きを簡素化し、サービス供与期日を短縮することにより、そうしたサービスへのアクセスと需要を向上させる；
 - －ロシア連邦の対外経済政策の戦術的及び戦略的優先事項を考慮し、輸出資金国家援助メカニズムの枠組み内においてイノベーション製品の輸出に対する支援を優先的に実施する。

3.1.3. ロシアの鉱工業製品の輸出者に対して、彼らがロシアの金融機関から受けた借入金についての利息部分につき、連邦予算から補填を行なうメカニズムを改善する。

この形による国家支援では以下を行なうことが計画されている：

- －この輸出資金援助メカニズムを、WTOへの加盟に際して引き受けたものを含めた、ロシアの国際的義務に適合させる；
- －イノベーション製品をより十全に網羅するため、高度加工製品定義規準や対外経済製品商品目録（以下「商品目録」）の推奨コードに関して、鉱工業製品を高度加工製品に分類する手続きを改善する作業を継続する；
- －この輸出資金援助メカニズムによるサービスの供与手続きを簡素化し、供与期日を短縮する作業を継続する。

3.1.4. 高度加工製品輸出及び国際的生産・技術協力の枠組みによる供給に対する信用保証システムを強化する、輸出を始めようとしている中小企業、イノベーション企業を対象とするものを含めた新たな金融商品を導入する。会社手続き(corporative procedure)の枠内で、銀行やリース会社の本店及び地方支店に国家も参加して輸出者対象業務のためのコンサルティング及び教育センターを設立する。

「ロシア輸出入銀行（ロスエクシムバンク）」の輸出クレジット及び保証供与業務を拡充させる。ここでは以下が計画されている：

- －「ロスエクシムバンク」の時価総額(capitalization)を増加させ、それにより同銀行が自己資金により供与できる輸出クレジット及び保証の額を増大させ、中期的展望において外国の主要輸出入銀行が行なっている輸出支援に匹敵するような輸出クレジットポートフォリオを作ることを可能にする；

ー ロスエクシムバンクが行っている輸出に対するクレジット及び保証支援の枠組みで以下のような新たな金融メカニズム及び商品を導入する：

ー 主として輸出クレジットラインという新しい商品を提示することにより、国家保証を受ける長期的輸出クレジットのストラクチャリング・オペレーションの規模を年間5億米ドルにまで拡大する（こうすることで、クレジット書類が用意できていることにより、輸出取引に対するクレジット供与を決定するための時間が大幅に短縮できる）；

ー ファクタリングやフォーファイティングといった標準的メカニズムを、政治的、商業的リスクの国家との分担という要素で補完し、不特定の主体(principal)たちの債務に対する国家保証供与特別メカニズムによって国家保証を受ける短期貿易金融制度を導入する（貿易金融取引を担保するために、ロスエクシムバンクには「天井」保証が供与されることもありうる；手続きが標準化され銀行が先行的に融資を決定することにより、取引に対して国家がリスクを保証する場合に比べ、取引遂行期間が劇的に短縮されることになる）；

ー 輸出企業の流動資本を補充する目的で商業銀行の融資に対する保証を供与する形で輸出前融資を行なう手法を導入する。これは生産サイクルの長いハイテク設備製造企業にとって特に重要である；

ー 輸入国の政府保証という形での担保を利用せずに行なわれるプロジェクトファイナンスの枠組みにより、ロシア企業の輸出契約への融資を導入する；

ー 中小企業を含む輸出に、優良であるがこれまで担保として利用されたことのなかった資産を証券化することができるようにする、仕組み金融(structured finance)のメカニズムを導入する；

ー 輸出者に対するロシア連邦国家保証によって担保されるクレジット供与の結果形成される資産に関する預金準備率及び資本十全性の規準値を下げる。

3.2. 輸出及び投資協力に対するプロモーション的支援。

3.2.1. 対外経済支援国外ネットワークを整備する（経済的合理性があれば、官民パートナーシップにより国外にロシアの商社、技術支援センター、輸出機器・装置スペアパーツ地域委託倉庫などの、倉庫、販売、サービスインフラ施設を設立する）。

この施策の実施は以下を前提にする：官民パートナーシップの枠組みにより然るべきプロジェクトを開始する際に優先的に対処すべきカントリーリスクを特定する；そうしたプロジェクトを国別行動計画に含める；そうしたプロジェクト実施案の公開入札を（必要なら）実施する；そうしたプロジェクトへの資金供与メカニズムを策定する。

3.2.2. 展示会・見本市活動の改善：

ー 連邦行政機関の展示会計画に対する予算からの資金援助を増額する、それに応じて国外で開催されロシアの展示が計画されている、部分的に連邦予算から資金が供与される展示会及び見本市のリスト（以下「リスト」）を拡大する。これによりロシアの企業及び組織の国外での展示会・見本市イベントに参加したいという要望をより十全に満足させることができる；

ー ロシア連邦政府が承認する一覧表にしたがい、ロシア国家展示会及び国外での展示会におけるロシア展示を組織する；

ー 2013年と2015年の世界一般博覧会「エキスポ」へのロシア連邦の参加を実現する；

ー 2016年に予定されている予算からの資金拠出により、世界専門博覧会「エキスポー2017」へのロシア連邦の参加を準備する；

ー ロシア連邦における展示会・見本市活動強化コンセプトを作成する、国及び部門間の優先順位を考慮してリストに含める展示会・見本市イベントを選択する際の基準及び手順のような、連邦行政機関の展示会計画実施のためのメカニズムを改善する。

3.2.3. 国外市場へ進出することを目的とした施策（中小企業が参加するビジネスミッション、ビジネス交流会"Partnariate"など）を計画し、実行するメカニズムを作る。

3.2.4. 経済協力二国間ビジネスフォーマットを発展させる（ロシアと外国との貿易・経済協力ビジネス評議会、複数国共同商業会議所、経済協力二国間機関の活動の制度的基盤の改善）。こうしたフォーマットの枠組み内で、二国間経済協力優先プロジェクトや相互貿易及び投資の可能性についての実業界への情報提供事業のモニタリング及び支援を行う。上記機構の参加を得て国外市場におけるロシアビジネスの利益保護システムを構築する。

3.2.5. 国外に住むロシア人を登用してロシア輸出者を支援するための対外貿易コンサルタントネットワーク（集団）を構築する。

3.3. 対外経済活動分野における情報リソース及び情報環境の整備と発展。

3.3.1. 地域別及び部門別側面や相手国の言語によるローカルなセクションを設ける可能性も念頭において、インターネット上のロシア経済発展省の統一対外経済ポータルサイト（以下「ポータルサイト」）をサポートし、充実させる；情報を供給するシステムの近代化及び統合の可能性を見据えてポータルサイトへの情報源を拡大する；ポータルサイトの情報及びユーザー特性提供規則を改善する。ここには以下が含まれる：

ー ポータルサイトに、ポータルサイトの情報に対するユーザーの意見を書き込む掲示板、評価、コメントセクション、アンケートを含むフィードバックモジュールを設ける；

- ーポータルサイトに輸出志向商品及び役務のカタログを掲載し、定期的に更新する；
- ー輸出者のための、在外ロシア連邦通商代表部への情報照会サービスをポータルサイトに設ける；
- ー対中小企業輸出支援地域センターとポータルサイトとの相互協力メカニズムとその規則を作成する。このメカニズムにはポータルサイトを通じて提供される地域センターのサービス一覧が含まれる；
- ー輸出者向けのオンライン・コンサルティングサービスをポータルサイトに設ける；
- ーポータルサイトに對外経済活動に関する独立の情報源台帳を作り、管理する。

3.3.2. 對外経済活動発展支援機関、對外経済活動支援情報分析システム（連邦及び地域レベルの国家管理機関、對外経済活動発展支援機関を含む）及び對外経済活動従事者間の情報上の協力メカニズムを構築する。安定性、機動性、必要な品質と情報分析作業の種類を確保するためにアウトソーシングを利用することが計画されている。

3.3.3. 對外経済活動分野の情報環境を発展させる（方法論的及び分析的、情報提供用出版物の作成、對外経済活動従事者のためのセミナー、会議、コンサルティングの実施）。輸出発展の優先的及び有望分野におけるマーケティング調査に対する資金援助プログラムを策定し、実施する；全国的統一宣伝・情報キャンペーン「今すぐ輸出しよう」を実施する。

3.4. 国外市場の輸出及び投資に対する障壁の排除。

この主要施策の実施では、中期的にはロシアの商品、役務、投資の国外市場への好適なアクセス条件確保を目指した実業界とのパートナーシップが構築される。このパートナーシップの重要要素には以下が含まれる：
二国間及び多国間交渉の過程で生じた可能性を、輸出及び投資に対する障壁排除作業を進展させるためにより効果的に利用する；

既存及びこれから構築される紛争解決メカニズムを利用して、二国間及び多国間の義務に関して法適用を図る；

貿易障壁の体系的記録、障壁排除作業の進展に関する情報提供、国外市場へのアクセスに関するデータベースの改善を含む、効果的かつ透明性の高い実業界との協力を進める。

3.4.1. ロシアの商品、役務、投資の国外市場へのアクセス条件を自由化し、外国の貿易政策策定に際してのロシアに対する差別的アプローチをやめさせる。

3.4.2. ロシアの商品及び役務のアクセスに悪影響を与える外国の貿易政策施策を特定し、監視するシステムを改善する。

3.4.3. ロシア製品に対する制限措置についてのデータベースの改善、ビジネスのための貿易政策諸問題に関する一連の出版物（報告書と勧告）の作成、ロシアの對外貿易従事者保護の問題についての、教育のための円卓会議、セミナー、会議の開催を含む、障壁の特定と排除のための実業界及び輸出機関との協力メカニズムを構築する。

3.4.4. 国際貿易・投資紛争解決手続きにロシアが参加するための体制を整備する：

- ーWTOの枠組みによる紛争解決手続きにロシアが参加するための条件の整備；
- ー二国間レベルで貿易紛争を解決するメカニズムの構築。

3.5. グローバル経済における国の経済的利益を守るための在外ロシア連邦通商代表部の活動の強化。

3.5.1. ロシア大企業の外国でのプロジェクト実施を可能にする。

3.5.2. ロシア連邦構成主体の對外経済活動を支援する。

3.5.3. 実業界の団体のイニシャチブやプロジェクトの推進に協力する。

3.5.4. 公開型株式会社「輸出クレジット及び投資に対するロシア保険代理店」の活動を支援する。

3.5.5. ロシア企業の国外市場へのアクセスに対する障壁及び障害を特定し、排除する。

3.5.6. 貿易条件がWTOの義務に適合しているかどうかを監視する。

3.5.7. 情報・分析的及び組織的支援を実施する。

3.5.8. ロシアの肯定的イメージ形成を助け、ロシア経済に外国投資を誘致する。

3.5.9. インフラを整備して通商代表部の活動を可能にする。通商代表部の情報・技術インフラの基本的情報サービス提供態勢を向上させる。国家機密の保護を含め、通商代表部の安全を確保する*。

3.5.10. 通商代表部システムを強化し、その地理的配置を改善して経済協力の現行の成果及び展望との連動を図る。

3.5.11. 通商代表部システムのリソース上及び人材上のポテンシャルを強化する。

3.6. 對外経済活動発展地域インフラの整備。

3.6.1. 對外経済活動発展地域プログラムの策定及び実施、中小企業のための輸出支援地域センターの設立、地域の對外経済活動従事者のための組織的及びその他の施策実施を支援する。對外経済活動支援システム内における輸出支援地域センターの業務の効率を向上させ、對外経済発展の優先課題の解決を重視させるために、同センターに対する毎年の評価及び審査メカニズムを導入する。

*通商代表部の安全保障施策は、非公開で提出された資料にしたがって国家プログラムに反映されている。

3.6.2. 地域インフラ及び中小企業の対外経済活動支援諸策への資金援助システムを改善する。ここには予算資金によりその一部が補填されることになっている輸出に関する支出項目のリスト、そのような保証の規準と手順の最適化が含まれる。このメカニズムの改善はロシア連邦構成主体のレベルで実施されていてかつ予算資金又は国家コーポレーション、国家基金の資金を利用することが定められている、対外経済活動の発展を直接目的としているかそうした目的も兼ねているプログラムやメカニズムとの調整を図りながら実施される。

3.7. 対外経済活動の計画、調整、モニタリング。

3.7.1. 対外経済活動分野における企画立案及び計画（プロジェクトの仕様書とそれに対応するロードマップ、対外経済政策主要方針、国別行動計画、対外経済活動発展地域別及び部門別プログラム）実施の際に整合性を確保する。対外経済活動管理のための方法論上の支援に関して以下のような一連の作業を実施する：既存の情報システム（情報システム「MPK（政府間委員会）-Info」、自動化情報システム「モニタリング」、情報システム「対外経済政策主要方針管理パネル」と「国家パネル」）を近代化、統合し、統合統一情報システム対外経済活動(ISU VED)を作り、連邦及び地方の国家管理機関がアクセスできるようにする。

3.7.2. 本国家プログラム実施に際して重要な要素となるのが、優先相手国に関する2013～2018年国別行動計画（本文書に添付される）の実行である。

上記期間を対象とする国別行動計画には、在外通商代表部の活動の効率性などを表す目標値及びインジケータの典型的なセットが含まれている。国別行動計画では、ロシア大企業のプロジェクト支援、ビジネスミッションの企画と実施、政府間委員会会議の結果を受けての委託事項実施に関するロシア経済発展省の作業の計画及びモニタリングに特に重点が置かれている。

3.7.2. 対外経済活動支援機構及びツール総体の拡充の成果とレベルを評価するシステム（対外経済活動発展及び支援用の機構及びツール総合台帳の作成、方法論上の支援、更新）を構築する。

3.7.3. 対外経済活動管理の情報・分析上の支援システムを整備する（コンセプト、必要な規準文書と規則の作成；対外経済活動管理の課題を解決するための連邦及び地方国家管理機関の対外経済活動報告制度の整備；情報システム「国家パネル」の拡充とその作業のための情報上の支援）。

3.7.4. 対外経済活動協カイノベーションプロジェクトを選択し、その進展をモニタリングするシステムを整備する（コンセプト、必要な規準文書と規則の作成；近代化に関する対外経済活動プロジェクト台帳とその他の相互に関連する台帳のモニタリング及び更新に対する方法論上及び組織上の支援；「灯台」プロジェクト実施支援策の効果のモニタリング；情報システム「近代化プロジェクト台帳」の拡充）。

3.8. 対外経済活動分野の人材の養成、再教育、技能向上システムの強化。

3.8.1. 対外経済活動分野での作業のための人材養成プログラムを策定（更新）し、実施する。対象となるのは連邦行政機関、在外ロシア連邦通商代表部、CISの統合機関、国際経済機関（WTOを含む）、ロシア連邦構成主体の対外経済活動発展支援機関、ロシア連邦構成主体在外代表部や、貿易経済関係部門、貿易政策、商業外交などの分野の人材で、管理要員養成大統領サブプログラムのメカニズムも利用される。

3.8.2. ロシア連邦構成主体におけるものも含め、対外経済活動分野の人材養成のための現代的インフラを整備する。ロシアの対外経済政策長期的優先事項（WTO、関税同盟、共通経済空間、APECなど）に関する教職員を養成する。

3.8.3. 対外経済活動分野での人材養成、再教育、技能向上に携わっている大学の教育及び研究活動を拡充する。対外経済活動での研究及び実践活動に学生を参加させる。

3.8.4. 対外経済活動において権限を行使する連邦及び地方行政機関の専門家のローテーション及び目的別再教育原理を導入（再生）する。

国家規制策の特徴

本サブプログラムでの国家規制策には以下が含まれる：

－ロシア連邦の法律に、輸出に対する保証支援メカニズムを最適化するような変更を加えるための法規文書の提案、草稿を作成する；

－ロシア連邦の法律に、輸出クレジットの利息支払に関する支出の一部を連邦予算で補填するメカニズムを最適化するような変更を加えるための法規文書の提案、草稿を作成する；

－公開型株式会社「輸出クレジット及び投資に対するロシア保険代理店」の保険契約という形で担保される商業銀行資産に関する預金準備率及び資本十全性の規準値制定に関するロシア中央銀行の規準文書を作成する；

－ロシア連邦国家保証という形で担保される商業銀行資産に関する預金準備率及び資本十全性の規準値制定に関するロシア中央銀行の規準文書を作成する；

－2005年6月27日付けロシア連邦政府決定第401号（2009年10月2日版）「在外ロシア連邦通商代表部システムの最適化について」に変更を加える旨の法規文書の提案、草稿を作成する；

－対外経済活動発展に必要な地域インフラ整備プロジェクトへの資金確保のために入札による選別を行なえ

るようにするべく、中小企業に対する国家支援諸策実施に関するロシア連邦経済発展省の現行の規準文書に対する変更を作成する／新たな規準文書を策定する；

- － 対外経済情報ポータルサイトについてのロシア経済発展省の現行の規準文書に対する変更を作成する；
- － 対外経済活動支援国外ネットワーク、国外市場進出のための諸策推進のためのプロジェクトを実施し、資金を供与するための法規的基盤を整備する。

ロシア連邦構成主体、国家コーポレーション、国が資本参加している株式会社、社会团体、研究機関及びその他の機関が実施する主要施策の特徴

主要施策3.6の対外経済活動発展に必要な地域インフラ整備に関する部分にはロシア連邦構成主体が参加する（そうした施策の特徴は3.6.1及び3.6.2項に示されている）。この主要施策に対する資金拠出はロシア連邦国家プログラム「経済発展とイノベーション経済」で定められている。ロシア連邦構成主体はさらに主要施策3.7の対外経済活動の計画と調整に関わる部分にも参加する。

主要施策3.1の実施には、「国家コーポレーション開発対外経済活動銀行（ヴネシエコムバンク）」、及びその子会社である非公開型株式会社「ロスエクシムバンク」と公開型株式会社「輸出クレジット及び投資に対するロシア保険代理店」が参加する（そうした施策の特徴は3.1.1～3.1.3に示されている）。この主要施策に対する資金は、「ヴネシエコムバンク」、「ロスエクシムバンク」、「輸出クレジット及び投資に対するロシア保険代理店」、国が資本参加している株式会社の自己資金、連邦予算資金により確保される。

主要施策3.3、3.4、3.7及び3.8の実施には、研究機関、専門機関及び高等専門教育国家教育機関が参加する。

サブプログラム諸施策実施の資金を確保するには、連邦予算から以下の金額で助成金を拠出する必要がある（現行の支出義務）：

- 2013年 - 30億3,774万ルーブル；
 - 2014年 - 38億4,331万5,300ルーブル；
 - 2015年 - 27億1,670万1,200ルーブル；
 - 2016年 - 27億6,201万800ルーブル；
 - 2017年 - 27億6,201万800ルーブル；
 - 2018年 - 27億6,201万800ルーブル。
- 合計178億8,378万8,900ルーブル。

サブプログラム実施に対する主要リスクは、提案されている施策が実施されない又は不十分にしか実施されない場合、外国市場におけるロシアの企業及び組織の競争力が大きく低下し、輸出の商品構成における望ましくない傾向が継続し、輸出の商品、地理、企業に関する多様性指標が悪化することにある。もっとも重大なリスクとしては以下が挙げられる：

- － 対外経済活動発展支援制度、プログラム、施策に対する予算からの資金援助が不十分；
- － 「輸出クレジット及び投資に対するロシア保険代理店」の保険契約に定める債務を補償する国家保証が供与されないことで、「ロシア保険代理店」のロシア輸出者のためのサービスの競争力、必要性、アクセスが十全に確保されなくなる；
- － ロシアからの主要輸出品の世界価格が高くなることにより、対外経済活動発展支援国家システム整備に対する国家のモチベーションが弱まる；
- － 対外経済活動管理のさらなる脱中央集権化につながる行政改革が、対外経済活動分野の国家サービスの計画的・目的別の発展、調整、提供が行われる可能性を低下させる；
- － 国内経済の発展の影響及び／又は外国製品の競争力が先んじて向上する影響により、ロシアの商品及び役務の競争力が、対外経済活動発展国家支援システムのリソースや方策では補償できないほど著しく低下する；
- － 対外経済活動発展支援国家システムの諸要素が、対外経済活動発展支援国家システムの側と対外経済活動国家規制及び管理システムの側との間で統一性を欠いてかつアンバランスに進展することで、ある方向での努力が他の方向における努力の欠如や停滞によって無力化され、対外経済活動従事者にとってのサブプログラム実施効果が全体的に著しく低下する；
- － 対外経済活動発展支援制度及びメカニズムの利用において有効な目標設定がなされず、ロシアの外交及び対外経済政策の焦点の優先事項が十分に考慮されない。

サブプログラム実施のリスク管理方法には以下の方向性での作業が含まれる：

- － 「輸出クレジット及び投資に対するロシア保険代理店」の保険契約に関する債務に対するロシア連邦国家保証供与の問題を解決することを含め、対外経済活動発展支援国家システムを機能させるために予算資金を備蓄する；
- － 連邦及びロシア連邦構成主体行政機関が対外経済活動発展支援分野で自らの機能を果たす際に、それらの活動をよりよく調整する；
- － 対外経済活動支援制度及びメカニズムのシステム全体の発展のためのアプローチを、対外経済活動規制及

び管理システムの改善と同調する総合的なものとするにより、対外経済活動従事者が相乗効果を受けられるようにする。

サブプログラム実施期間は、国家プログラム「対外経済活動の発展」の実施期間（2013～2018年）とする。

サブプログラム4「対外経済活動国家規制体制の改善」

仕様書

サブプログラム4「対外経済活動国家規制体制の改善」

- | | |
|-----------------------|--|
| サブプログラムの実行責任者 | - ロシア連邦経済発展省 |
| サブプログラム参加者 | - ロシア連邦財務省
連邦税関庁
ロシア連邦産業貿易省 |
| サブプログラムのための計画的・目的別ツール | - サブプログラムは省庁の目的別プログラムを含まず、主要施策からなる。 |
| サブプログラムの目的 | - 外的環境の変化を考慮して国際経済協力の過程で国益及びロシア実業界の利益を確保できるような対外経済活動国家規制システムを構築する。 |
| サブプログラムの課題 | - 1) 統合的相互協力の過程においてロシア連邦及び関税同盟全体の経済的利益を確保するために関税同盟の枠組み内における対外貿易規制機能遂行の効率を向上させる；
2) 対外経済活動従事者のための行政手続きを簡素化する、輸出及び通貨管理メカニズム、対外経済活動従事者の出費を減少させ、ロシア企業による輸入契約履行の際に競争可能な条件を確保するためのVAT還付制度を改善する。 |
| サブプログラムの目標インジケータ及び指標 | - 関税同盟の対外貿易全体中の加盟国相互貿易の比率。
関税同盟相互貿易中の非エネルギー商品の比率。
欧州経済委員会の検討に付せられた関税規制及び非関税規制分野の問題中、ロシアのイニシャチブによって同委員会が採択した決定の比率。
関税規制及び非関税規制分野における欧州経済委員会による決定採択時間の2012年に比した短縮率。 |
| サブプログラム実施段階及び期限 | - サブプログラム実施時期—2013～2018年。 |
| サブプログラムへの国庫助成金額 | - サブプログラム諸施策は中央機関の資金によって実施される。 |
| サブプログラム実施により期待される成果 | - ロシア連邦の国益を考慮し、その社会・経済的発展を促進するために、超国家的権限と国家的権限のバランスを確保し、透明性が高く効率的な意思決定メカニズムに立脚し、外国の最善の事例に合致し、国際経済協力を実際に促進するような対外経済活動規制システムが中期的展望において（2018年までに）構築される。 |

サブプログラム実施分野の特徴

対外経済活動国家規制システムは、対外経済活動の発展、改善のための最重要要素のひとつである。本サブプログラムでは、グローバルな経済システムへのロシアの統合がさらに進み、貿易政策における規制の問題が関税同盟の法的規制の対象となる中で、対外経済活動国家規制の効率向上を目指す、組織・法的、技術的施策が実施される。

現在、ロシア連邦における対外経済活動国家規制システムは、広く受け入れられている国際的規準や規則に基づき、WTO加盟に伴う義務遂行のために行われた対外経済関連法改正作業の成果を考慮して構築されている。

関税同盟の枠組み内で、また共通経済空間形成過程において、経済及び対外経済政策の幅広い問題を網羅する、超国家的契約・法律基盤が構築され、改善されつつある。これと同時に、権限の一部の超国家レベルへの移管や関税同盟諸機関の決定の実行に伴い、国法の修正作業が進められている。CISの枠組み内における経済統合深化のプロセスや、経済規制諸システムの融和、調整も念頭においているロシア・EU共通経済圏構築のための活動も、対外経済活動国家規制システムに一定の影響を与えている。

対外経済活動規制分野における主要な問題は以下に起因している：

－対外経済活動規制分野の権限の相当な部分が関税同盟のレベルに移管されるため、対外経済活動規制国家システムを根本的に変更する必要がある；

－超国家執行機関－ユーラシア経済委員会－が設立されたことや関税同盟内で意思決定の全てのレベルで相互作用を調整する必要があることにより、対外経済活動規制分野での意思決定メカニズムが複雑化している；

－共通経済空間内の社会・経済部門における法律の整合性を図り、統一する必要がある；

－対外経済活動従事者のための制約的規定、行政手続き、手順の簡素化が必要である；

－対外経済活動規制の諸問題についての立案、意思決定プロセスに実業界が参加する制度的メカニズムが整備されていない。

サブプログラム実施分野における国家政策上の優先事項には以下が含まれる：

関税同盟枠組み内の国益を考慮して、対外貿易規制機能を効果的に遂行する；

対外貿易従事者のための行政的手続き、手順を簡素化する。ここには通貨及び輸出管理、輸出の際のVAT還付制度の改善が含まれる。

目的外的環境の変化を考慮して国際経済協力の過程で国益及びロシア実業界の利益を確保できるような対外経済活動国家規制システムを構築する。

この目的の達成は、関税同盟及び共通経済空間の諸機関による対外経済活動規制分野における超国家的権限の行使、関税同盟内の立案、意思決定メカニズムの効果、そうしたプロセスに対するロシアの影響力の度合いと密接に関わっている。

サブプログラムの実施により解決を図る課題：

1) 統合的相互協力の過程においてロシア連邦及び関税同盟全体の経済的利益を確保するために関税同盟の枠組み内における対外貿易規制機能遂行の効率を向上させる；

2) 対外経済活動従事者のための行政手続きを簡素化する、輸出及び通貨管理メカニズム、対外経済活動従事者の出費を減少させ、ロシア企業による輸出契約履行の際に競争可能な条件を確保するためのVAT還付制度を改善する。

課題解決の指標（インジケータ）：

－関税同盟の対外貿易全体中の加盟国相互貿易の比率。

－関税同盟相互貿易中の非エネルギー商品の比率。

－欧州経済委員会の検討に付せられた関税規制及び非関税規制分野の問題中、ロシアのイニシャチブによって同委員会が採択した決定の比率。

－関税規制及び非関税規制分野における欧州経済委員会による決定採択時間の2012年に比した短縮率。

サブプログラム実施により期待される主な成果は、ロシア連邦の国益を考慮し、その社会・経済的發展を促進するために、超国家的権限と国家的権限のバランスを確保し、透明性が高く効率的な意思決定メカニズムに立脚し、外国の最善の事例に合致し、国際経済協力を実際に促進するような対外経済活動規制システムが中期的展望において（2018年までに）構築されることである。

サブプログラムの主要施策及び国家規制諸策：

4.1. 関税同盟枠組み内における対外貿易規制機能の効果的な遂行。

4.1.1. 関税同盟を機能させるための制度的メカニズムを強化する：

－対外貿易規制についての関税同盟の権限に属する問題についての解決策を策定し、合意し、採択するメカニズムを改善する、ユーラシア経済委員会の活動にロシアが参加できるようにする；

－関税同盟の関税関連法の執行状況モニタリングシステムを作る；

－統一関税区域における通関手続き（条件）適用の均一化、対外貿易活動従事者の通関費用の最小化に関して、関税同盟の関税関連法案を改善する；

－関税同盟加盟国の対外及び相互貿易の統合情報システムを整備する；

－ユーラシア経済委員会裁判所をベースにして、関税同盟の枠内で、事業者が関わる紛争を解決するメカニズムの利用を可能にし、同メカニズムを改善する。

4.1.2. 関税同盟の活動やロシア連邦の国際的義務を考慮して、対外貿易の関税規制、非関税規制の効果を向上させる。

4.1.2.1. 輸入関税の構造と ツールを改善する：

－以下の目的で完成製品、装置、原料、部品に対する輸入関税率を修正する：

ロシアの完成製品の競争力を向上させ、輸入代替を促進し、輸入品構成を合理化するために関税率を高くする；

- －国内鉱工業、農業生産の個々の部門の競争力を向上させる；
- －ロシア経済の近代化及びそのイノベーション的発展の枠組みで、外国企業の製造部門をロシア連邦領内で国産化する、その他の形による外国投資の流入を促進する；
- －機器面、技術面で国内生産のレベルを向上させるために、外国の技術及びノウハウ、ハイテク装置、部品に対する経済的アクセスを容易にする；
- －国内市場の重点対象を保護し、輸入代替生産を促進することを目的として、イノベーション関連の、及び輸入に対して聖域となりうる（センシティブな）サブ副項目を明示するために関税同盟の対外経済活動商品目録コードを詳細化する。

4.1.2.2. 輸出関税システムを改善する：

- －輸出関税率制定メカニズムを改善し、輸出関税率水準及び輸出関税課税対象商品リストを改正する；
- －国内経済発展の課題及びロシアの国際的義務を考慮して、輸出関税課税対象製品数を減らす。

4.1.2.3. 対外貿易における特典、特惠制度を改善する：

- －関税上の特惠制度を改善する、関税特典制度を統一し、さらなる合理化を行う。

4.1.2.4. 国内市場保護特別策の適用を改善する：

- －関税同盟レベルに然るべき権限が移管されるという条件下で、保護措置適用を調整するメカニズムを改善する；
- －調査及び国内市場保護特別策の実施を適時行うために、センシティブなセクターの市況モニタリングシステムを整備する；
- －調査の提案と実施に関する、実業界とロシア連邦構成主体との協力メカニズムを改善する。

4.2. 対外経済活動従事者に対する行政規則及び手続きの簡素化。

4.2.1. 対外貿易従事者に対する過剰な障壁を排除するために、特定の種類の商品の輸出入業務及び再輸出に対するライセンス供与やその他の許可書類発行を合理化する。

4.2.2. 輸出管理メカニズム及び手続きを改善する：

- －大量破壊兵器不拡散及び輸出管理に関する広く認められている国際基準を遵守している外国へのハイテク及びイノベーション製品の輸出を管理する手続きを簡素化する。ここには輸出管理要求の簡素化が行われる対象国及び商品リストを策定する権利をロシア連邦政府に与えることが含まれる；
- －輸出管理の目的で、軍民両用の商品及び技術を特定するメカニズム並びにそれらについての対外経済取引管理を改善する；
- －輸出管理社内プログラムを有する組織に対する国家認証手続きを簡素化する。

4.2.3. 通貨管理メカニズム及び手続きを改善する：

- －通貨取引に関する情報提供期限違反に対する責任の個別化を目指す法的規準を導入する。

国家規制策の特徴

本サブプログラムでの国家規制策には以下が含まれる：

- －輸出関税率制定メカニズムを改善するための施策；
- －輸出管理メカニズム及び手続きを改善するための施策；
- －通貨規制及び通貨管理メカニズムの適用の改善及び適用範囲の制限を目的とする施策。取引仕様書の作成を含む（連邦法「通貨規制及び通貨管理について」、ロシア連邦税法典、ロシア連邦行政違反法典、ロシア中央銀行、ロシア連邦税関庁の関連文書への変更を定める法規文書の策定及び採択）。

サブプログラム諸施策は中央機関の資金によって実施される。

サブプログラム実施に対する主要リスクは、関税同盟及び共通経済空間の形成によって対外経済活動国家規制システム全体を改正する必要が生じることに、また対外経済活動規制への取り組みが硬直した形式的なものであることに関わっている。最も重大なリスクとしては以下が挙げられる：

- －関税同盟の枠組み内及び共通経済空間形成過程において、超国家的レベルと国家的レベルとの間で対外経済活動規制システムの進展状況に不均衡が存在していることにより、規制分野に「グレー」ゾーンが生じ、法適用慣習が複雑化し、制定された規準及び規則の遵守状況管理の効率が低下する；
- －関税同盟の枠組み内及び共通経済空間形成過程において、超国家的レベルと国家的レベルの間での規制に関する権限の分担が不明確なため、超国家機関の業務が難航し、同機関と加盟国との間での争いや訴訟を招きかねない；
- －妥協案を見出したり多くの合意を取り付けたりする必要から、対外経済活動規制に関して関税同盟が採択する決定の質と迅速性が低下する；
- －関税同盟及び共通経済空間加盟国に、超国家的機関の決定を遂行するという強い規律がない；

－関税同盟及び共通経済空間への参加並びにWTOへの加盟に際して課せられる規律、関税同盟及び共通経済空間の意思決定メカニズムによって定められる制約によって、対外経済活動規制分野における国益確保の可能性が低下する；

－商品の輸出入の際の煩雑な行政的・事務的手続きが無意味に残されており、それが外国との貿易・経済関係の発展の足枷となっている。

サブプログラム実施のリスク管理方法には以下の方向性での作業が含まれる：

－関税同盟及び共通経済空間の枠組み内で、対外経済活動の超国家的規制制度及びメカニズムを改善する；

－対外経済活動規制のメカニズム及びツール改善作業に広く専門家を動員する；

－国家レベル及び超国家レベルでの立案と決定採択のプロセスにおいて実業界との協力を強化する。

サブプログラム実施期間は、国家プログラム「対外経済活動の発展」の実施期間（2013～2018年）とする。

サブプログラム5「税関業務の改善」

仕様書

サブプログラム5「税関業務の改善」

- | | |
|-----------------------|---|
| サブプログラムの実行責任者 | - 連邦税関庁 |
| サブプログラム参加者 | - なし |
| サブプログラムのための計画的・目的別ツール | - サブプログラムは省庁の目的別プログラムを含まず、主要施策からなる。 |
| サブプログラムの目的 | - 商品の税関国境通過を加速し、対外経済活動従事者の出費を削減して対外貿易活動を支援するために、粗悪品、模造品から国内市場を保護するために、税関業務における行政違反や犯罪の効果的撲滅活動のために、さらには連邦予算への十全な収入確保のために、税関業務を改善する。 |
| サブプログラムの課題 | -
1) 行政障壁を縮小する、通関手続きの加速により対外経済活動従事者の出費を削減する；
2) 通関作業への抽出手法の導入、リスク管理システムの効率向上、商品搬出後通関の適用の拡大、通関手続きの最新技術の利用により、通関業務の質的向上を図る；
3) 税関機関の権限に属するその他の管理業務の形式及び手法を改善する；
4) 関税料金の計算の正しさ、支払の適時性を確保する；
5) 知的著作権保護分野のものを含めて、犯罪及び行政違反を防止、摘発、阻止する、犯罪によって得た収入の合法化（ロンダリング）やテロへの資金提供に対抗する諸策を実施する；
6) 情報通信技術を強化し、情報技術手段を導入する；
7) 税関機関の刑法学的鑑定業務を改善する；
8) 組織・管理業務を改善し、税関機関職員の専門レベルを向上させる。 |
| サブプログラムの主要目標指標 | - 追加検査を必要とするリスクがあるとは認められない商品に対して輸出通関手続きを行なう際の通関作業実行の上限時間。
追加検査を必要とするリスクがあるとは認められない商品に対して国内向け搬出のための通関手続きを行なう際の通関作業実行の上限時間。
税関検査された商品ロット全量中の、検査の結果、関税同盟の関税法及び税関業務に関するロシア連邦法に対する違反が発見された、または当該商品の搬出が禁止された商品ロットの比率。一次的輸出と再輸入、一次的輸入と再輸出、保税地域内（外）での加工、国内消費のための通関手続きの際に行なわれる商品を特定するための税関検査はここには含まれない。 |

商品及び輸送手段に関する必要な情報（書類）が提示され、商品／輸送手段が書類の追加点検及び／または検査を必要とするリスクがあると認められない場合について、税関機関が、自動車通過検問所での国家管理に関わって実施する作業の上限時間。

- | | | |
|---------------------|---|--|
| サブプログラム実施段階及び期限 | - | サブプログラム実施期間－2013～2018年 |
| サブプログラムへの国庫助成金額 | - | <p>プログラムに要する資金額は、プログラム諸施策実施に関わり連邦予算から調達される費用（現行の支出義務）で、3,737億5,773万3,900ルーブルとなり、その内訳は：</p> <p>2013年－608億1,147万6,000ルーブル；</p> <p>2014年－585億6,120万6,400ルーブル；</p> <p>2015年－591億6,793万4,400ルーブル；</p> <p>2016年－620億6,716万2,700ルーブル；</p> <p>2017年－650億4,638万7,100ルーブル；</p> <p>2018年－681億356万7,300ルーブル。</p> |
| サブプログラム実施により期待される成果 | - | <ul style="list-style-type: none"> －ロシア連邦国境通過自動車検問所で税関機関が行う国家管理に関する作業、及び商品申告地点での通関作業を実施する時間が短縮される； －AEO(authorized economic operator)事業者の活動のための競争力のある条件を整備する； －対外経済活動従事者による関税関連の法律遵守レベルが向上する； －対外経済活動従事者及び国家の、通関作業実施に関わる出費が削減される； －ロシア連邦領内で商品をトランジット輸送するための好適な条件が整備される； －税関機関が税関業務分野で採択する（実行する）決定、行為（無為）の合法性が向上する； －税関機関業務の情報化レベル及び情報透明性が向上する； －税関業務管理でイノベーション技術が利用されるようになる； －関税規準の透明性が向上し、体系化され、国際的法基準との統一化が進む； －関税分野での犯罪が減少する。 |

サブプログラム実施分野の特徴(主要問題、発展の予測)

関税同盟が機能し始めた時点で、対外経済活動の法規的規制の新しいシステムが形成された。関税同盟の関税法典、それにしたがって採択された関税同盟加盟国の国際協定、関税同盟諸機関の規準文書、2010年11月27日付け連邦法第311-FZ号「ロシア連邦における関税規制について」は、関税法の条項が著しく自由化され、通関手続き簡素化を目的とした規則が導入され、それによって対外経済活動分野において望ましい競争環境が形成される前提条件が整備されていることを示す例となっている。

こうした文書の採択により関税文書の書式、税関申告書の書式及び記入方法が統一され、商品課税価格の決定、申告、管理の統一方法が定められ、一次的輸入に際して関税の支払が免除される商品の統一リストが作成され、商品を自由関税ゾーンの通関手続き、自由倉庫の通関手続きに付するための統一原則及び方法が確立され、個人による商品移動の統一方法が定められ、輸入関税の金額を算入し、分配するメカニズムが作られた。

加工度の高い商品の搬出に要する時間の短縮、通関のために提出される最少必要書類リストの決定、AEO事業者制度の導入、税関申告書提出前に商品の搬出を可能にする制度の導入、関税支払における新技術の利用は、通関手続きの自由化及び簡素化への大きな一歩となった。

しかし、対外経済活動及びロシア連邦の税関機関の活動について、いくつかの問題は解決されないまま残っている。

関税規制に関して、対外経済活動従事者にとって常に関心の対象となっているのは、商品の一時的保管、税関申告、搬出に関する時間的ロスを最小化することである。そのために、国家にとって効率的で、ビジネスにとっての負担が最少であるような通関システムを構築することが焦眉の問題となっている。情報事前提出、電子申告、保税運送管理の改善、リスク管理システムの効率性向上、商品搬出後の通関実施の拡大のような有望な

通関手法を導入する必要がある。

電子媒体を利用した商品申告を実際に使用したケースでは、現在までに一連の問題点が見つかり、対外経済活動従事者にとってのこの申告方法の魅力を下下させている。電子申告利用のための好適な条件を整備するには、省庁間の電子媒体による協力体制を整え、他の連邦行政機関が許可書類を発行した旨の情報を、対外経済活動従事者からではなく、それを発行した規制機関から直接入手するやり方を導入する必要がある。

関税同盟の外部国境での情報事前提出技術も十全には利用されていない。近いうちに関税同盟加盟国全てにおいて、整合性の取れた情報事前提出手順を策定し、導入しなければならない。

現在、ロシア連邦税関庁で関税同盟の対外経済活動商品目録による商品分類について事前決定を下す国家サービスを提供する権限を持つ専門家の数は限られている。事前決定を下すという国家サービスは対外経済活動従事者から求められているもので、それに対する要求は年々増大している。権限を連邦税関庁の地方税関局に移管し、電子媒体によるサービス提供方式に移行することにより、サービスを最大限申請者に近づけ、サービス提供人員の増加によりその提供に要する時間を短縮し、書類、商品情報及びサンプル（税関機関がそれを要求した場合）提出期日を早めることができる。

税関機関に汚職が存在することは、国の経済発展テンポや先進諸国との経済協力拡張の展望に悪影響を与える要素のひとつとなる。それゆえ、汚職犯罪、職員が職務遂行に際して犯す、税関機関の利益に反する犯罪、職員に犯行を唆すような犯罪を、摘発、阻止、解決する対策の持つ意味が大きくなる。

税関機関の専門的人材の育成は已然として重要な問題である。連邦税関庁は、ロシア税関アカデミー及びその支部における追加専門教育プログラムによる一連の税関機関職員教育施策を計画している。対面教育のほかにも、税関機関に設けられた遠隔教育教室とワークステーションで構成されている遠隔教育ネットワークや省庁の通信チャンネルを利用した遠隔教育、衛星通信チャンネルを利用したビデオ会議方式での新しい教育技術を用いた教育が計画されている。

遠隔教育の実施には、全く新しい教育・方法装置や、3D式のものを含む教育用シミュレーターの整備が必要となる。現在ロシア税関アカデミーとそのサンクト・ペテルブルグ支部では、「バーチャル税関」、「税関・流通ターミナルにおける税関、植物検疫、動物検疫、輸送管理実施の際の省庁間協力」のような一連の教育・方法装置を整備するための準備作業が進められている。

他の法執行省庁の教育機関での税関機関法執行部門職員の再教育及び技能向上に対して十分に資金が拠出されないという問題もある。この問題が解決されれば、ロシア内務省、ロシア連邦保安庁、ロシア連邦最高検察庁の教育機関において税関機関法執行部門職員の再教育及び技能向上が実施できるようになる。

現在ロシア税関庁の刑法学的鑑定部門には外国の専門税関ラボと同レベルでの比較試験を行なう能力がないため、調停裁判所において税関専門家の鑑定結果が軽視される事態を招いている。研究及び試験基盤を現代の技術水準に合わせ、最も先進的な研究方法に適合させるためには、こうした部門の技術装備と資本装備率のレベルを向上させる必要がある。

通関手続き最適化のための先進技術の導入、同手続きの透明性向上による税関運用に対する抜本的に新しいアプローチの構築、対外経済活動従事者に対する情報及びコンサルティング提供の拡大、税関インフラの整備及び税関機関の装備充実、ロシア連邦国境通過検問所の処理能力向上を実現する必要があるものとなっている。

こうした施策を実施することによって、対外経済活動に好適な条件を整備し、法人及び自然人に提供される税関サービスの質を向上させ、過剰な行政障壁を縮小し、経済成長のテンポを速め、ビジネスを活性化させることができる。

サブプログラム実施分野における国家政策の優先事項（目的、課題、目的達成及び課題解決指標（インジケータ）、期待される主な成果、サブプログラム実施期間及び試験段階）。

サブプログラム「税関業務の改善」は、「2020年までのロシア連邦の長期的社会・経済発展コンセプト」、「2020年までのロシア連邦対外経済政策基本方針」、「ロシア連邦税関機関発展コンセプト」及び「2020年までの連邦税関庁戦略」によって定められる対外経済活動及び税関業務分野の国家政策上の優先事項を実施するためのツールである。

マクロ経済の安定、ロシア経済への投資誘致のための好条件整備、ロシア企業の競争力向上、対外経済活動への最大限の支援に関するロシア連邦政府が定めた方針は、税関業務改善の目的に完全に呼応している。

本サブプログラムにしたがい、税関業務の改善は、以下の課題を解決することによって実現される：

- 行政障壁を縮小する、通関手続きの加速により対外経済活動従事者の出費を削減する；
- 通関作業への抽出手法の導入、リスク管理システムの効率向上、商品搬出後通関の適用の拡大、通関手続きの最新技術の利用により、通関業務の質的向上を図る；
- 税関機関の権限に属するその他の管理業務の形式及び手法を改善する；
- 関税料金の計算の正しさ、支払の適時性を確保する；
- 知的所有権保護分野のものを含めて、犯罪及び行政違反を防止、摘発、阻止する、犯罪によって得た収入の合法化（ロンダリング）やテロへの資金提供に対抗する諸策を実施する；

情報通信技術を強化し、情報技術手段を導入する；
 税関機関の刑法学的鑑定業務を改善する；
 組織・管理業務を改善し、税関機関職員の専門レベルを向上させる。

サブプログラムは2013～2018年にかけて実施される計画である。主要施策を総合的に実施することにより以下の成果が期待される：

ロシア連邦国境通過自動車検問所で税関機関が国家管理に関する作業、及び商品申告地点での通関作業を実施する時間が短縮される；

AEO事業者の活動のための競争力のある条件を整備する；
 対外経済活動従事者による関税関連の法律遵守レベルが向上する；
 対外経済活動従事者及び国家の、通関作業実施に関わる出費が削減される；
 ロシア連邦領内で商品をトランジット輸送するための好適な条件が整備される；
 税関機関が税関業務分野で採択する（実行する）決定、行為（無為）の合法性が向上する；
 税関機関業務の情報化レベル及び情報透明性が向上する；
 税関業務管理でイノベーション技術が利用されるようになる；
 関税規準の透明性が向上し、体系化され、国際的法基準との統一化が進む；
 関税分野での犯罪が減少する。

課題解決の指標（インジケータ）：

－追加検査を必要とするリスクがあるとは認められない商品に対して輸出通関手続きを行なう際の通関作業実行の上限時間；

－追加検査を必要とするリスクがあるとは認められない商品に対して国内向け搬出のための通関手続きを行なう際の通関作業実行の上限時間；

－税関検査された商品ロット全量中の、検査の結果、関税同盟の税関法及び税関業務に関するロシア連邦法に対する違反が発見された、または当該商品の搬出が禁止された商品ロットの比率。一次的輸出と再輸入、一次的輸入と再輸出、保税地域内（外）での加工、国内消費のための通関手続きの際に行なわれる商品を特定するための税関検査はここには含まれない；

－商品及び輸送手段に関する必要な情報（書類）が提示され、商品／輸送手段が書類の追加点検及び／または検査を必要とするリスクがあると認められない場合について、税関機関が、自動車通過検問所での国家管理に関わって実施する作業の上限時間。

国家規制策の特徴

5.1. ロシア連邦税関機関業務の改善では以下が予定されている：

ロシア連邦国境通過自動車検問所で税関機関が行う国家管理に関する作業、及び商品申告地点での通関作業を改善する；

関税及び通貨関連の法律遵守率を向上させる；
 関税支払の管理を行なう；
 人員を養成し、組織・管理業務を改善する；
 情報通信技術及び情報技術手段を改善する。

5.2. ロシア連邦税関機関の刑法学的鑑定業務の改善では以下が予定されている：

極東税関局、南部税関局、北西税関局及びモスクワ地区のヴヌコヴォ税関業務区域における摘発作業の際にロシア連邦税関機関の業務に対して刑法学的鑑定上のサポートを恒常的に提供することを念頭において、新たな刑法学的鑑定部門を設立する；

資料ベースを整備し、上記部門に最新の研究装置を装備する；
 刑法学的鑑定業務における情報・技術サポートを改善する；
 関税同盟の対外経済活動商品目録に合わせて、税関機関のための鑑定調査作業の範囲を拡大する。

サブプログラム実施に必要な資金額。

2013～2018年にかけてサブプログラムの実施には、その主要施策の実施に対するものも含めて、以下の金額を連邦予算から拠出する必要がある（現行の支出義務）：

- 2013年 – 608億1,147万6,000ルーブル；
 - 2014年 – 585億6,120万6,400ルーブル；
 - 2015年 – 591億6,793万4,400ルーブル；
 - 2016年 – 620億6,716万2,700ルーブル；
 - 2017年 – 650億4,638万7,100ルーブル；
 - 2018年 – 681億356万7,300ルーブル。
- 合計：3,737億5,773万3,900ルーブル。

サブプログラム実施に対するリスクの分析、そのリスク管理諸策。

計画されている施策を期限内に実施し、設定された目標値を達成することを妨げて、サブプログラムの目的

達成及び課題解決に悪影響を与えうるリスク要因が存在する。

1. マクロ経済上のリスク。

マクロ経済上のリスクは、経済成長の鈍化、投資活動度の低下、世界的な流動性危機、為替市場及び証券市場の不安定などの否定的な現象に起因する。国内、国外市場の市況悪化の可能性もこのリスクに分類されるべきである。世界経済の諸問題に関連して生じうる原料価格の低下や、エネルギー資源世界価格の変動は、連邦予算の収入に大きく影響しうるもので、潜在的リスク要因となる。

2. 資金上のリスク。

ロシア連邦税関庁の活動は、税関及び輸送・流通インフラの整備状況、税関国境通過検問所の建設と検査装置などのその装備、最新の情報技術及び通信設備の導入に直接左右されるものであるため、予算からの拠出が減額されると同庁の活動の業務効率に悪影響が及ぶ。

3. 法規上のリスク。

法規上のリスクに分類されうるのは、対外貿易分野の国際法規、関税同盟の関税関連法規、税関業務に関するロシア連邦の法律、及び刑法、行政法、刑事訴訟法、為替法などが変更される可能性があることである。このほか、関税同盟内の関税徴集及び分配の方法とメカニズムに関するリスク、ロシアの世界貿易機構加盟の影響、共通経済空間形成に関わるリスクがここに含まれる。

4. 地政学的リスク。

ロシア連邦に隣接するいくつかの地域の政治的不安定は、対外経済関係の発展やロシアと他国との輸送ルートの発展に悪影響を及ぼすリスクをもたらす。そうしたリスクは代替輸送ルートの構築、ロシアの対外経済活動従事者に対する差別的方策の導入などの行動として顕在化するおそれがある。

サブプログラム実施に対するリスクへの対策：

リスク発生源や発生理由解明、発生時点及びリスク発生を伴うプロセスの特定などの、リスクの質的分析を行なう；

サブプログラムの個々の施策、主要施策に対する、またサブプログラム全体に対するリスク要因の影響度合いを判定する；

リスク発生を予測し、発生原因を除去する作業、リスクの悪影響を解消するための作業を実施する。

サブプログラム6「対外経済活動実施のためのロシア連邦国境検問所システム強化」

仕様書

サブプログラム6「対外経済活動実施のためのロシア連邦国境検問所システム強化」

- | | | |
|-----------------------|---|---|
| サブプログラムの実行責任者 | - | ロシア連邦国境整備局 |
| サブプログラム参加者 | - | なし |
| サブプログラムのための計画的・目的別ツール | - | サブプログラムは省庁の目的別プログラムを含まず、主要施策からなる。 |
| サブプログラムの目的 | - | ロシア連邦国境検問所運営の効果的システムを整備する。 |
| サブプログラムの課題 | - | 1) 検問所の運営を改善する；
2) 商品・貨物越境フローに最適な検問所密度を実現する；
3) ユーラシア経済連合やCISなどの枠組みにおける統合プロセスを念頭において、関税同盟加盟国の対外経済活動効率を向上させるための条件を整備する；
4) サブプログラム実施のための条件を整備する。 |
| サブプログラムの目標インジケータ及び指標 | - | ロシア連邦国境検問所の処理能力の推移（累積合計）。
検問所総数中の、共通検査設備を有する検問所の比率。
設置されている検問所総数中の、機能している検問所の比率。
国境をはさんで隣接する陸上検問所間の業務条件一致度。
関税同盟加盟国外部国境検問所の設備及び資材・技術装備に対する統一標準要求に適合している検問所の数。 |
| サブプログラム実施段階及び期限 | - | 実施期間は2013年から2018年。 |

- サブプログラムへの国庫助成金額 - プログラムに要する資金額は、プログラム諸施策実施に関わり連邦予算から調達される費用（現行の支出義務）で、258億382万4,800ルーブルとなり、その内訳は：
- 2013年 - 42億2,940万1,700ルーブル；
 - 2014年 - 42億7,374万1,500ルーブル；
 - 2015年 - 43億2,517万400ルーブル；
 - 2016年 - 43億2,517万400ルーブル；
 - 2017年 - 43億2,517万400ルーブル；
 - 2018年 - 43億2,517万400ルーブル
- サブプログラム実施により期待される成果 -
- 検問所が、その設備や技術装備を含め（国家管理機関の特殊装置を除き）、中断することなく機能するようになる；
 - 国境通過自動化システムが構築される；
 - 非効率的検問所の閉鎖や、国際貿易及び観光の拡充、国境沿い地域の発展に必要な検問所の開設により、国境通過システムが改善される；
 - 検問所の設備及び装備を規定する規準文書が、関税同盟加盟国外部国境検問所で行なわれる出入国、関税、衛生防疫、動物検疫、植物検疫、輸送管理に必要な建物、部屋、建造物の設備及び資材・技術装備に対する統一標準要求に適合する、上記統一標準要求が遵守される；
 - 関税同盟加盟国外部国境における、
 - 不法移民、
 - 貨物及び商品の不法搬入（搬出）、
 - 麻薬及びその前駆物質、武器、弾薬などの密輸
 関税同盟諸国の内部及び外部国境、国境付近地域における国際テロ組織及び組織犯罪グループ、非合法団体の活動に対する対抗処置遂行に関する安全を確保するための条件が整備される；
 - ユーラシア経済連合やCISなどの枠組みにおける統合を念頭において、関税同盟外部国境における経済的及び国境安全確保のための条件整備、外部国境のあるべき形構築のための実際の諸策群の策定に向けた統一方針が策定され、実行される。
 - サブプログラムに掲げる目的達成のための条件が整備される；
 - ロシア連邦国境検問所運営に関わる連邦支出の効率が向上する；
 - 検問所システムの実際の処理能力が、本サブプログラムの主要施策実施のみにより50%向上する；
 - 検査業務実施及び同業務待ち時間が、本サブプログラムの主要施策実施のみにより50%短縮される。

サブプログラム実施分野の特徴

2007年11月1日ロシア連邦政府決定第734号「ロシア連邦国境整備局について」（2010年6月15日付けロシア連邦政府決定第438号による版）によれば、ロシア連邦国境整備局（以下、「国境整備局」）は、ロシア連邦国境の整備、ロシア連邦国境検問所の設置、拡充、活動の保障という分野における国家政策の策定及び実施、法規規制、国家資産の管理、国家サービスの提供を行い、また同分野における国家発注者の役割を果たす権限を付与された連邦行政機関である。

ロシア連邦国境整備に関する国家政策は、ロシアの社会・経済的発展、出入国及び関税政策の効率向上、対外経済活動及び国境付近での協力実施のための好条件整備を目的とする。

統合過程が進行しつつある今日の下では、ロシア連邦の国境に対する、なかでもその検問所に対する要求が増大しつつある。

国境の整備は、対外経済活動、投資環境、国境付近での協力発展のための最大限好適な条件の整備を目指し、国際的輸送のさらなる発展やロシアの良いイメージ形成に資するものでなければならない。

関税同盟の活動開始及び共通経済空間形成過程の進展により、国境整備への従来の方針に修正が加えられた。

2011年7月1日に関税同盟諸国間の国境で、国家管理のうち合意された項目が廃止された。

2010年12月28日付け連邦法第394-FZ号「国家管理のいくつかの項目の実施権をロシア連邦税関機関へ移管す

ることに関わるいくつかの法律の修正について」の発効に伴い、検問所での輸送管理権限全体及び特別検問所での衛生検疫、植物検疫、動物検疫の権限を税関機関の部署へ移管するための一連の措置が実行されはじめた。

こうした施策の目的は、行政的障壁の縮小、国境での管理機関の機能重複の解消、そしてその結果としての、人、商品、交通手段の国境通過の加速にある。

経済発展及び統合過程傾向の新しい要素は、国境区域の整備に対して、イノベーション技術の導入を伴い、またロシア連邦の経済的利益と国家安全に対するリスクを考慮した、総合的で個別化されたアプローチを必要とする。

国境の整備及び装備と同時に、検問所システムを最適化する作業も継続する必要がある。2009年から2012年にかけて、無駄と判断された70ヶ所の検問所が閉鎖された。

ロシア連邦大統領及びロシア連邦政府の委託を実施する形で、また長期的戦略文書にしたがって、23ヶ所の新しい検問所が設置された（空輸5ヶ所、鉄道13ヶ所、海洋2ヶ所、自動車1ヶ所、混合1ヶ所）。

近隣諸国との対外経済及び外交関係発展に伴い、検問所に関する現有の政府間協定の見直しや新たなその種の協定の締結が切実な問題となっている。

2009～2012年にアブハジア、南オセチア、ウクライナ、カザフスタン共和国、エストニア共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、中華人民共和国との国境検問所整備に関する政府間協定が調印された。ラトヴィア、リトアニア、カザフスタン、アルメニア、モンゴルのパートナーともこの方向性での活発な交渉が続いている。

検問所作業の対称性達成と検問所整備についての提案を作成するために、検問所の状況が恒常的にモニタリングされている。

上記期間中、ロシアラトヴィア、ロシア中国、ロシアアゼルバイジャン、ロシアモンゴルの国境検問所のモニタリングが行なわれた。国境の新しい形を作るための重要な基盤となるのは、最新のソフト・ハードウェアや自動情報システムを検問所に導入することである。そのほか、人、貨物、商品、輸送手段の検査実施技術スキームの変更によっても、検問手続き実施時間を短縮することができる。

国境整備局は、ロシア連邦国境検問所運営の典型的スキームに基づき、また地域的条件を考慮して、検問所ごとに人、輸送手段、貨物、商品、動物のロシア連邦国境通過技術スキームを策定し、それが検問所に設置される調整評議会の議定書で承認される。こうした技術スキームで検問所での検査にかかる時間が制定されている。

国境を快適に通過できるようにするため、国境整備局は関係連邦行政機関と共に国際鉄道乗客輸送における出入国及び通関手続き時間を短縮する作業を進めている。

特急列車「アレグロ」の出入国管理に要する時間を短縮するために、列車出発の60日前から10分前までの期間にロシア連邦領内でチケットを購入した乗客に関する情報を公開型株式会社「ロシア鉄道」が国境機関に伝達する体制が整えられた。

連邦行政機関は現行の法制を改善する作業を進めている。

ロシア連邦税関庁に権限を移管する旨を定めた連邦法を実現するために、ロシア連邦政府は以下の決定発布した：

2011年5月26日付け第419号「国際自動車輸送に対する国家管理に関する規則への変更及び2008年6月26日付けロシア連邦政府決定第481号の失効確認について」；

2011年6月20日付け第480号「連邦法「国家管理のいくつかの項目の実施権をロシア連邦税関機関へ移管することに関わるいくつかの法律の修正について」の採択に伴うロシア連邦政府のいくつかの文書の変更又は失効について」；

2011年6月29日付け第500号「ロシア連邦国境検問所における衛生検疫規則の承認について」；

2011年6月29日付け第501号「ロシア連邦国境検問所における国家獣医検査規則の承認について」；

2011年6月29日付け第502号「ロシア連邦国境検問所における国家植物検疫規則の承認について」。

ロシア連邦保安庁は人、輸送手段、貨物、商品、動物のロシア連邦国境通過を管理するために、ロシア連邦国境検問所の出入国管理国家機能遂行に関するロシア連邦保安庁行政規則を制定し、承認した。

連邦動植物検疫局は、国家動物検疫の対象である貨物の搬入、搬出許可発行に関する新しい行政規則を策定している。

関係連邦行政機関が講じている上記諸策は、検問所システムの近代化、その安定的な機能、検査作業の時間短縮を目的としており、最終的には対外経済活動の発展及びロシアの国境付近地域さらには国全体の投資上の魅力を向上させることを可能にする。

ロシア連邦国境整備については現段階で以下のような主要問題がある：

－法規制上の不備がある；

－ロシア連邦国境におけるインフラの整備、利用が不十分である；

－現有の検問所システムがロシア連邦の社会・経済的発展のテンポによって決められる国家の要求に適合していない；

－ロシア連邦国境にあるインフラの不動産物件に対する所有権の問題が解決されていない。

サブプログラム実施分野における政策的優先事項には、「ロシア連邦国境整備分野の国家政策実行コンセプト」(2008年9月11日付けロシア連邦政府命令第1309-r号によって承認)によれば、以下が含まれる：

ロシア連邦国境検問所及び同国境通過地点の整備に対する方針(国境付近地域の地域的発展、隣接区域の発展、安全上の要求を考慮し、対外貿易貨物及び乗客数の分析に基づいて、ロシア連邦検問所整備に対する方針)を個別化する；

検問所の業務規則を制定することも含め、検問所における出入国、関税その他の管理を実施するために必要な条件を整備する；

検問所の整備及び機能に関する現代的規格を策定し、導入する；

法規的基盤を改善する；

検問所整備のための連邦予算支出の構成を最適化する；

国境管理改善及び検問所整備の方針に関する国際協力を強化する。

上記問題及び優先事項に基づき、サブプログラムの目的、課題、主要施策が定められた。

目的—ロシア連邦国境検問所運営の効果的システムを整備する。

サブプログラムの実施により解決を図る課題：

1. 検問所の運営を改善する；
2. 商品・貨物越境フローに最適な検問所密度を実現する；
3. ユーラシア経済連合やCISなどの枠組みにおける統合プロセスを念頭において、関税同盟加盟国の対外経済活動効率を向上させるための条件を整備する；
4. サブプログラム実施のための条件を整備する。

課題解決の指標(インジケータ)：

—ロシア連邦国境検問所の処理能力の推移(累積合計)；

—検問所総数中の、共通検査設備を有する検問所の比率；

—設置されている検問所総数中の、機能している検問所の比率；

—国境をはさんで隣接する陸上検問所間の業務条件一致度；

—関税同盟加盟国外部国境検問所の設備及び資材・技術装備に対する統一標準要求に適合している検問所の数。

サブプログラム実施により期待される主な成果としては以下が挙げられる：

—検問所が、その設備や技術装備を含め(国家管理機関の特殊装置を除き)、中断することなく機能するようになる；

—非効率的検問所の閉鎖や、国際貿易及び観光の拡充、国境沿い地域の発展に必要な検問所の開設により、国境通過システムが改善される；

—検問所の設備及び装備を規定する規準文書が、関税同盟加盟国外部国境検問所で行なわれる出入国、関税、衛生防疫、動物検疫、植物検疫、輸送管理に必要な建物、部屋、建造物の設備及び資材・技術装備に対する統一標準要求に適合する、上記統一標準要求が遵守される；

—関税同盟及びユーラシア経済圏加盟国外部国境における、

不法移民、

貨物及び商品の不法搬入(搬出)、

麻薬及びその前駆物質、武器、弾薬などの密輸

関税同盟諸国の内部及び外部国境、国境付近地域における国際テロ組織及び組織犯罪グループ、非合法集団の活動

に対する対抗処置遂行に関する安全を確保するための条件が整備される；

—ユーラシア経済連合やCISなどの枠組みにおける統合を念頭において、関税同盟外部国境における経済的及び国境安全確保のための条件整備、外部国境のあるべき形構築のための実際の諸策群の策定に向けた統一方針が策定され、実行される。

—サブプログラムに掲げる目的達成のための条件が整備される；

—ロシア連邦国境検問所運営に関わる連邦支出の効率が向上する；

—検問所システムの実際の処理能力が、本サブプログラムの主要施策実施のみにより50%向上する；

—検査業務実施及び同業務待ち時間が、本サブプログラムの主要施策実施のみにより50%短縮される。

サブプログラム主要施策：

6.1. 検問所における対外経済活動の実施、貨物及び人の国境通過のための好適な条件(インフラ及び行政的性格のもの)の整備。

主要施策6.1の実現により、検問所インフラの発展、検問所の効率的機能と運営が可能になり、国境通過手続きの際の対外経済活動従事者の財政的損失を軽減するための条件が整備される。

6.1.1. ロシア連邦国境検問所施設の運営(維持)。

検問所が中断なく機能するようにし、検問所において国家管理機関が活動するための条件を整備する。

6.1.2. ロシア連邦国境検問所施設の修理（日常的修理、オーバーホール）。

ロシア連邦国境検問所の生命維持システムの事故、建物の損壊、建造物、構造物の倒壊の結果、対外経済活動従事者や国境を通過する人々に損害を与える可能性のある非常事態が生じることを防止する。

6.1.3. ロシア連邦国境検問所の連邦資産及び設備の連邦国家機関「ロスグランストロイ」（「ロシア連邦国境整備局施設の建設及び運営機関」）による機動的な管理への移管。

検問所が中断なく機能できるような資産管理を実現する。ロシア連邦検問所内における、その施設の運用規則違反につながり、関税及び出入国条件の遵守を不可能にするような曖昧性を排除する。

6.1.4. ロシア連邦国境検問所及び国境通過地点状況のモニタリング。

検問所の修理、改修又は閉鎖といった措置を適時講じられるように、その状態を判定する。

6.1.5. 国境検問所の運営。

6.1.6. ロシア連邦国境通過の際の快適な条件を整備するための自動化システムの構築及び導入。

6.2. 検問所システムの最適化。

主要施策6.2.が実施されれば、非効率的な検問所の閉鎖や、国際貿易及び観光の拡充、国境沿い地域の発展に必要な検問所の開設により、国境通過システムが改善され、国の対外経済活動の要求に適合するものとなる。

6.2.1. ロシア連邦国境検問所の開設及びその分類の変更に関する提案の検討。検問所を開設する、その分類を変更する、国家の対外経済活動を効率的に行うための新たな国際協定を締結する又は現行の協定を修正するという形で国際的活動を行う。

6.2.2. 検問所閉鎖の提案の検討。

ロシア連邦国境検問所の数を最適化する、新たな国際協定を締結する又は現行の協定を修正するという形で国際的活動を行う。ロシア連邦国境検問所システムの処理能力を着実に増大させつつ、検問所の運用及び維持に充てられる連邦予算資金使用の効率を向上させる。

6.2.3. ロシア連邦国境整備局と外国の然るべき権限を有する機関との間における、ロシア連邦国境検問所及び国境通過地点の整備に関する協力及び情報交換についての国際協定の策定、交渉、調印、実行。

6.3. ロシア連邦国境整備局の国際的活動の実施。

この主要施策の実施により、ユーラシア経済連合やCISの枠組みによる統合プロセスを念頭において、国境管理の改善分野における、また検問所整備、関税同盟加盟国の対外経済活動効率向上のための条件整備方針に関する、国際協力を発展させることができる。

6.3.1. 当該活動分野における外国の権力機関、国際機関、国際合議機関との協力。

6.3.2 政府間委員会、ワーキンググループ、専門家グループのレベルにおけるCIS、ユーラシア経済連合の現有統合機構の会議にロシア連邦国境整備局を参加させる。

6.3.3. 統合プロセスを念頭においた、国家間目的別プログラム「ユーラシア経済共同体参加国の外部国境の確立及び整備」の策定及び実行。

6.4. 中央機関部署及びロシア連邦国境整備局地方機関の活動に対する、必要かつ根拠のあるリソース配分。

この主要施策の実施は、ロシア連邦国境整備局及びその地方機関の活動を経済的に保障し、検問所拡充の法的規制を行なうことを目指している。

ロシア連邦構成主体が実施する主要施策の特徴：

ロシア連邦構成主体はサブプログラム実施に参加しない。

国家コーポレーション、国が資本参加している株式会社、社会団体、研究機関及びその他の機関並びに国家予算外基金のサブプログラム実施への参加に関する情報：

国家コーポレーション、国が資本参加している株式会社、社会団体、研究機関及びその他の機関並びに国家予算外基金はサブプログラム実施に参加しない。

プログラムに要する資金連邦予算から調達される：

2013年 - 42億2,940万1,700ルーブル；

2014年 - 42億7,374万1,500ルーブル；

2015年 - 43億2,517万400ルーブル；

2016年 - 43億2,517万400ルーブル；

2017年 - 43億2,517万400ルーブル；

2018年 - 43億2,517万400ルーブル。

合計258億382万4,800ルーブル。

サブプログラム実施に対する主要リスクとしては以下が挙げられる：

－輸送・貨物フローの方向を変えるような形のものを含め、対外貿易の市況に変化が生じる；

－検問所設置地域で天災又は産業災害が発生する。

サブプログラム実施に対するリスク管理方法としては以下が挙げられる：

－検問所及び国境通過地点でモニタリングを行なう；

ーロシア連邦国境通過対外貿易商品フロー動向の予測に基づいてロシア連邦国境検問所処理能力の変更を計画する；

ー検問所において省庁間委員会の会議を実施する；

ー対外貿易活動を実行するために必要な検問所を開設する；

ー対外経済活動条件の変更に伴い、検問所の分類を変更する；

ー非常事態の予防及び対処統一国家システムの枠内で情報交換を実施する；

ー然るべき権限を有する地方機関、ロシア連邦構成主体行政機関、地方自治機関と協力して、民間防衛、非常事態発生時の緊急対応、住民及び検問所施設の非常事態からの保護のための態勢を作り、実行する。

サブプログラム実施期間：2013年から2018年。

平成28年度 国庫補助事業
ロシア地域貿易投資促進事業 1. 情報収集・提供事業
(2)ビジネス詳細情報収集提供事業 ②ロシア経済法運用・市場慣行実態調査
報告書

ロシア広域経済圏の形成

2017年3月発行

編集・発行

一般社団法人 ロシアNIS貿易会
ロシアNIS経済研究所

東京都中央区新川1-2-12
金山ビル
電話(03)3551-6218

製作・印刷

(株)カントー

©禁無断転載